

檜葉町地域防災計画

一般災害対策編

平成 2 6 年 月修正

檜葉町防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的・構成等	3
第2節 基本方針と活動目標	7
第3節 檜葉町の自然条件と社会条件	9
第4節 災害履歴	11
第5節 被害想定	16
第6節 防災関係機関等の実施責任と業務の大綱	20
第2編 一般災害対策計画	27
第1章 災害予防計画	29
第1節 市街地整備の推進	31
第2節 地盤災害の予防対策の推進	33
第3節 道路・鉄道の安全性の向上	35
第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上	37
第5節 ライフライン施設の安全対策の推進	39
第7節 建築物等の安全性の向上	43
第8節 活動体制の強化	45
第9節 広域応援体制の強化	48
第10節 情報収集・連絡体制の強化	50
第11節 出火防止・消防体制の強化	52
第11節 救助・救出体制の強化	55
第13節 避難・誘導体制の強化	58
第14節 医療・救護体制の強化	63
第15節 給水体制の強化	65
第16節 食糧・生活物資供給体制の強化	66
第17節 緊急輸送体制の強化	68
第18節 防疫・保健衛生体制の強化	71
第19節 廃棄物処理体制の強化	73
第20節 文教対策の強化	75
第21節 自主防災体制の強化	77
第22節 要配慮者対策の推進	79
第23節 ボランティアとの連携強化	83
第24節 防災訓練の実施	84
第25節 防災教育・研修の実施	87
第26節 災害救助法の習熟	90
第2章 災害応急対策計画	91
第2章 災害応急対策計画	93
第1節 職員の動員・配備	93
第2節 災害対策本部の設置	97

第3節	県・広域への応援要請	107
第4節	自衛隊の派遣要請	111
第5節	災害情報の収集・伝達	114
第6節	災害広報活動	122
第7節	消防活動	125
第8節	救出・救助活動	127
第9節	医療・救護活動	130
第10節	避難活動	133
第11節	道路の確保	143
第12節	緊急輸送活動	145
第13節	警備活動	149
第14節	飲料水等の供給	151
第15節	食糧の供給	154
第16節	生活物資の供給	157
第17節	防疫・保健衛生活動	160
第18節	廃棄物・障害物処理対策	163
第19節	遺体の捜索・収容・火葬等	167
第20節	ライフライン施設の応急復旧	170
第21節	住宅対策	173
第22節	文教保育対策	177
第23節	要配慮者対策	181
第24節	ボランティアとの連携	183
第25節	農業対策	186
第26節	災害救助法の運用等	188
第3章	災害復旧・復興計画	191
第3章	災害復旧・復興計画	193
第1節	激甚災害の指定	193
第2節	災害復興の基本方針の設定	194
第3節	公共施設の災害復旧	196
第4節	義援金品の受付・配分	197
第5節	生活支援等相談の実施	199
第6節	災害弔慰金・見舞金の支給	200
第7節	町税の減免等	201
第8節	災害復旧への資金支援	202
第9節	罹災証明書の交付	203
第3編	震災対策計画	207
第1章	災害予防計画	209
第1章	災害予防計画	211
第1節	市街地整備の推進	211

第2節	地盤災害の予防対策の推進	211
第3節	道路・鉄道の安全性の向上	211
第4節	河川・海岸施設等の安全性の向上	211
第5節	ライフライン施設の安全対策の推進	212
第6節	危険物施設の安全対策の向上	212
第7節	建築物等の安全性の向上	212
第8節	津波対策の強化	212
第9節	活動体制の強化	214
第10節	広域応援体制の強化	214
第11節	情報収集・連絡体制の強化	214
第12節	救助・救出体制の充実	214
第13節	出火防止・消防体制の強化	215
第14節	避難・誘導体制の強化	215
第15節	医療救護体制の強化	216
第16節	給水体制の強化	216
第17節	食糧・生活物資供給体制の強化	216
第18節	緊急輸送体制の強化	216
第19節	防疫・保健衛生体制の強化	216
第20節	廃棄物処理体制の強化	216
第21節	文教対策の強化	217
第22節	自主防災体制の強化	217
第23節	要配慮者対策の推進	217
第24節	ボランティアとの連携強化	217
第25節	防災訓練の実施	218
第26節	防災教育・研修の実施	218
第27節	災害救助法の習熟	218
第2章	災害応急対策計画	219
第2章	災害応急対策計画	221
第1節	職員の動員・配備	221
第2節	災害対策本部の設置	221
第3節	県・広域への応援要請	221
第4節	自衛隊の派遣要請	221
第5節	災害情報の収集・伝達	221
第6節	災害広報活動	221
第7節	津波対策活動	222
第8節	消防活動	226
第9節	救出・救助活動	227
第10節	医療・救護活動	227
第11節	避難活動	227

第12節	道路の確保	227
第13節	緊急輸送活動	228
第14節	警備活動	228
第15節	飲料水等の供給	228
第16節	食糧の供給	228
第17節	生活物資の供給	228
第18節	防疫・保健衛生活動	228
第19節	廃棄物処理対策	229
第20節	遺体の捜索・収容・火葬等	229
第21節	ライフライン施設の応急復旧	229
第22節	住宅対策	229
第23節	文教対策	229
第24節	要配慮者対策	229
第25節	ボランティアとの連携	230
第26節	農業対策	230
第27節	災害救助法の運用等	230
第3章	災害復旧・復興計画	231
第1節	激甚災害の指定	233
第2節	災害復旧・復興の基本方針の設定	233
第3節	公共施設の災害復旧	233
第4節	義援金品の受付・配分	233
第5節	生活支援等相談の実施	233
第6節	災害弔慰金・見舞金の支給	233
第7節	町税の減免等	234
第8節	災害復旧への資金支援	234
第9節	り災証明書の交付	234
第4編	事故対策計画	235
第1部	海上災害対策計画	237
第1部	海上災害対策計画	238
第1節	計画の目的	238
第2節	予防計画	238
第3節	応急対策計画	238
第2部	鉄道災害対策計画	241
第2部	鉄道災害対策計画	242
第1節	計画の目的	242
第2節	予防計画	242
第3節	応急対策計画	243
第3部	道路災害対策計画	245
第3部	道路災害対策計画	246

第1節	計画の目的	246
第2節	予防計画	246
第3節	応急対策計画	246
第4部	危険物等災害対策計画	249
第4部	危険物等災害対策計画	250
第1節	計画の目的	250
第2節	予防計画	250
第3節	応急対策計画	251
第5部	大規模な火事災害対策計画	253
第5部	大規模な火事災害対策計画	254
第1節	計画の目的	254
第2節	予防計画	254
第3節	応急対策計画	255
第6部	林野火災対策計画	257
第6部	林野火災対策計画	258
第1節	計画の目的	258
第2節	予防計画	258
第3節	応急対策	259

第 1 編 総則

第 1 節 計画の目的・構成等

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。最終改正：平成二五年六月二一日法律第五四号。以下「改正災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、檜葉町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 計画の性格

災害は、突発的に不測の事態が発生するものであり、近年、社会環境の変化とともに多様化する一方である。これらの災害に対して、関係機関の連携のもと、迅速かつ的確な災害対策活動が要求される。

関係機関の実施責任と関係機関相互の緊密な連携の基本を示す本計画は、常に地域の実情に沿ったものでなければならない。このため、檜葉町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

第 3 計画の策定機関

この計画は、檜葉町の地域住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減するため、檜葉町防災会議が作成する。

檜葉町防災会議は、檜葉町長を会長として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条および檜葉町防災会議条例に基づき、指定された職員を委員として組織する。

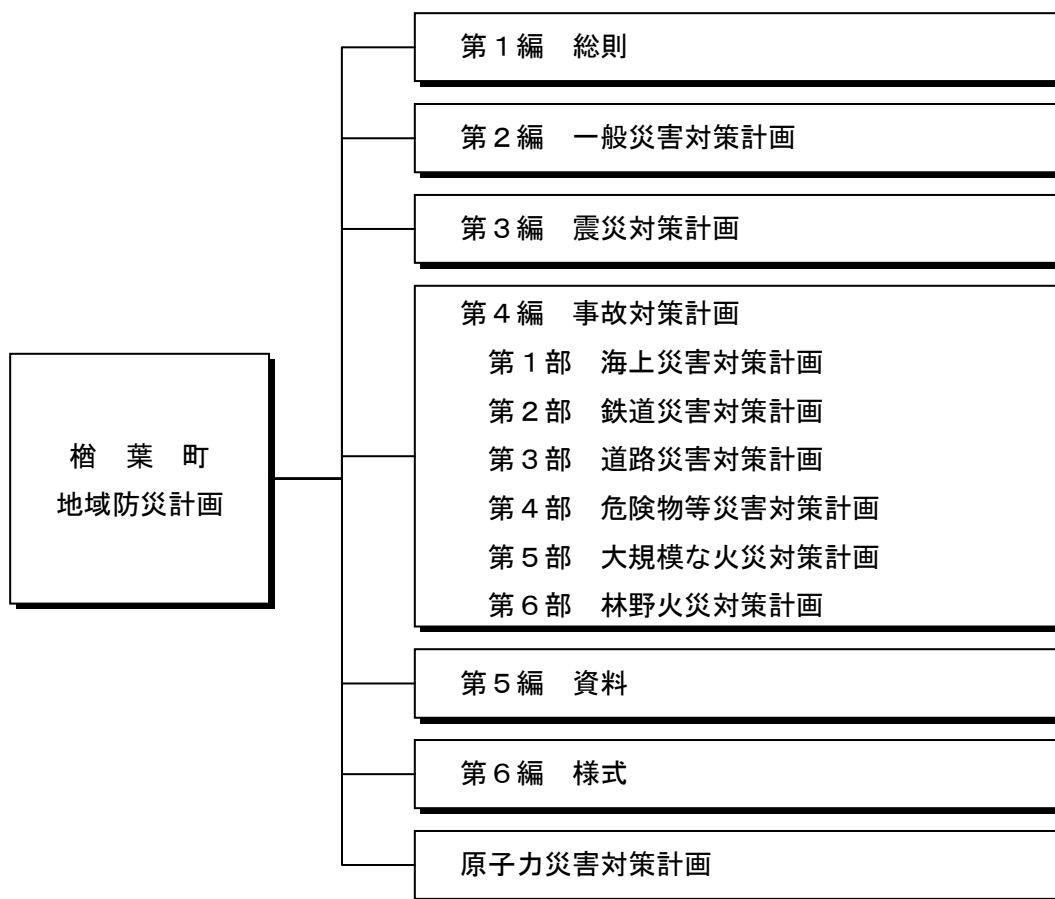
なお、改正災対法では、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」が追加されており、今後、女性の視点を災害対策に生かすという観点等も踏まえ、こうした委員の任命を検討するものとする。

【資料 2-1】 檜葉町防災会議条例

【資料 2-2】 檜葉町防災会議委員名簿

第4 計画の構成と内容

この計画は、「第1編 総則」、「第2編 一般災害対策計画」、「第3編 震災対策計画」、「第4編 事故対策計画」、「第5編 資料」、「第6編 様式」及び「原子力災害対策計画」により構成する。



1 総則

本計画の目的・構成、基本方針と活動目標、檜葉町の自然条件と社会条件、災害履歴、被害想定、防災関係機関等実施責任と業務の大綱について定める。

2 一般災害対策計画

一般災害対策は、災害対策の基本として、被害を最小限に軽減するための予防措置を位置づけた災害予防計画、災害が発生した後の被害の拡大防止と被災者に対する応急的救助に関する事項を位置づけた災害応急対策計画、および復旧・復興の基本的な方針を位置づけた災害復旧・復興計画から構成される。

3 震災対策計画

震災対策計画は、地震災害に関する被害を最小限に軽減するための予防措置を位置づけた災害予防計画、災害が発生した後の被害の拡大防止と被災者に対する応急的救助に関する事項を位置づけた災害応急対策計画、および復旧・復興の基本的な方針を位置づけた災害復旧・復興計画から構成される。

特に、海岸を有する地形から、津波災害対策に対しての項目を設けた。

4 事故対策計画

事故対策計画は、鉄道事故、大規模な道路における事故、林野火災等、災害対策本部の設置または設置の検討が必要な大規模な事故等に対する予防措置、および発生した場合の対応について定める。

5 資料

各種条例、資機材・備品の整備状況、関係機関の名簿等、必要な資料を資料編として掲載する。

6 様式

災害応急対策時に必要な様式を災害時に迅速に活用できるよう、様式編としてまとめて掲載する。

原子力災害対策計画

原子力災害は、自然災害に比べ、放射線による被ばくが五感に感じられず、被害の程度が自ら判断できない特殊な災害である。原子力災害対策計画は、これらに対処するため、被害を最小限に軽減するための予防措置を位置づけた災害予防計画、災害が発生した後の被害の拡大防止と被災者に対する応急的救助に関する事項を位置づけた災害応急対策計画、および復旧・復興の基本的な方針を位置づけた災害復旧・復興計画から構成される。

第5 計画の修正

災害に対する予防対策および発災後の応急対策は、国、県等の関係機関、町、住民が相互に一体的に行われなければならないことから、本計画の修正は、地域に係る社会情勢の変化、関連法令の改正、県、町の組織の改正、県地域防災計画の修正等にあわせて検討を加え、必要に応じて行う。

第6 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、檜葉町域における各種防災対策を推進するうえで基本となるものであり、国の防災基本計画、防災業務計画および県の地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第7 計画の推進

町および防災関係機関は、本計画を推進するため、関係機関と協力し、各種資機材の整備、災害時の体制の充実を図り、予防対策の強化に努める。また、災害が発生した場合に円滑かつ迅速に対応できるよう、本計画に沿った具体的な対応について定めたマニュアルを整備し、応急対策の確実性を高める。

第8 計画の周知徹底

町および防災関係機関は、各職員に対して、本計画の内容を習熟させるとともに、住民に対して、防災訓練、防災教育、また関連する記事の広報紙への掲載、防災パンフレットの配布等を通じて、災害に対する備えの重要性および本計画の必要な事項について周知徹底を図る。

第9 災害に関する調査・研究

災害に関する調査・研究は、被害の軽減を図るうえで必要であり、また、地域防災計画を充実させるうえでも非常に重要である。そのため、国、県が実施している調査・研究結果を検討するとともに、防災アセスメント、ハザードマップをはじめ、町独自の調査研究の実施に努める。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、国、県、公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備、推進を図ることを目的としており、計画の樹立およびその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

1 災害に強いまちづくりの推進

災害の危険性を考慮した適正な土地利用、緊急車両の円滑な通行を妨げる狭あい道路の解消、耐震不燃化の促進、火災の延焼を防ぐ公園・緑地の配置等、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを推進する。

2 応急活動体制の強化

町は、災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、資機材等の備蓄、職員の意識の高揚、マニュアルの整備、防災関係機関との連携体制の確立、防災訓練の実施等により、さらなる応急活動体制の強化に努める。

3 情報収集・伝達体制の強化

災害が発生した場合に適切な避難行動、応急対策活動を行うためには、的確な情報の収集が非常に重要である。そのため、通信資機材の整備、情報の収集体制、関係機関との情報の伝達体制等、情報収集・伝達体制の強化に努める。

4 広域連携による防災能力の強化

大規模な災害が発生した場合、町の防災関係機関だけでは、十分な対応が困難となることが予想される。そのため、県、近隣の市町村、消防機関、自衛隊等の広域との連携を強化し、災害に対する安全性を強化する。

5 自主防災組織等の強化

大規模な災害が発生した場合、発災直後において、町、県をはじめとする防災関係機関の災害対策活動には限界がある。そのため、住民が、「自分の身は自分で守る」という意識を十分に持ち、飲料水、食糧等の備蓄、防災、救急医療に関する知識の取得が必要である。そのため、広報等により、住民の意識の高揚を図るとともに、住民と行政が協力し、自主防災組織の強化に努める。

第2 時間別の活動目標

必要となる応急対策活動は、被害の状況、時間の経過とともに、段階的に変化する。防災関係機関等が連携し、円滑に災害対策を実施できるよう、時間の経過に伴う基本的な活動目標を整理する。下表は、基本的な事項についてまとめたものであるため、実際の運用に当たっては、災害の様態、状況に応じた配慮が必要となる。

時 期	概ねの時間	活 動 目 標
直前対応期 (※)	発災直前	■災害直前活動 ・ 気象情報、警報の伝達 ・ 事前の避難誘導、避難所の開設 ・ 災害未然防止活動の実施
即時対応期	発災直後	■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ・ 避難所付け連絡要員としての職員派遣
	～数時間以内	■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動 ・ 津波、火災延焼に対応した住民の避難誘導 ・ 広域的な応援活動の要請
緊急対応期	～3日目	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 本格的な行方不明者の搜索、救出活動、医療活動 ・ 火災消火活動 ・ 道路啓開、治安維持対策 ・ 二次災害防止対策の実施
応急対応期1	～1週間	■被災者の生活安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧 ・ 避難所の運営、生活関連情報の提供 ・ 給食、給水、救援物資の調達と配給
応急対応期2	～1ヶ月	■被災者の生活安定 ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 物流等の経済活動環境の回復
復旧対応期	～数ヶ月	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキの撤去／都市環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応期	数ヶ月以降	■地域の整理 ・ 教訓の整理／都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復強化

※直前対応期は事前に災害の発生が予測された場合

第3節 檜葉町の自然条件と社会条件

第1 位置および面積

本町は、福島県の東部浜通りに位置し、双葉郡のやや南部にあつて、東経 140 度 3 分、北緯 37 度 14 分～20 分の間にある。東は太平洋に面し、西は阿武隈山系萩塚山（海拔 733.8m）を境に双葉郡川内村、いわき市小川町と接し、北は富岡町、南は広野町に隣接している。

町域は、東西 13 km、南北 11 km、総面積 103.45 km²で、約 80%が山林・原野となっている。

第2 地勢

本町は、阿武隈山地の東裾野にあるなだらかな丘陵性の地形となっており、町の中を木戸川、井出川が東西に流れ太平洋に注いでいる。町の西側には、大峰山（標高 705m）、油煙山（標高 620m）があり、美しい景観を形成している。大滝根山を源とする木戸川（流域 35km）は、木戸川溪谷を形成するとともに、発電、かんがい用水として活用されている。海岸部には、軟質な地質から侵食を受けるため、山田浜、井出浜、波倉浜に海岸堤防を設置している。

第3 地質

阿武隈山地周辺は、中生代白亜紀の花崗岩からなっている。また、浜通り周辺は、双葉断層に沿って中世代の相馬中村層群が分布しており、砂岩、泥岩（粘板岩）、石灰岩などの堆積岩からなっている。太平洋沿岸の丘陵および低地には第三紀や第四紀が広く分布している。

第4 気象

気候は、東日本型海洋性気候で、比較的寒暖の差が少なく、積雪は年 1～2 回程度、降雨量も年間を通して、1,400mm 前後と少ない。

第5 活断層

本町に関係する断層としては、双葉断層があり、相馬市、鹿島町、原町市、小高町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、本町、広野町を南北にのびている。この断層は、原町市大原以北の 10 数 km 間では活断層、大原以南では活断層と推定されるものとされている。

この活断層の活動間隔は約 7,500 年～10,000 年であり、最新の活動時期が約 2000 年前であることから、次の地震が迫っている可能性は低いと考えられている。また、大原以南の活断層と推定されるものについては、将来活動するおそれがなく、起震断層として考慮する必要がないと判断されている。

第6 人口

現在の町民の避難状況は次の通りである。

檜葉町人口	7, 539名		
所在確認済	7, 532名 (99.9%)		
県内 6, 479名 (86%)		県外 1, 053名 (14%)	
いわき市	5, 749名	茨城県	273名
会津美里町	264名	東京都	155名
会津若松市	103名	埼玉県	142名
郡山市	131名	千葉県	136名
福島市	59名	神奈川県	87名
その他	173名	その他	260名

(平成26年3月17日現在)

第7 土地利用

全面積 103.45 ㎥のうち森林が8割近くを占め、宅地はわずか3%前後となっている。東日本大震災以前には、浄光西、赤粉、後沢、松ノ口、中満などで一体的な住宅整備が進められ、良好な住環境となっていたものの、中満では、地震によって宅地被害が生じた。また、木戸駅、竜田駅周辺に広がる既存の住宅地では、商店、工場などの混在、狭あい道路、見通しの悪い箇所が多くあるため、これらの解消が課題となっていた。

第8 交通

鉄道は、JR常磐線が通っており、町内に「竜田駅」、「木戸駅」の2つの駅がある。現在、広野駅までが開通しており、竜田駅までの区間について、運行再開に向けての準備が進んでいる。

道路は、富岡ICまで開通した常磐自動車道が、広域交通の拠点となっている。南北に縦貫する一般国道6号が軸となっており、主要地方道いわき浪江線、一般県道小塙上郡山線、一般県道木戸停車場線、一般県道下川内竜田停車場線の幹線道路および町道246路線により形成されている。

東日本大震災以前には、国道を除く道路の舗装率、改良率が充分ではなく、これらの整備が課題となっていた。

第4節 災害履歴

第1 地震災害

昭和以降の福島県に被害をおよぼした主な地震は以下のとおりである。

■福島県に被害をおよぼした主な地震

発 生 年 月	名 称 ・ 震 源 地	震 度 等	被害場所・被害内容等
昭和2年 (1927) 8月6日	(阿武隈川河口)	M6.9 福島5 小名浜4	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡し、桑折町でも1名が重傷となった。
昭和8年 (1933) 3月3日	三陸地震津波 (三陸はるか沖)	M8.3 福島5 小名浜4	岩手県綾里湾で津波が24mに達し、死者行方不明者3,064人という大惨事となった。県内では、福浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波で、相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟の被害となった。
昭和10年 (1935) 7月19日	(茨城県沖)	M6.5 小名浜5	小津波が発生した。
昭和11年 (1936) 11月3日	(宮城県沖)	M7.7 小名浜5 福島4	小津波が発生し、屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等の被害が発生した。
昭和13年 (1938) 5月23日	(茨城県沖)	M7.1 福島・小名浜5	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件の被害が発生した。
昭和13年 (1938) 11月5日	(福島県沖)	M7.7 福島・小名浜5	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生し、浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害があった。
昭和18年 (1943) 8月12日	田島地震 (福島県南部)	M7.7 福島・小名浜5	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸の被害が発生した。
昭和35年 (1960) 5月24日	チリ津波地震 (チリ南部)	M8.5	津波が小名浜で3.75mとなり、富岡・相馬・磐城・勿来で4名が死亡し、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水出4隻の被害となった。
昭和39年 (1964) 6月16日	新潟地震 (新潟県沖)	M7.7 福島・小名浜・白河・若松4	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17ヶ所の被害が発生し、被害は額5億8,000万円となった。
昭和43年 (1968) 5月16日	十勝沖地震 (十勝沖)	M7.9 福島・小名浜・白河4	津波が小名浜で0.6mとなり、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、農業施設8ヶ所に被害が発生し、被害額は8,720万円となった。

昭和 53 年 (1978) 6 月 12 日	宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 福島 5 小名浜・白 河・若松 4	死者 1 名、重軽傷者 49 名、全 壊 6 棟、半壊 60 棟、一部破損 1,672 棟の被害が発生し、被害 額は 27 億 7,756 万円となっ た。
昭和 62 年 (1987) 4 月 7 日	(福島県沖)	M6.6 小名浜 5 福島 4	ガラスの破損などの被害が発生 した。
昭和 62 年 (1987) 4 月 23 日	(福島県沖)	M6.5 白河 5 福島 4	軽傷者 1 名、半壊 1 棟、一部破 損 1 棟の被害が発生し、被害額 1 億 5,751 万円となった。
平成 6 年 (1994) 12 月 18 日	(福島県中部)	M5.5 若松 4	一部破損 10 棟の被害が発生し た。
平成 23 年 (2011) 3 月 11 日	平成 23 年 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	M9.0 白河・須賀 川・国見・鏡 石・天栄・楡 葉・富岡・大 熊・双葉・浪 江・新地 6 強	死者 106 人、行方不明 2 人、 重傷 2 人、軽傷 3 人。住家全 壊 50。火災 3 件。 ※被害は総務省消防庁「東 日本大震災第 149 報 H26.3.7」 より

第 2 原子力関連施設事故

日本国内で発生した原子力関連施設における事故は以下のとおりである。

■日本国内で発生した事故

発生年月日	場 所	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
平成元年 (1989) 1 月 6 日	福島県楡葉町	東京電力福島第 2 原発 3 号機で再循環ポンプ破損 事故が発生した。
平成 3 年 (1991) 2 月 9 日	福井県美浜町	関西電力美浜原発 2 号機で蒸気発生器細管破断事 故が発生し、外部に放射能が漏れた。
平成 7 年 (1995) 12 月 8 日	福井県敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団（現在の核燃料サイク ル開発機構）の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」で ナトリウム火災が発生した。もんじゅは長期間の 運転停止となった。
平成 9 年 (1997) 3 月 12 日	茨城県東海村	動燃東海事業所再処理工場のアスファルト固化処 理施設で爆発事故が発生し、作業員 37 人が被ばく した。
平成 11 年 (1999) 7 月 12 日	福井県敦賀市	日本原子力発電敦賀原発 2 号機で 1 次冷却水が大 量に漏れる事故が発生した。

平成 11 年 (1999) 9 月 30 日	茨城県東海村	JCO東海事業所において、国内初の臨界事故が発生し、作業員が重い放射線障害を受け、その後そのうち2名が死亡した。 かなりの放射線が施設外に放射され、周辺地域住民にも被ばく者が発生し、東海村をはじめ隣接市町村では、学校は休校し、交通機関も止まり、金融機関、流通機関なども次々に営業を停止し、周辺の住民生活にも大きな影響を与える結果になった。
平成 23 年 (2011) 3 月 11 日	福島県大熊町・双葉町	東京電力(株) 福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震(最大震度7)の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。
	福島県楡葉町・富岡町	東京電力(株) 福島第二原子力発電所において、北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。

第3 大規模事故

本町および本町周辺において、災害対策本部が設置されるような大規模な事故災害は発生していない。

第4 風水害

昭和以降の本町に被害をおよぼした主な風水害は以下のとおりである。

■楡葉町に被害をおよぼした主な風水害

発 生 年 月 日	災 害 要 因	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 5 年 (1930) 春	洪水	洪水で小山川が氾濫し、上小埜地内の水田など広い地域が浸水した。
昭和 61 年 (1986) 8 月 4 日～5 日	台風 10 号	大雨により、前原地区をはじめ町内全域で床上浸水 1 戸、床下浸水 12 戸の被害が発生した。
平成元年 (1989) 8 月 7 日	台風 13 号	大雨により木戸川が氾濫し、上小埜字袖山川原地内で住家兼用店舗 1 棟が半壊、物置 2 棟が流失、床下浸水 8 戸等の被害が発生した。
平成 3 年 (1991) 9 月 19 日～20 日	台風 18 号	大雨により前原、大谷地区等で、床上 1 戸、床下 6 戸の浸水被害が発生した。

平成 5 年 (1993) 11 月 13 日～14 日	豪雨	豪雨により前原地区をはじめ町内全域にわたり床上 5 戸、床下 46 戸の浸水被害が発生した。
平成 14 年 (2002) 10 月 1 日	台風 21 号	負傷者 1 名、一部損壊 8 棟の被害が発生した。

第 5 火山災害

福島県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳の 4 つの活火山があり、昭和以降の火山活動の状況は以下のとおりである。なお、燧ヶ岳については、約 500 年前に噴火が推定され、近年は噴火等の活動は確認されていない。

■福島県における主な火山活動

火 山	発 生 年 月 日	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
吾妻山	昭和 25(1950)年 2 月 10 日・19 日	一切経山の南側の山腹火口の大穴で噴火した。
	昭和 27(1952)年 5 月 23 日・6 月 18 日	小噴火が観測された。
	昭和 41(1966)年 5 月～8 月	噴気が活発化し、大穴の一部では泥水噴出の異常が観測された。
	昭和 52(1977)年 12 月 7 日	一切経山の大穴火口の噴気活動が次第に活発化し、酸性の泥水噴出のため、塩川の魚の浮上死し、養魚場の被害があった。小規模な噴火があり、火口周辺に極少量の降灰が確認された。
	平成 10(1988)年 7 月 12 日～13 日	地震活動活発化した。
	平成 13(2001)年 5 月～12 月	地震活動が活発化し、12 月に火山性微動が発生した。
安達太良山	昭和 25(1950)年 2 月 25 日	噴煙が発生し、噴煙高度は 50m となった。
	平成 8(1996)年 9 月 15 日	地熱、噴気活動が活発化し、沼ノ平北部で泥が噴出した。
	平成 9(1997)年 9 月 15 日	火山ガス（硫化水素）により、沼ノ平で登山者 4 名が死亡した。
	平成 12(2000)年 2 月 19 日	活動が一時的に活発になり、高さ 300m の噴気が観測された。
磐梯山	昭和 13(1938)年 5 月 9 日、15 日	山崩れが発生し、延長約 3km にわたり崩壊した。死者 2 名、負傷者 5 名、流失および半壊家屋 4 棟の被害となった。
	昭和 29(1954)年 4 月～5 月、7 月	山崩れが発生し、1888 年の爆発火口壁が崩壊した。

	昭和 62(1987)年 6 月、11 月	猪苗代湖西岸付近で群発地震が発生した。
	昭和 63 年(1988)年 11 月～12 月	磐梯山山体付近を震源とする群発地震が発生した。
	平成 12(2000) 年 4 月下旬以降	地震活動が活発化し、地震が多数発生した。

第 6 林野火災・大規模火災

本町における主な林野火災は以下のとおりである。

■檜葉町に被害をおよぼした主な林野火災等

発 生 年 月 日	災 害 の 状 況 お よ び 被 害
大正 5 年 (1916) 3 月 26 日	竜田村地内の炭焼きがまの火の不始末から出火し、山林 432ha を焼失した。
昭和 9 年 (1934) 3 月 19 日	木戸村地内の山林から出火し、国有林 80ha を焼失した。
昭和 23 年 (1948) 2 月 26 日	竜田村字井出地内の竜田駅から出火し、住家 9 棟、非住家 25 棟、730 坪を全焼した。あわせて農業倉庫を焼き、米 4,000 俵を焼失した。
昭和 37 年 (1962) 2 月 11 日	山林 70ha を焼失した。
昭和 62 年 (1987)	年間を通じて、4 件発生。合計で山林 5ha を焼失。損害額 242 万円。
平成 14 年 (2002) 2 月 18 日	下繁岡字南代地内で不審火により出火し、山林 0.8ha を焼失。損害額 135 万円。

第5節 被害想定

第1 防災調査研究の推進

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を実施する。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県のデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

3 自主防災組織等地域における取り組み

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第2 地震災害

1 県被害想定概要

この被害想定は、福島県が平成7年から3か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。

この調査において、県は地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

2 想定地震

「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地西縁南部断層帯を震源とする地震」、「双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震」の3つの内陸部地震と海洋部地震である「福島県沖を震源とする地震」の合計4つの地震を想定している。

■想定地震

種 別	地 震 名	マグニチュード	震 源 の 深 さ 等
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	会津盆地西縁南部断層帯地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	双葉断層地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海洋部地震	福島県沖地震	M7.0	震源の深さ 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km

3 想定結果

福島県内の地震災害の被害想定結果及び津波危険度評価は以下のとおりである。

■地震災害（県全体）

		福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 南部断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
地 震 動		5 強～6 強	5 強～6 強	5 強～6 強	5 強～6 弱
建 物 被 害	木 造 大 破	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
	非木造倒壊	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
人 的 被 害	死 者	夜間 840 人 昼間 327 人	夜間 749 人 昼間 278 人	夜間 553 人 昼間 203 人	夜間 346 人 昼間 131 人
	負 傷 者	夜間 4,324 人 昼間 4,343 人	夜間 4,604 人 昼間 4,476 人	夜間 2,908 人 昼間 2,948 人	夜間 1,632 人 昼間 1,661 人
	避 難 者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

■津波危険度評価（檜葉町）

津波の起 因となる 地震	地区	護岸高 (T.P.)	浸水 予想範囲	最大津波水位		津波危険度
				発生 時刻	津波高 (T.P.)	
想定 地震 A	前原	5.8m	護岸 背後地	36 分後	4.6m	海岸の砂浜や岩礁等において浸水が生じるが、護岸の背後に浸水は生じない。
想定 地震 B	〃	〃	〃	39 分後	4.2m	〃

第 3 津波

日本海溝・千島海溝周辺ではマグニチュード 7 や 8 クラスの大規模地震が多数発生し、1896 年の明治三陸地震では約 2 万 2 千人の死者が発生するなど、主に津波により甚大な被害が発生している。

中央防災会議は、平成 15 年に専門調査会を設置して検討を始め、翌平成 16 年に

は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）」が公布された。この法律では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震津波防災対策の推進を図ることを目的としている。

法第 3 条に基づき指定された福島県における推進地域の区域は、本町を含む沿岸 10 市町である。

【平成 18 年 2 月 20 日内閣府告示第 30 号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

(参考) 文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会による地震に関する評価

■海溝型地震の今後 10、30、50 年以内の地震発生確率

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔(上段)
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	最近発生時期(下段: ポアソン過程を適用したものを除く)
福島県沖	7.4 前後(複数の地震が連続する)	2%程度以下	7%程度以下	10%程度以下	400 年以上
					—

※「海溝型地震の長期評価の概要」(2005 年 1 月 1 日算定値)からの抜粋

■陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後 30、50、100 年以内の地震発生確率

断層帯名等	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
福島盆地西縁断層帯	7.8 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8000 年程度
					約 2200 年前-3 世紀
双葉断層	6.8-7.5 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8000 年-12000 年程度
					約 2400 年前-2 世紀
会津盆地西縁・東縁断層帯(会津盆地西縁断層帯)	7.4 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 7600 年-9600 年
					1611 年会津地震

※「主要 98 断層帯の長期評価の概要」(平成 17 年 4 月 13 日現在)からの抜粋

第 4 風水害

町では、福島県による木戸川の洪水シミュレーション及び土砂災害シミュレーション結果をもとに、ハザードマップを作成している。

第6節 防災関係機関等の実施責任と業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 檜葉町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 福島県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村および指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定地方公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急対策措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民および事業所

住民および事業所は、「自らの身は自ら守る」という自主防災の観点に基づき、施設および住宅の耐震不燃化に努めるとともに、食糧、飲料水、救出のための資機材等の備蓄、防災訓練、自主防災組織への参加等の予防対策を実施する。災害時には、町および防災関係機関の防災活動に協力するとともに、地域において相互協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難活動等の応急対策を行う。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 檜葉町

- ①檜葉町防災会議に関する事務
- ②災害対策の組織の整備および教育・訓練
- ③防災知識の普及および教育
- ④防災訓練の実施
- ⑤防災施設の整備
- ⑥防災に必要な物資および資材の備蓄、整備
- ⑦災害に関する情報の伝達、収集および広報
- ⑧水防、消防活動、その他の応急措置
- ⑨避難対策
- ⑩被災者に対する救助および救護措置
- ⑪保健衛生対策
- ⑫文教対策
- ⑬交通輸送対策
- ⑭被災施設の復旧
- ⑮その他災害応急対策
- ⑯その他災害発生の防御および拡大の防止のための措置

2 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

- ①災害の警戒および防御
- ②救急および救助
- ③災害情報の収集
- ④防災思想の普及
- ⑤災害応急対策

3 双葉地方水道企業団

- ①水道施設の整備および安全対策
- ②災害時の水道施設の復旧
- ③給水対策

4 双葉地方広域市町村圏組合

- ①被災地における清掃業務に関すること。
- ②被災地におけるし尿収集業務に関すること。
- ③被災地における遺体の火葬に関すること。

5 福島県の出先機関等

(1) 相双地方振興局

- ① 檜葉町が処理する事務または業務の指導およびあっせん
- ② 情報の収集、伝達および指示
- ③ 県機関に係る応急対策に必要な総合調整
- ④ 災害時の物資の調達および応急給水対策の応援

(2) 富岡土木事務所

- ① 災害時における県管内の道路、橋梁等の応急対策
- ② 県所管の道路、橋梁等の被害調査および災害復旧
- ③ 県所管の河川、砂防の被害調査および災害復旧

(3) 双葉警察署

- ① 被災者の救出および避難
- ② 死体（行方不明者）の捜索および検視
- ③ 交通規制および交通安全施設等の保全
- ④ 犯罪の予防、その他社会秩序の維持

(4) 相双保健福祉事務所浪江支所

- ① 防疫対策および保健衛生対策
- ② 医療、助産等の救護

(5) 相双農林事務所

- ① 林道および治山施設に係る災害復旧
- ② 林野に係る地すべり等の防止
- ③ 県所管の林道、治山施設等の被害調査および災害復旧

(6) 原子力センター

（現在は福島県自治会館に移転 〒960-8043 福島県福島市中町 8-2）

- ① 原子力発電所周辺地域の放射能の監視及び測定
- ② 原子力発電所周辺地域の安全対策
- ③ 放射性降下物の調査
- ④ 原子力広報

6 指定地方行政機関等

(1) 東北農政局いわき地域センター

- ① 災害時における主要食糧の需要調整
- ② 農地、農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導、助成
- ③ 農業関係被害情報の収集報告
- ④ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導
- ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- ⑥ 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付
- ⑦ 野菜、乳製品等の食料品、飼育、種もみ等の供給対策

(2) 関東森林管理局磐城森林管理署

- ①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持および造成
- ②災害復旧用材（国有林材）の供給

(3) 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）

- ①災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ②災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ③海難救助、海上警備、海上治安維持および海上安全確保
- ④海上災害に関する指導啓蒙、訓練

(4) 仙台湾気象台（福島地方気象台）

- ①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- ②気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備
- ③気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知
- ④気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- ⑤市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力
- ⑥災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施
- ⑦都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

(5) 東北地方整備局福島河川国道事務所（磐城国道事務所）

- ①直轄公共土木施設の整備と防災監理
- ②洪水予警報等の発表および伝達
- ③水防活動の指導
- ④災害時における交通規制および輸送の確保
- ⑤被災直轄公共土木施設の復旧

7 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯部隊）

- ①自衛隊災害派遣計画の作成
- ②県、市町村、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- ③災害救助のための物品の無償貸与および譲与

8 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道（株）（仙台支社福島支店）

- ①鉄道施設等の整備および防災監理

②災害対策に必要な物資および人員の緊急輸送の協力

③災害時における応急輸送対策

④被災鉄道施設の復旧

(2) 東日本電信電話(株) (福島いわき支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)

①電気通信設備の整備および防災管理

②災害非常通信の確保

③被災電気通信施設の復旧

(3) 日本郵政公社 (檜葉郵便局・木戸郵便局)

①郵便の運送及び集配

②郵便貯金の貯金者に対する非常払い出し

③被災者に対する郵便はがき等の無償交付

④簡易保険及び郵便年金の被災契約者に対する非常貸与

⑤町に対する簡易保険および郵便年金積立金の融資

(4) 日本赤十字社 (福島県支部)

①医療、助産等救護の実施

②義援金の募集

③災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(5) 日本放送協会 (福島放送局いわき支局)

①気象 (津波) 予報・警報等の放送

②災害状況および災害対策に関する放送

③放送施設の保安

④県民に対する防災知識の普及

(6) 東日本高速道路(株) (東北支社いわき管理事務所)

①道路の耐災整備

②災害時の応急復旧

③道路の災害復旧

(7) 東北電力 (株) (福島支店相双営業所)

①電力供給施設の整備および防災管理

②災害時における電力供給の確保

③被災電力施設の復旧

(8) 東京電力 (株) (福島第二原子力発電所)

①原子力施設の防災管理

②放射能災害対策の実施

9 指定地方公共機関

(1) バス機関 (新常磐交通 (株))

①被災地の人員輸送の確保

②災害時における避難者等の緊急輸送の協力

(2) 放送機関 (福島テレビ (株)・福島中央テレビ (株)・福島放送 (株)・(株) テレビユー福島・(株) ラジオ福島・(株) エフエム福島)

- ① 気象 (津波) 予報、警報等の放送
- ② 災害状況および災害対策に関する放送
- ③ 放送施設の保安
- ④ 県民に対する防災知識の普及

(3) 新聞社 ((株) 福島民報社富岡支局・福島民友新聞社 (株) 富岡支局)

- ① 災害状況および災害対策に関する報道

(4) 運輸業者 ((社) 福島県トラック協会双葉支部)

- ① 災害対策用物資の輸送確保
- ② 災害時の応急輸送対策

(5) (社)福島県医師会 (双葉郡医師会)

- ① 医療助産等救護活動の実施
- ② 救護活動に必要な医薬品および医療器材の提供
- ③ 防疫その他保健衛生活動の協力

(6) (社) 福島県エルピーガス協会 (いわき支部)

- ① 災害時における L P ガスの安全対策の実施

(7) 町社会福祉協議会

- ① 町が行う避難および応急対策への協力
- ② 被災者の保護および救援物資の支給

10 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

(1) ふたば農業協同組合

- ① 町が行う被害状況調査および応急対策への協力
- ② 農作物災害応急対策の指導
- ③ 農業生産資材、農家生活資材の確保およびあっせん
- ④ 被災農家に対する融資あっせん

(2) 双葉地方森林組合

- ① 町が行う被害状況調査および応急対策への協力
- ② 被災組合員に対する融資あっせん

(3) 木戸川漁業協同組合

- ① 町が行う被害状況調査および応急対策への協力
- ② 被災組合員に対する融資あっせん
- ③ 漁船、共同施設の災害応急対策およびその復旧対策の確立
- ④ 漁具、漁家生活資材の確保およびあっせん

(4) 町商工会

- ① 町が行う商工業関係被害状況調査および応急対策への協力
- ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(５) 金融機関

- ①災害時における業務運営の確保および非常金融措置の実施

(６) 診療所等医療施設の管理者

- ①避難施設の整備および避難訓練の実施
- ②災害時における収容者の保護および誘導
- ③災害時における病人等の収容および保護
- ④災害時における被災負傷者等の治療および助産

(７) 社会福祉施設の管理者

- ①避難施設の整備および避難訓練の実施
- ②災害時における入所者の保護および誘導

(８) 危険物施設および高圧ガス施設の管理者

- ①安全管理の徹底
- ②防護施設の整備

(９) ガス事業者（ＬＰガス販売業者）

- ①安全管理の徹底
- ②ガス施設の災害応急対策およびその復旧対策の確立

第 2 編 一般災害対策計画

第 1 章 災害予防計画

第1節 市街地整備の推進

【建設課】

● 目的

災害時の被害の発生防止、被害の軽減を図るため、計画的な市街地の整備を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

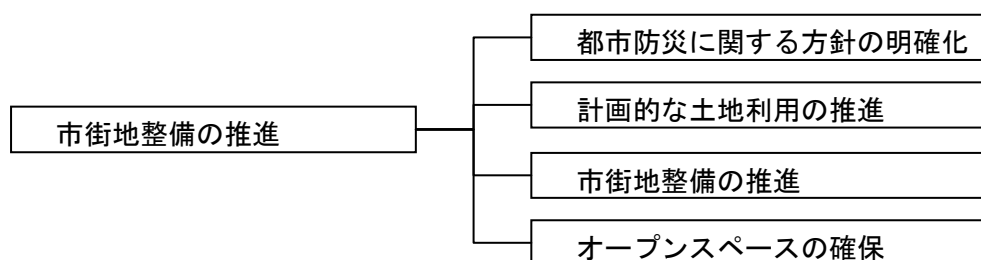
● 現況

平成6年8月2日に本町の西側の平地を中心に2,680haが都市計画区域に指定され、また平成10年には、都市計画マスタープランを策定し、適正な土地利用と市街地整備の推進に努めている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、災害危険区域等の設定や土地利用計画を進めている。

福島県においても現在計画を進めているため、随時整合を図りながら推進に努める。

● 施策



第1 都市防災に関する方針の明確化（建設課）

都市計画マスタープランをはじめとする各種都市計画・都市整備に関する計画において、防災に関する方針を明確にし、総合的な都市防災を推進する。

第2 計画的な土地利用の推進（建設課）

災害の危険性、土地の特性を十分考慮した安全で計画的な土地利用を図る。

1 安全で暮らしやすい防災集団移転事業の実施

津波被災地域の世帯に対しては、再度の津波の被害を受けないよう、今回の浸水区域外の安全な場所に宅地を確保する。その移転先については、昔からのコミュニティ維持を重視し、被災集落コミュニティの意向を最大限に配慮して対応する。

2 津波防災地域づくりの総合的推進

福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリアおよび円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画区域を設定する。

東日本大震災における津波被害を踏まえ、町では津波浸水区域を建築基準法に基づく災害危険区域に指定した。

【資料 1-1】災害危険区域

第3 市街地整備の推進（建設課）

災害に強いまちづくりを進めるため、各種都市計画の手法を用いて、計画的な市街地の整備を推進し、緊急車両の通行を阻害する狭あい道路、火災の延焼拡大の要因となる住宅の密集を解消する。

第4 オープンスペースの確保（建設課）

公園、緑地、緑道等は、町民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備にあわせて、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、広幅員の道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の物資の輸送上重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。

第2節 地盤災害の予防対策の推進

【環境防災課，復興推進課，建設課，産業振興課，富岡土木事務所，
相双農林事務所】

● 目的

地すべり・山崩れ・液状化等の地盤災害の危険性が高い地域を把握し、各種対策を実施して被害の発生を防止、被害の軽減に努める。

● 現況

本町には、山腹崩壊危険地区 30 箇所、崩壊土砂流出危険地区 9 箇所、土石流危険溪流箇所 17 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 19 箇所がある。

東日本大震災では、土砂崩壊による孤立地域の発生や、広域避難の障害となる道路閉塞が発生しており、対策の重要性が改めて認識された。また、近年、気象が激烈化しており、過去に例のない豪雨による大規模な土砂災害も発生しているなど、危険箇所の周知、観測体制の強化などの避難対策の強化が特に課題となっている。

【資料 1-2】山地治山施設

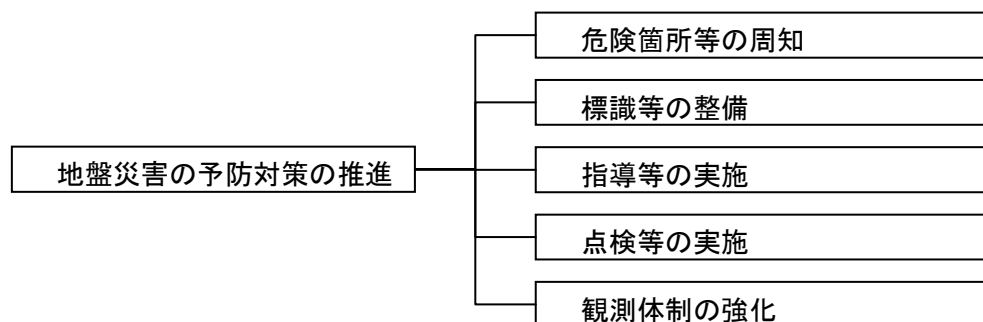
【資料 1-3】山腹崩壊危険地区

【資料 1-4】崩壊土砂流出危険地区

【資料 1-5】土石流危険溪流箇所

【資料 1-6】急傾斜地崩壊危険箇所

● 施策



第1 危険箇所等の周知（環境防災課・復興推進課）

大雨・長雨・地震発生後等に地すべり・山崩れ・液状化等の地盤災害の危険性が高い地域に住民が近寄らないよう、広報紙等を通じて危険性が高い地域の周知を図る。また、他市町村で発生した地盤災害に関する広報を実施し、住民の災害に対する意識の高揚を図る。

町では、平成 21 年度に、福島県の実施した土砂災害シミュレーション結果をもと

に、「檜葉町・土砂災害ハザードマップ」を作成し、配布した。

第2 標識等の整備（環境防災課・建設課・産業振興課）

地すべり防止区域等、地盤災害の危険性が高い地域の必要な場所に注意標識等を設置し、注意を促すことにより、人的被害の発生の防止、被害の軽減に努める。

第3 指導等の実施（環境防災課・建設課・産業振興課）

地盤災害の危険性が高い地域の土地所有者、管理者等に対し、防災措置について指導するとともに、周辺住民に対しても大雨、長雨、地震発生後の対応、災害が発生した場合の避難について周知する。

また、がけ地の崩壊（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（福島県建築基準法施行条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転について国、県と一体となり促進するため、周知・指導する。

第4 点検等の実施（環境防災課・建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所）

危険地域等に指定されている地区周辺を日頃から定期的に点検を実施し、安全性を確認する。異常等を発見した場合、富岡土木事務所、相双農林事務所等の関係機関と協力し、改善策を実施する。

第5 観測体制の強化（環境防災課・建設課）

大雨・長雨・地震の発生等、地盤災害が発生する危険性が生じた場合、早期に適切な対応がとれるよう、雨量観測体制、パトロール実施体制の強化を図る。

また、「国土交通省 土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成 19 年 4 月）などを参考に、具体的な避難指示等発令の基準づくりにも取り組むものとする。

第3節 道路・鉄道の安全性の向上

【建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所・双葉警察署
・東日本旅客鉄道㈱】

● 目的

道路は、災害時に救援物資の輸送等の重要な役割を持っているため、円滑な応急対策が実施できるよう、補強等の道路の安全対策を実施する。

また、運行中の鉄道に被害が発生すると多大な被害が発生する可能性があるため、鉄道事業者は、各種安全対策を実施する。

● 現況

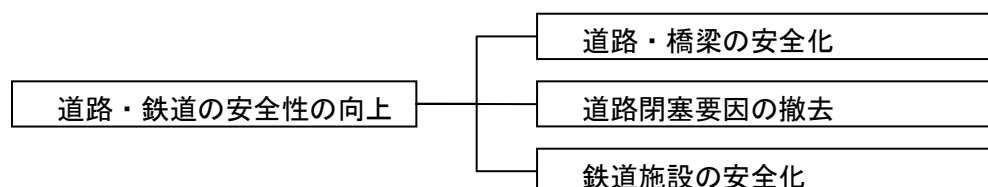
本町の道路網のうち、国道6号が、県の緊急輸送路線に位置づけられている。これらの国道6号をはじめ、主要地方道、県道、主要な町道、農林道等については、各道路管理者を中心に、耐震性の強化が進められている。

東日本大震災では、常磐自動車道、国道6号が地震・津波で被災した。町管理道路も、78路線が地震・津波により被災している。

鉄道については、東日本旅客鉄道㈱において、災害時の緊急停止システムや施設の耐震化を行っている。

なお、東日本大震災の地震・津波、原子力災害によって、常磐線は運行が不可能な状況となっている。

● 施策



第1 道路・橋梁の安全化（建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所）

各道路管理者は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救出、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、多重性のある道路ネットワークを整備する。

また、定期的に主要な道路の安全性に関する点検を実施し、必要に応じて道路の耐震性の強化を図る。

震災では、渋滞の激しい国道6号を迂回する上で、町道松ノ口・大坂線が最後の命綱となった。この経験を踏まえ、より信頼性の高い広域避難ルートの確保を図る。

さらに、広域避難や応急対応の緊急路線として常磐自動車道を活用できるよう、

緊急開口部の整備、インターチェンジの設置などを通じて、複数のアクセスを確保することを目指す。また、県道広野小高線（浜街道）の整備促進や、これと常磐自動車道など南北軸を結ぶ東西軸としてのアクセス道路の整備や既存道路の活用などを行って、避難をより確実にする道路網の構築を目指す。

第２ 道路閉塞要因の撤去（建設課・富岡土木事務所・双葉警察署）

大規模な災害が発生した場合、放置自転車、突き出し商品、不法に設置された自動販売機等により、道路の閉塞が予想されることから、これらの放置自転車、突き出し商品、自動販売機等について事前指導PRを行うとともに、巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

第３ 鉄道施設の安全化（東日本旅客鉄道㈱）

東日本旅客鉄道㈱は、旅客の安全確保と円滑な輸送を図る。また、被害が発生した場合、迅速な復旧ができるよう、災害時の体制の充実に努めることとしている。

東日本大震災において津波により甚大な被害を受けたが、現在竜田駅まで復旧が進められており、平成26年度には復旧する予定である。

第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上

【建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所】

● 目的

地震時の津波、台風時の高潮の被害を軽減するため、関係機関と連携し、堤防等の海岸施設の整備を図る。

また、洪水等の被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、堤防等の河川施設の整備を図る。

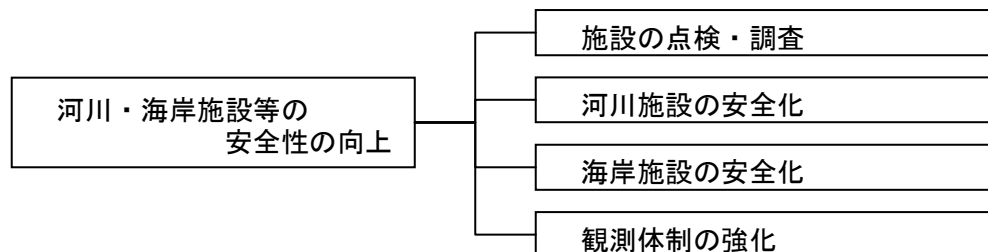
● 現況

本町には、2級河川である木戸川・井出川、普通河川である才連川等が流れており、これらの河川においては、改修率が低く、河川改修事業の促進が課題となっている。このうち、木戸川においては、洪水調整等のため木戸川ダムが建設された。

本町の海岸線は、地震予知連絡会が指定する「宮城県東部・福島県東部特定観測地域」に該当しており、地震時には津波の危険性が、台風時には高潮の危険性が指摘されていた。

東日本大震災では、波倉、下井出、北田の一部、前原、山田浜地区を津波が襲い、甚大な被害をもたらした。現在、河川、海岸等については、河川管理者や海岸施設管理者等と連携しながら、災害復旧・復興計画に基づく取り組みを進めている。

● 施策



第1 施設の点検・調査（建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所）

町は、定期的に河川施設、海岸施設の点検・調査を実施し、危険な箇所等を発見した場合、管理者に報告し安全対策の早期実施に努める。

第2 河川施設の安全化（建設課・富岡土木事務所）

町は、河川管理者等の関係機関と連携し、堤防等の耐震化・補強など、河川施設の安全化を図る。

第3 海岸施設の安全化（建設課・産業振興課・富岡土木事務所・相双農林事務所）

町は、海岸施設管理者等の関係機関と連携し、堤防・消波堤防の補強等、海岸施設の安全化を図る。

第4 観測体制の強化（建設課）

大雨・長雨・地震の発生等、津波、洪水が発生する危険性が生じた場合、早期に適切な対応がとれるよう、気象観測体制、パトロール実施体制の強化を図る。

また、具体的な避難指示等発令の基準づくりにも取り組むものとする。

第5節 ライフライン施設の安全対策の推進

【双葉地方水道企業団・建設課・東北電力㈱・東京電力㈱・福島県エルピーガス協会・東日本電信電話(株)，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)，(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ，KDDI(株)】

● 目的

上下水道・電力・ガス・電気通信といったライフライン施設に被害を受けると、住民生活への影響が極めて大きく、避難・救助・救出をはじめとする応急対策、復旧対策の円滑な進捗をも左右することになる。

そのため、ライフライン施設の管理者は、耐震診断および災害に対する安全性の点検を行い、必要に応じて補強を実施し、地震・津波を含む災害に強い施設づくりを進める。

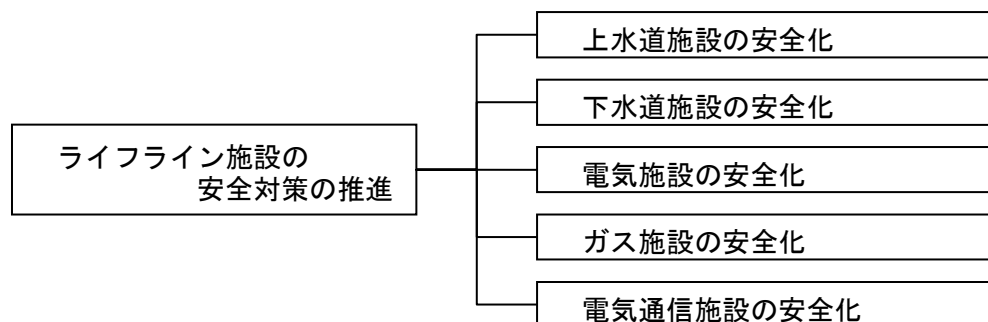
● 現況

上水道施設については、平成12年に双葉地方水道企業団に移管し、水道業務が行われている。下水道施設については、事業計画に基づき、計画的な整備を推進しているが、普及率は50%にとどまっている。

その他のライフラインについては、各ライフライン事業者が、それぞれ、耐震化対策、安全対策を実施している。

東日本大震災において甚大な被害が生じたが、復旧は完了し、耐震化対策、安全対策を実施している。

● 施策



第1 上水道施設の安全化（双葉地方水道企業団）

双葉地方水道企業団および町は、水道水の安定供給、災害時の被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交換、緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

第2 下水道施設の安全化（建設課）

下水道事業を推進するとともに、関係機関と連携し、ポンプ場、処理場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においても最小限の排水機能が確保できるよう努める。

第3 電気施設の安全化（東北電力㈱・東京電力㈱）

東北電力㈱は、発電施設・送電設備・変電設備・配電設備の耐震化、安全化対策を実施し、電力の安定供給に努める。

東京電力㈱は、福島第二原子力発電所の安全化に努める。なお、原子力災害については「原子力災害対策編」を参照すること。

第4 ガス施設の安全化（福島県エルピーガス協会・事業者）

福島県エルピーガス協会および事業者は、ガス容器設置場所の安全性の向上、ガス容器の転倒防止対策、耐震性配管の設置、安全器具の設置、ガス放出防止器の設置等を実施し、ガス施設の安全化に努める。

第5 電気通信施設の安全化（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)）

各社は、災害時においても必要な通信を確保するため、施設の耐震化、ケーブルの2ルート化、回線の分散化、ケーブルの地中化等の電気通信施設の安全化対策を実施する。

また、災害等により電気通信サービスが停止、または通信が輻輳した場合の通信を確保するため、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等の整備を推進する。

第6節 危険物施設の安全対策の推進

【環境防災課，消防本部，消防団，事業所】

● 目的

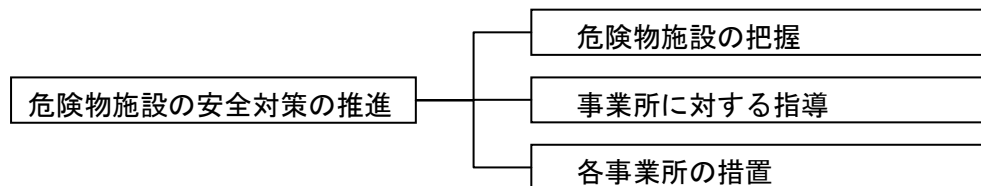
危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する施設は、災害が発生した場合、周囲におよぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、安全対策の強化を図る。

● 現 況

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する施設は、「消防法」、「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」、「火薬類取締法」、「毒物及び劇物取締法」等の個別の法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されている。

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

● 施 策



第1 危険物施設の把握（環境防災課）

町は、町内および周辺市町村にどのような危険物施設があるか調査し、危険物の管理状況を把握する。

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

第2 事業所に対する指導（消防本部・消防団・環境防災課）

消防本部・消防団・町は、危険物施設の管理者に対し、施設の耐震化・安全性の向上を促すとともに、事業所内における防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導する。

第3 各事業所の措置（事業所）

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する事業所は、施設の耐震化、危険物等の流出防止等の安全対策を行うとともに、災害時の被害の軽減を図るため、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備を行う。

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

第7節 建築物等の安全性の向上

【環境防災課，建設課，財産管理課】

● 目的

公共施設が被災し使用不能となった場合、避難・救助・救出をはじめとする応急対策・復旧対策の進捗に大きな影響をおよぼす。そのため、公共施設の管理者は、耐震診断、災害に対する安全性の点検を行い、必要に応じて補強を実施し、災害に強い施設づくりに努める。

また、一般住宅については、住宅の安全対策に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、安全性の高い住宅の普及に努める。

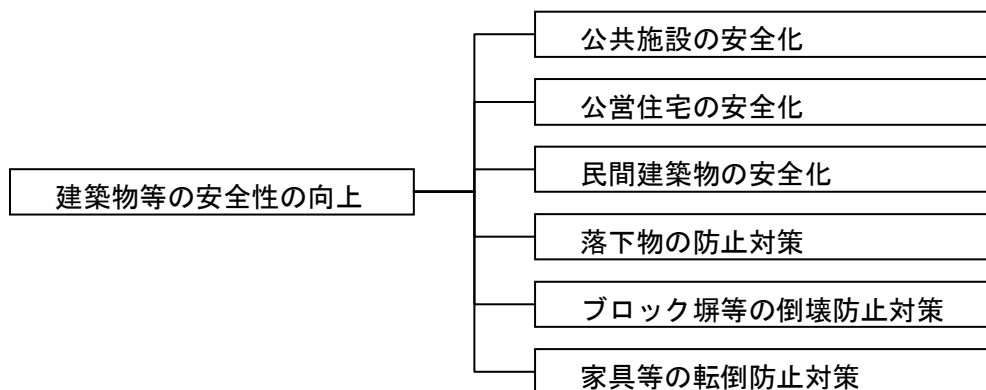
● 現況

南小学校（平成12年竣工）、役場東庁舎（平成4年竣工）を除く各施設は、相当数年数が経っているものが多いため、計画的に耐震診断、補強工事等を行っている。

また、一般住宅については、耐火建築物は年々増加しているものの、平成15年における木造率は95%と圧倒的に木造建築の方が多い状況である。

【資料3-4】防災上重要な公共施設

● 施策



第1 公共施設の安全化（環境防災課・建設課・財産管理課）

公共施設は、多くの人々が利用するとともに、災害時に応急対策の拠点となることから、耐震診断、改良工事等により、施設の安全化対策を図るとともに、ロッカー、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。

第2 公営住宅の安全化（環境防災課・建設課・財産管理課）

公営住宅については、積極的に耐震・不燃化を促進するとともに、オープンスペースの確保に努め、周辺地域の防災拠点としても活用できるよう、安全性の向上を図る。

第3 民間建築物の安全化（環境防災課・建設課）

民間の建築物については、所有者の責務において安全化を図るものであるため、町は、関係機関と連携し、耐震不燃化に関する指導、広報に努める。

特に、多数の者が利用する特殊建築物の防火、避難対策について指導に努める。

第4 落下物の防止対策（環境防災課・建設課）

窓ガラス・外装材・看板等が落下した場合、非常に危険であるため、建築物の所有者・管理者が、外装材・看板の点検・改修、強化ガラスの導入、飛散防止フィルムの貼付等の落下防止対策を実施するよう、関係機関と連携し指導に努める。

第5 ブロック塀等の倒壊防止対策（環境防災課・建設課）

ブロック塀等が倒壊した場合、人的被害の発生や道路の閉塞が予想されるため、危険なブロック塀等の調査を行い、建築基準法に適合したものとするよう指導する。特に主要通学路沿い、避難所周辺については、積極的に指導を進める。

また、生垣補助制度の導入等により、ブロック塀から生垣化への改修を促進する。

第6 家具等の転倒防止対策（環境防災課・建設課）

一般の住宅においては、家具等の転倒による被害が発生する危険性があるため、家具の転倒防止対策等に関する広報活動を行う。

第8節 活動体制の強化

【全課，環境防災課，建設課】

● 目的

災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるよう、動員配備基準、動員連絡、休日・夜間等の勤務時間外の対応について職員一人ひとりの習熟を図るとともに、必要に応じて動員配備体制、役割分担を見直し、動員体制の充実を図る。

また、大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ円滑に災害対策本部が設置できるよう、災害対策本部の強化を図るとともに、洪水または高潮等による水災に対応するため水防本部の強化を図る。

被害が甚大な場合は、福島県・他市町村等への広域応援要請が必要となるため、連携の強化を図る。（「第9節 広域応援体制の強化」参照）。また、地域住民の自主的な防災活動は不可欠であるため、地域の防災力の充実を図る。（「第21節 自主防災体制の強化」参照）

■ 町の防災組織

防災組織	所掌事務
防災会議	・ 檜葉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 ・ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
災害対策本部	・ 防災会議と緊密な連絡をもとに、町地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施すること。
水防本部	・ 洪水又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持すること。

【資料 2-1】 檜葉町防災会議条例

【資料 3-1】 檜葉町災害対策本部条例

● 現 況

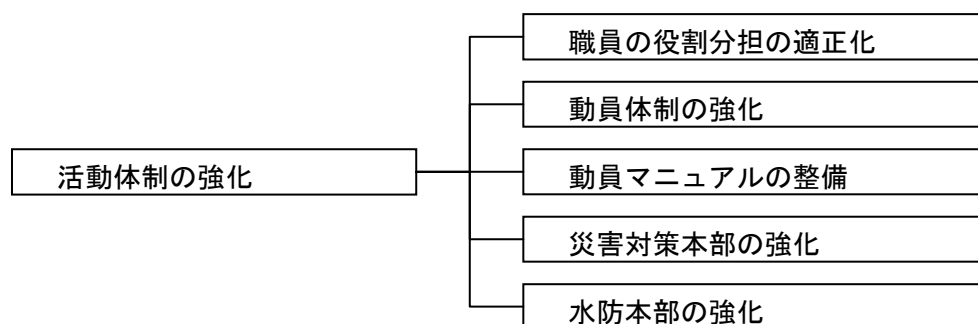
町は、災害の発生に備え必要に応じて、動員配備基準、動員連絡、休日・夜間等の勤務時間外の対応について見直しを行っている。また、防災訓練時に参集訓練、災害対策本部設置訓練を実施し、職員の習熟を図っている。

【資料 3-1】 檜葉町災害対策本部条例

【資料 3-2】 災害対策本部設置の連絡先

【資料 3-3】 動員される職員の人数

● 施策



第1 職員の役割分担の適正化（全課・環境防災課）

災害時に的確に応急対策が実施できるよう、職員の人数、職制等をふまえ、応急対策における班体制、役割分担を見直し、役割分担の適正化に努める。また、被害の状況によっては、町職員の体力・能力の限界を超える対応が迫られるため、どのように職員を交代させるか、人員を確保するかについても検討しておく。

環境防災課は、大規模な災害時に、各職員が円滑に行動できるよう、各職員に対し、応急対策における班体制、役割分担の周知徹底を図る。

第2 動員体制の強化（全課・環境防災課）

夜間における大規模な災害の発生等、様々な場合を想定し、どの程度の職員が参集できるか、参集できない場合はどのように対応するか等を検討し、困難な場合には改善を図り、動員体制の強化を図る。

第3 動員マニュアルの整備（環境防災課）

町では、災害の発生が予想され、または発生した場合、迅速かつ的確な対応ができるよう、動員から初動の対応まで含めた「檜葉町職員初動マニュアル」を整備・更新している。

環境防災課は、大規模な災害時に、自主的かつ的確に対応することができるよう、「檜葉町職員初動マニュアル」の周知徹底を図る。

第4 災害対策本部の強化（環境防災課）

環境防災課は、確実に災害対策本部が設置できるよう、災害対策本部の設置を予定している庁舎3階大会議室の安全確保に努める。なお、庁舎が被災した場合を考慮し、耐震が確保された施設の会議室を次位の本部設置箇所としてあらかじめ定めておく。

また、災害対策本部の設置および活動に必要な災害対策本部標識板・地図・名

簿・文具用品等の備品、情報収集や連絡に必要な電話・通信機器・テレビ・ラジオ等の資機材、停電時の非常電源等を災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

■災害対策本部の予備設置箇所

順位	予備設置箇所
1	コミュニティセンター 2 階大会議室
2	保健福祉会館 1 階会議室

第 5 水防本部の強化（環境防災課・建設課）

環境防災課は、確実に水防本部が設置できるよう、水防本部の設置を予定している庁舎 3 階大会議室の安全確保に努める。

また、水防本部の設置および活動に必要な水防本部標識板・地図・名簿・文具用品等の備品、情報収集や連絡に必要な電話・通信機器・テレビ・ラジオ等の資機材、停電時の非常電源等を災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

第9節 広域応援体制の強化

【環境防災課，住民福祉課，新産業創造室，社会福祉協議会】

● 目的

大規模な災害が発生した場合、福島県・他市町村・自衛隊・関係機関等の応援が不可欠であるため、災害時に円滑に応援要請が行えるよう、応援協定の締結、体制の充実に努める。

● 現況

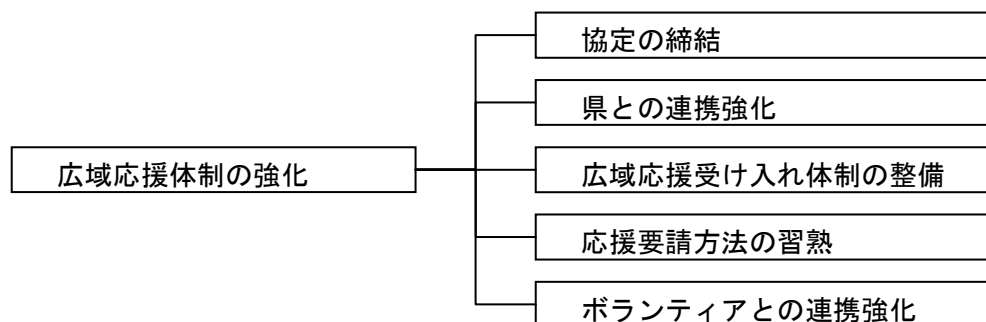
現在、姉妹都市を締結している新鶴村（現、会津美里町）、双葉郡内町村及びいわき市と災害時相互援助協定を締結している。また、県をはじめ、防災関係機関、団体との連携を強化している。

ボランティアについては、県が日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時のボランティア活動への対応について協議を行っている。

【資料 4-1】 災害時における相互応援協定書（1市6町2村）

【資料 4-2】 災害時相互応援協定（新鶴村（現、会津美里町））

● 施策



第1 協定の締結（環境防災課）

現在締結している協定の内容、連絡体制の充実を図るとともに、必要に応じて新たな市町村との協定を検討する。

【資料 4-1】 災害時における相互応援協定書（1市6町2村）

【資料 4-2】 災害時相互応援協定（新鶴村（現、会津美里町））

第2 県との連携強化（環境防災課）

大規模な災害時には、県と連携して応急活動を展開することが予想されるため、

県の地域防災計画の習熟を図るとともに、連絡方法、役割分担等について協議等を行い、県との連携強化を図る。

第3 広域応援受け入れ体制の整備（環境防災課）

災害時の広域応援が円滑に行われるよう、派遣された職員の活動拠点、職員の宿舎等の候補地をあらかじめ想定し、災害時の職員の受け入れ体制の整備を図る。

また、大規模な災害時には、ヘリコプターが活用される可能性が高いため、ヘリコプター臨時離着陸場を定め、管理者と連携を図り、災害時に必要な空地の確保に努める。

【資料 3-4】 防災上重要な公共施設

【資料 4-6】 ヘリポート予定地

第4 応援要請方法の習熟（環境防災課）

災害時に迅速に県・自衛隊・関係市町村等に応援要請ができるよう、「応援要請マニュアル」を作成し、応援要請方法の習熟を図る。また、応援要請をする担当者が不在の場合、誰が応援要請をするのか明確にし、その者についても応援要請方法の習熟を図る。

【資料 4-1】 災害時相互応援協定（1市6町2村）

【資料 4-2】 災害時相互応援協定（新鶴村（現、会津美里町））

【資料 4-5】 自衛隊派遣要請先

第5 ボランティアとの連携強化（住民福祉課・社会福祉協議会）

災害時にボランティアの能力を最大限に活かせるよう、受け入れ窓口、受け入れ体制について整理しておくとともに、ボランティアの効率的な活用方法、ボランティアの活動内容について検討していく。

また、大規模な災害が発生した場合、県においてボランティアの総合受け入れ窓口が設置される可能性が高いため、日頃から役割分担等、県との調整を図っておく。

第6 民間企業との連携強化（環境防災課・新産業創造室）

町は、区域内または所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、積極的協力が得られるよう協力を整えるよう調整を図っておく。

また、広域避難における物資の調達等を想定して、全国展開している流通事業者などとの協定にも取り組む。

第 10 節 情報収集・連絡体制の強化

【全課，復興推進課，財産管理課，環境防災課】

● 目的

災害応急対策を迅速かつ確実に実施するためには、災害情報、被害状況の把握は不可欠である。そのため、情報の収集体制、連絡体制、通信網の整備を図る。

また、災害時における人心の安全と社会秩序の維持を図るため、的確な情報の提供、広報活動ができるよう日頃から広報体制の整備を図る。

● 現 況

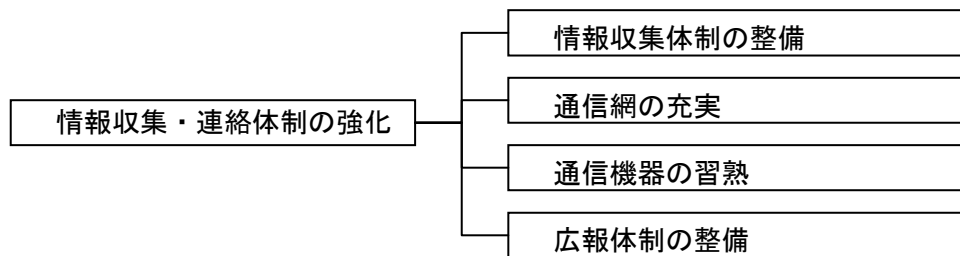
町では、災害時の情報通信網として、防災行政無線、福島県総合情報通信ネットワーク、福島県震度情報ネットワークシステム、災害時優先電話等の複数の通信手段を整備している。

東日本大震災においては国・県からの連絡が途絶え、現状の把握がでなかった。連絡体制については総合的に評価し県と協力しながら通信手段の整備を進めるとともに、住民への伝達手段について日頃より努める。

【資料 5-2】 防災行政無線

【資料 5-3】 災害時優先電話

● 施 策



第 1 情報収集体制の整備（全課・環境防災課・復興推進課）

災害情報、被害状況の把握、各種情報の連絡が円滑に行われるよう、必要に応じて体制を見直し、災害情報等の収集・報告体制の強化を図るとともに、全職員が迅速に対応できるよう、情報収集の流れ、収集すべき情報等を十分熟知させる。

また、大規模な災害が発生した場合、町民、各関係団体、民間団体の協力が不可欠であるため、災害時における情報収集に関する協力体制について十分協議しておく。

第2 通信網の充実（環境防災課・財産管理課）

災害時において防災関係機関との情報交換を円滑に行えるよう、防災行政無線、災害時優先電話、福島県総合情報通信ネットワーク、福島地区非常通信協議会による非常通信の整備充実に努めるとともに、通信施設の設置場所の耐震化、停電時における非常電源、自家発電機の整備を図る。

また、非常時の災害時の通信網として、職員の携帯電話、タクシーなどの民間事業者、アマチュア無線、パソコン通信などの通信機器の活用ができるよう、関係機関、団体等と協議しておく。

【資料 5-2】防災行政無線

【資料 5-3】災害時優先電話

【資料 5-4】檜葉町内タクシー事業者

【資料 5-5】檜葉町アマチュア無線クラブ

第3 通信機器の習熟（環境防災課・復興推進課）

大規模な災害時においては、通信機器担当職員が参集できない可能性があるため、通信機器担当以外の職員も防災行政無線をはじめとする通信設備の操作ができるよう、日頃から定期的に通信施設の利用についての研修・訓練を行う。

第4 広報体制の整備（環境防災課・復興推進課）

災害時に確実に広報活動が実施できるよう、広報車・同報無線の整備に努めるとともに、様々な状況を想定し、新たな広報手段、複数の広報手段を検討しておく。

また、災害時の広報は、報道機関の役割が重要となるため、報道機関への災害情報の提供、報道機関に依頼する広報の内容等について協議しておくとともに、日頃から町が広報する内容、手順等を事前に検討しておく。

なお、町は、公共情報コモンズに参画しており、これを有効に活用する。

また、原子力災害による避難における「檜葉町きずな再生電子回覧板事業」で町民に配布したタブレット端末の活用について検討する。

※公共情報コモンズ：ICTを活用して、災害発生時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。平成25年12月には公共情報コモンズを利用した広報訓練を実施した。

第 11 節 出火防止・消防体制の強化

【環境防災課，消防本部，消防団】

● 目 的

大規模な災害により、木造家屋等が倒壊し、火災が発生した場合、多くの被害が発生することが予想される。そのため、日頃から出火防止対策、初期消火対策の強化に努めるとともに、消防団の人員、資機材をはじめとする消防体制の強化を図る。

● 現 況

現在、広報紙等を通じて、出火防止、初期消火に関する P R 活動を行うとともに、消防計画等に基づき、消防水利、消防団組織、資機材の充実を図っている。

また、大規模な災害に対応するため、双葉郡内町村及びいわき市と「消防相互応援協定」を締結している。

なお、原子力災害後によって広域避難を強いられている現状から、消防団の組織、活動の再構築は、帰町後の地域の防災活動における重要な課題となっている。福島県では本町をモデル町村の一つとして検討を行い、「檜葉町消防団の再構築に関する提言」（平成 25 年 12 月 檜葉町被災地消防団再構築検討会）がなされた。町では、この提言を踏まえ、帰町に向けて、消防団の再構築に取り組むこととしている。

【資料 6-2】消防団組織

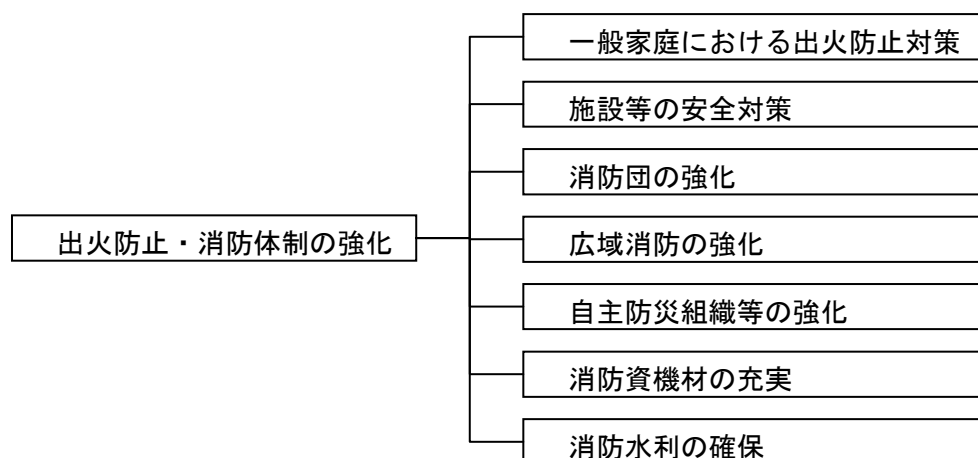
【資料 6-3】消防車両

【資料 6-4】消防水利

【資料 4-3】消防相互応援協定書（6 町 2 村）

【資料 4-4】消防相互応援協定（いわき市）

● 施 策



第1 一般家庭における出火防止対策（消防本部・消防団・環境防災課）

広報紙等による広報、防災教育等を行い、町民一人ひとりの火災に対する知識、出火防止に対する意識の高揚を図る。また、耐震消火装置付暖房器具、ガス漏れ防止器具の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

第2 施設等の安全対策（消防本部・消防団・環境防災課）

可燃性の高い危険物を貯蔵する危険物施設、化学薬品を取り扱う学校、病院等の施設においては、出火の危険性が高いため、施設の安全性、貯蔵、収納場所の安全対策に関する指導を行う。

また、町内のパトロールにより消防車両通行困難区域、火災危険箇所等を把握し、危険の解消に努める。

第3 消防団の強化（消防本部・消防団・環境防災課）

近年、消防団員の団員数の減少、高齢化等が進んでいるため、広報活動等を実施し、若手消防団員の加入促進に努める。

また、消防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である消防団員一人ひとりの知識・技術の両面から防災能力の向上を図る。

【資料 6-2】消防団組織

第4 自主防災組織等の強化（消防本部・消防団・環境防災課）

大規模な災害時に多くの箇所で火災が発生した場合、消防団、消防本部による十分な消火活動が困難となることが予想される。そのため、住民、事業所、自主防災組織が一体となって消火活動を行う必要がある。

広報紙・防災訓練を通じて、住民の防災能力、防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織に対する訓練・指導、消防資機材の配備による消防能力の強化に努める。また、事業所における防火管理者の設置、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

第5 消防資機材の充実（消防本部・消防団・環境防災課）

消防ポンプ車、可搬ポンプ、消火ホースといった消防資機材の適正な設置を行うとともに、消防資機材が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

また、災害時に的確な災害情報の収集、指揮命令の伝達を行うため、防災行政無

線、消防無線、携帯無線機等の情報通信体制の整備を図る。

なお、消防団の屯所、消防車両が津波で被災しており、帰町の状況を合わせて、適宜、再整備を進めることとしている。

【資料 6-3】消防車両

第6 消防水利の確保（消防本部・消防団・環境防災課）

災害時に確実に消防水利が活用できるよう、定期的に点検を実施し、不備等については改善を図る。

また、大規模な災害時には、消火栓の破損等により通常の消防水利が使用不能となる場合も想定されるため、耐震性防火水槽をはじめとする多様な消防水利の確保に努める。

【資料 6-4】消防水利

第 11 節 救助・救出体制の強化

【環境防災課，建設課，消防本部，消防団，双葉警察署，自主防災組織】

● 目 的

大規模な災害が発生した場合、多数の救助・救出を必要とする状況が発生すると予想される。そのような中で、迅速かつ的確な人命救助が行えるよう、消防関係機関、自主防災組織等と連携し、救助・救出体制の強化を図るとともに、救助・救出資機材の充実に努める。

● 現 況

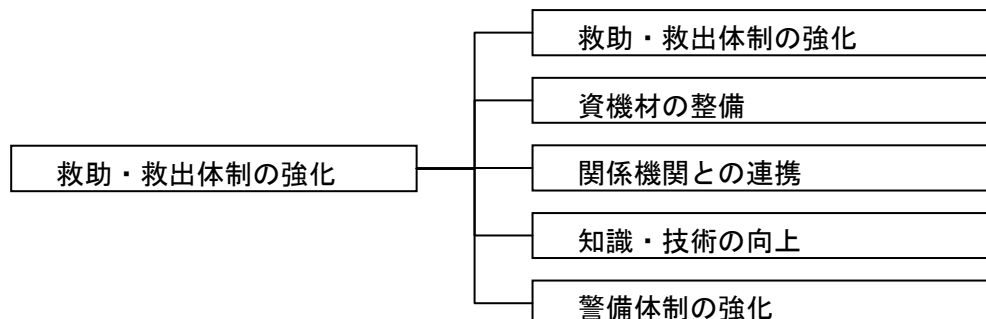
災害時に円滑に救助活動ができるよう、役場敷地内に防災倉庫を設置し、資機材の充実に努めている。また、重機等が必要となる救助に備えて、民間業者との連携強化を図っている。

【資料 7-1】 檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

● 施 策



第 1 救助・救出体制の強化（環境防災課・消防団・自主防災組織）

災害時は、町職員・消防本部・消防団・自主防災組織・住民等からなる救出隊を結成し、救助・救出活動を行う。そのため、日頃から、救出隊の編成方法等について消防関係機関、自主防災組織と協議し、救助・救出体制の強化に努める。

町としては住民への伝達手段の整備に努め、救助活動については訓練等を行い、迅速な避難に努める。

なお、東日本大震災では住民を救助していた消防団員が津波により殉職するという事態が数多く発生したことから、消防庁では、次の 2 つを特に強調している。

津波災害にあっては、消防団員を含めたすべての人が『自分の命、家族の命を守る』ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ること

がその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解しなければならない。

市町村においては、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に、地域ぐるみで具体的な避難計画を作成することが重要である。その中で、消防団員等の津波災害時の活動・退避ルールについて説明しておくこと、地域住民等の協力を得ながら要配慮者が短時間で退避が可能となる方策（個別プランの作成、車両の活用、安否確認の方法の事前ルール化など）をあらかじめ定めておくことが重要である。

出典：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会報告書（平成 24 年 8 月）消防庁国民保護・防災部防災課

第 2 資機材の整備（環境防災課・消防本部・消防団・自主防災組織）

災害時に編成される救出隊が、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施できるよう、地域ごとに救出用資機材を整備するとともに、消防本部・消防団は、自主防災組織等に対し、それらの資機材の使用方法について指導する。

なお、平成 26 年 2 月 7 日には消防団装備基準の改正が行われており、町は、これを踏まえて、適切な資機材整備に努めることとしている。

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

第 3 関係機関との連携（環境防災課・建設課・消防本部・双葉警察署）

消防本部・警察署・その他関係機関との災害時の対応について、日頃から協議するとともに、救助・救出に活用できる建設資機材を有する土木建設業者等と協定等を締結し、協力体制の強化を図る。

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業

第 4 知識・技術の向上（環境防災課・消防本部・消防団・自主防災組織）

大規模な災害が発生した場合において、多数の救助・救出事象に対処するため、より高度な知識・技術を有する消防団員を消防本部と連携して指導育成する。

また、自主防災組織・町民に対し、広報紙・防災訓練を通じて、応急救護知識・技術の普及を図る。

近年普及が進んでいる A E D（Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器）について、学校ではほとんどの教員が利用方法の講習を受けており、こうした取組を町職員全員にも展開する。

第5 警備体制の強化（環境防災課・双葉警察署・自主防災組織）

被災地において、治安の維持、各種犯罪の予防のため、警備活動が必要となる場合がある。そのため、警察・自主防災組織と連携し、どのような体制で警備を行うか検討しておく。

第 13 節 避難・誘導体制の強化

【環境防災課，建設課，教育委員会，消防団，関係各課】

● 目 的

災害時に安全かつ的確に住民が避難できるよう、「避難計画」の策定、災害ごとに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成をし、警戒すべき区間・箇所の選定、避難すべき区域の指定、避難行動要支援者に対する避難準備を含む避難勧告等の発令の判断基準の決定、適切な避難所、避難路の指定、誘導体制の充実、広報紙による住民への周知等、必要な体制を整備する。

なお、東日本大震災の課題を踏まえ、改正災対法では、避難所における生活環境の整備等（同法第 86 条の 6）、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮（同法第 86 条の 7）が、それぞれ規定された。この法改正を受け、内閣府では、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定している。町は、今後、この取組指針を参考に、避難所対策に取り組むものとしている。

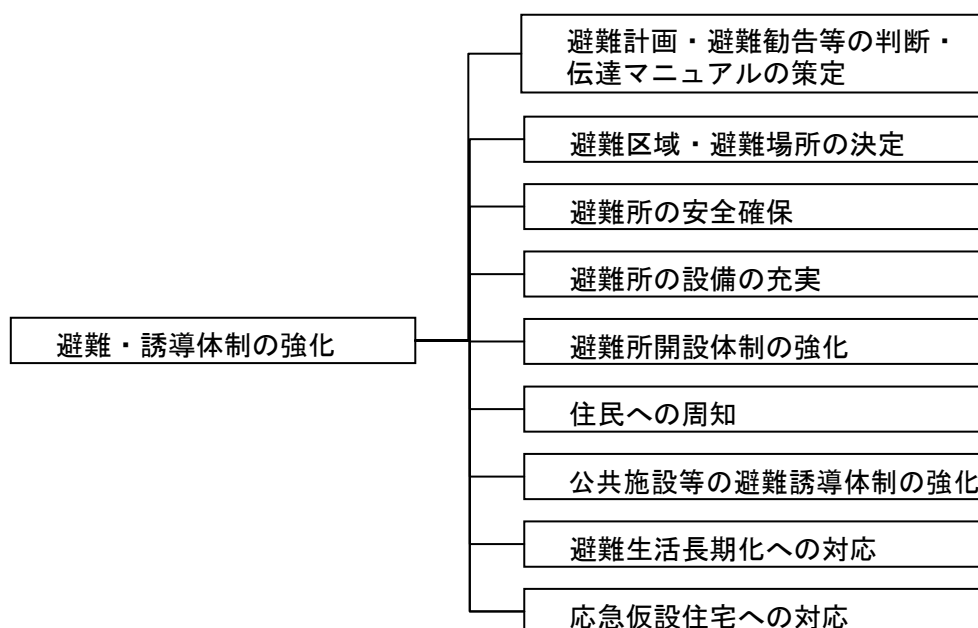
● 現 況

現在、町では、適切な避難所の選定と避難所となる施設の耐震診断を実施している。

今後、耐震性だけでなく、津波・高潮、洪水、土砂災害などの観点からも避難所の安全性確認や災害時の適切な利用方法の周知に取り組む。

【資料 8-1】避難施設

● 施 策



第1 避難計画・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定（環境防災課）

災害時に安全かつ的確に住民が避難できるよう、避難計画を策定する。また、災害ごとの特性及び要配慮者に対する避難準備を含む避難勧告等の発令の判断基準、伝達系統・方法を明確にしたマニュアルを策定する。

第2 避難区域・避難場所の決定（環境防災課）

過去の被災箇所、浸水予想図、土石流や崩壊土砂の到達範囲等により災害別の避難勧告等の想定対象区域を決定し、避難区域として位置づけ、ハザードマップを作成している。

円滑な避難および避難生活が行えるよう、町関係施設等を指定避難場、一時集合場所、指定緊急避難場所、福祉避難所に位置づける。

また、定期的に避難所の収容力、環境をふまえて見直しを行い、必要に応じて新規に避難所を選定する。

■避難所の種別と説明

種 別	説 明
一時集合場所	災害時に比較的すぐに避難でき、災害の状況の確認、避難の判断を行う地区の拠点施設。なお、原子力災害における広域避難の際の一時集合場所にも位置づける。
指定緊急避難場所	災害に対して安全な建物で多人数の収容が可能な施設もしくは公園等。
指定避難所	避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。
福祉避難所	広域避難所または一時集合場所で、十分なケアが受けられない要配慮者を重点的に受け入れる施設。

※ 一時集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所は、兼ねることができる。

【資料 8-1】避難施設

第3 避難所の安全確保（環境防災課・教育委員会）

避難所として、災害時の安全性に問題がないかどうか、所在地における災害危険の状況を確認すると共に、日頃から定期的に点検を実施し、問題がある場合は、補強等の必要な措置を行う。特に福祉避難所においては、障害者用トイレ、スロープ設置などバリアフリー化を図る。

第4 避難所の設備の充実（環境防災課・教育委員会）

災害時に必要となる資機材、物資の備蓄に努めるとともに、災害時の連絡手段となる通信機器の整備を図る。また、トイレ・着替え・下着の洗濯・子育てなど、女性、高齢者、障害者、子供にやさしい環境とするよう、一定の生活環境等を整備する。

第5 避難所開設体制の強化（環境防災課・教育委員会）

施設の管理者と災害発生時の施設の運用について協議を図るとともに、「避難所開設・運営マニュアル」を整備し、災害時の避難所の開設・運営体制の強化を図る。

また、避難所として民間の施設を活用する場合、協定の締結等により、連携の強化に努める。

町では平成21年3月に「避難所運営マニュアル」を作成しており、東日本大震災の教訓も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、訓練の機会などを通じて、職員、町民に周知することとしている。

第6 住民への周知（環境防災課・消防団）

広報紙、案内板、誘導標識、避難所案内図等により、住民に避難所の場所、避難所の種別、避難方法について周知を図る。

【資料8-1】避難施設

第7 公共施設等の避難誘導体制の強化（関係各課）

公共施設は、多くの利用者がいることから、災害時に利用者が安全に避難できるよう、施設職員は避難誘導方法の習熟を図る。

また、多くの利用者が集まる宿泊施設等の民間の施設においては、消防関係機関と連携し、避難誘導体制の強化に努める。

なお、各施設等においては以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

■留意事項

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置
- ・避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- ・避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- ・避難者の確認方法
- ・児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ・通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

■留意事項

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- ・避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- ・避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- ・避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への連絡方法
- ・避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

第8 避難生活長期化への対応（環境防災課）

大規模な災害が発生し、住居に大きな被害を受けた者については、避難生活が長期化することが予想される。そのため、町は、東日本大震災の経験も踏まえて、長

期化した場合に必要となる毛布、暖房器具をはじめとする資機材の備蓄、調達体制の強化を図るとともに、長期化した場合の問題点等についての検討・研究を行う。

第9 応急仮設住宅への対応（環境防災課）

大規模な災害が発生し、多くの家屋が倒壊または使用不能となった場合、町および関係機関は、応急仮設住宅を建設し、避難者を収容する。そのため、応急対策時、復旧・復興時に円滑に応急仮設住宅が建設できるよう、あらかじめ、応急仮設住宅建設予定地を検討するとともに、建設業者との連携の強化に努める。

第10 避難路の選定（建設課・環境防災課）

避難所まで安全に円滑な避難が行えるよう、地区の実情にあった避難路を選定する。定期的に避難路の維持点検、環境をふまえて見直しを行い、必要に応じて新規に避難路を選定する。

■避難路の選定基準

区分	選定基準
一時集合場所への避難路	・十分な幅員を有すること。 ・沿道に火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。 ・周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。
広域避難所への避難路	・概ね8 m以上の幅員を有する道路とするが、地域の実情に応じて選定する。 ・沿道に火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。 ・周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第 14 節 医療・救護体制の強化

【住民福祉課，医師会】

● 目的

大規模な地震が発生した場合、家屋倒壊による重傷者、その他の医療活動を必要とする住民が多数発生することが予想される。これらの負傷者等に対し、応急医療または助産を迅速かつ適切に行うための体制を整備する。

● 現 況

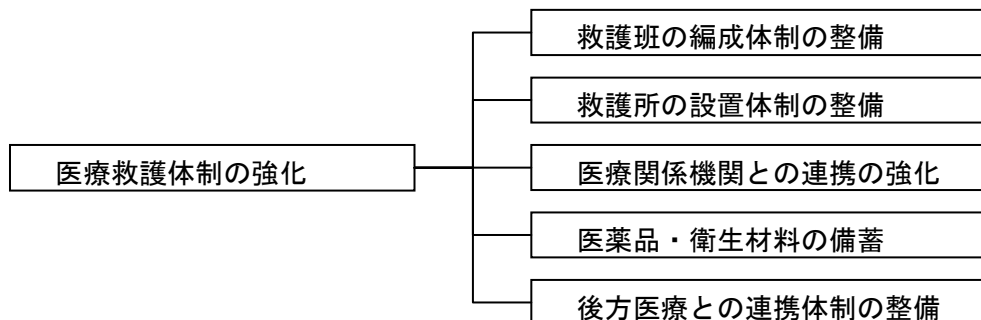
現在、町は、医療機関、医薬品取扱業者等の関係機関と連携を図り、災害時の医療体制の強化を図っている。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

【資料 7-4】 災害医療拠点病院

【資料 7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

● 施 策



第 1 救護班の編成体制の整備（住民福祉課）

軽微な被害の場合、医療機関において医療活動を実施するが、被害が甚大な場合、医師・看護師・連絡員からなる救護班を編成して医療活動にあたる。そのため、災害時に円滑に対応できるよう、医師会等の関係機関と連携し、救護班の編成体制の整備に努める。

また、いち早く応急手当を実施するのは被災地の住民である場合が多いことから、自主防災組織に対して応急手当用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法等の救護要領について習熟させるため、普通救命講習等の受講の促進を図る。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

第2 救護所の設置体制の整備（住民福祉課）

災害時は、被災状況により、避難所等に医療救護所を設置し、医療活動を行うため、救護所の設置場所、設置の手順、設置に必要な資機材の整備等に関する計画を定めておく。

第3 医療関係機関との連携の強化（住民福祉課・医師会）

医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と協定の締結等を図るとともに、災害時の要請先、受け入れ体制等を明確にし、災害時の医療体制の強化を図る。

また、災害が発生した場合の町内外の医療機関の被害状況、受け入れの可否状況等の必要な情報の連絡体制をどのように確保するか検討しておく。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

第4 医薬品・衛生材料の確保（住民福祉課）

町は、「県災害時医薬品等備蓄品実施要綱」、「県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、医薬品・衛生材料の確保を図る。また、災害時に医薬品・衛生材料が不足した場合は、町内医薬品取扱業者から調達することになるため、町内医薬品取扱業者と協定の締結等、協力体制の強化を図る。

また、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県民への普及啓発を図る。

【資料 7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

第5 後方医療との連携体制の整備（住民福祉課）

県は、救護所、救急医療機関で対応できない重症患者等を搬送し、治療、救護を行う後方医療機関として、二次保健医療圏単位に地域災害医療センターを指定している。

町は、これらの後方医療機関への連絡方法、搬送方法、県、自衛隊等による後方医療機関への搬送要請方法等について習熟を図る。

【資料 7-4】 災害医療拠点病院

第 15 節 給水体制の強化

【双葉地方水道企業団，環境防災課】

● 目 的

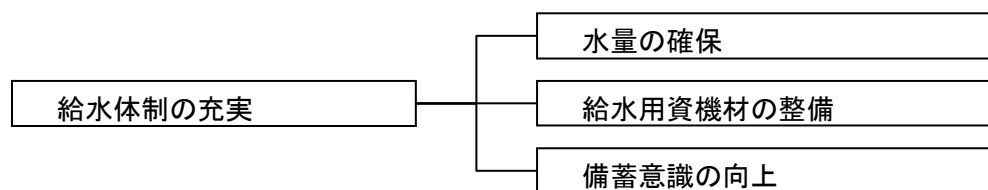
大規模な災害が発生した場合、広範囲にわたって配水管の破損、停電による断水、飲料水の汚染等により水道水が使用不能となることが予想されるため、災害時の応急給水体制について整備する。

● 現 況

発災後 3 日間は、飲料水として 1 日 1 人最低 3 リットルの水が必要となる。4 日目以降は、飲料水と最低限の生活用水として 1 日 1 人 20 リットルの水が必要となる。

現在、本町には、配水池において、3,500m³の水が確保されており、人口約 8,000 人に対して十分な量といえる。

● 施 策



第 1 水量の確保（双葉地方水道企業団・環境防災課）

本町においては、配水池により、必要な水量は十分確保されているが、災害時において、何らかの理由により、それらの施設が使用不能となった場合に備えて、災害用井戸の指定等、さらなる水量の確保に努める。

第 2 給水用資機材の整備（双葉地方水道企業団・環境防災課）

トラック、給水タンク、給水容器等の給水時に必要な資機材を整備するとともに、容器の借上および輸送等について関係機関、管工事組合と協定を締結し、飲料水の供給体制の充実を図る。

【資料 9-3】指定給水装置工事事業者

第 3 備蓄意識の向上（双葉地方水道企業団・環境防災課）

町民、事業所、自主防災組織等が災害に備えて、飲料水を備蓄するよう、広報紙、パンフレット等を通じて、呼びかけるとともに、災害時の緊急給水の方法についても周知する。

第 16 節 食糧・生活物資供給体制の強化

【環境防災課，産業振興課，新産業創造室，教育委員会】

● 目 的

災害による物流の混乱等により食糧・生活物資を確保できない者、避難者等に対し、災害時に円滑に食糧・生活物資が供給できるよう、食糧・生活物資供給体制を整備する。

● 現 況

食糧については、町役場防災倉庫にアルファ米、クラッカーを中心に備蓄を行っている。生活物資については、品目が多いため、毛布等の一部の物資を除き、原則として業者から調達するものとし、備蓄を行っていない。

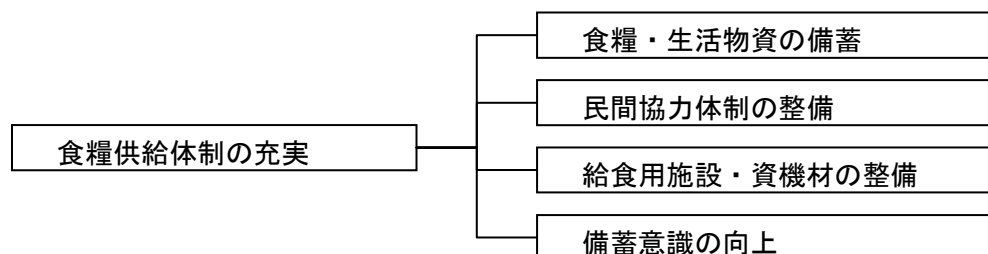
今後、広域避難等も想定して、民間との協定等に取り組む。特に燃料の確保、暖房の確保などは、東日本大震災における大きな課題であった。

また、要配慮者、女性などの観点から、食糧・生活物資供給体制を強化する。

【資料 7-1】 檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

● 施 策



第 1 食糧・生活物資の備蓄（環境防災課）

町は、各地区に防災倉庫を設置し、アルファ米、サバイバルフーズ等の長期保存が可能な食糧を備蓄する。備蓄した食料については、定期的に賞味期限等を確認し、必要に応じて入れ替える。生活物資については、毛布、おむつ等の町が備蓄すべき最低限の生活物資について備蓄する。備蓄する物資の選定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者に対する配慮をし、適切な選定をする。寒冷期の被災することも考慮し、暖房器具、燃料等の備蓄を図る。

また、町の備蓄量では不足が生じる場合を想定し、近接市町村間の連携による備蓄量の確保を図る。

【資料 7-1】 檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

第 2 民間協力体制の整備（環境防災課・産業振興課）

長期保存ができない食糧、様々な生活物資については、備蓄するより民間業者から調達する方が効率的であるため、災害時に円滑に民間業者から供給できるよう、民間業者と協定を締結するとともに、災害時の対応等について協議し、協力体制の強化に努める。

【資料 10-1】 檜葉町内米穀販売業者

第 3 給食用施設・資機材の整備（教育委員会）

本町の小学校、中学校においては、給食用施設、資機材を有しているため、災害時にこれらの資機材を活用できるよう、野外炊飯に備えて移動炊飯器の整備等の給食用資機材の整備に努める。

第 4 備蓄意識の向上（環境防災課）

住民自らが 3 日分程度の食糧の家庭内備蓄、非常持ち出し品の整備を行うよう、広報紙、パンフレット等により呼びかけ、住民の備蓄に対する意識の向上を図る。

第 17 節 緊急輸送体制の強化

【建設課，環境防災課】

● 目 的

大規模な災害が発生した場合、避難や応急対策のための人員の輸送、被災者に対する物資の輸送といった緊急輸送が必要となる。そのため、災害時に円滑な輸送活動が実施できるよう、車両の手配等、緊急輸送体制を整備する。

また、道路施設が亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が高いため、迅速に道路施設の応急復旧ができる体制を整備する。

● 現 況

本町においては、国道 6 号が緊急輸送道路第 1 次確保路線に、総合グラウンド、天神岬スポーツ公園がヘリコプター離着陸場に、J ビレッジが広域陸上輸送拠点に指定されている。

被害を受けた道路施設（橋梁）等の応急復旧が迅速にできるよう土木建設業者と、災害時の円滑な物資の輸送ができるよう運送業者と体制の強化を図っている。

また、町及び社会福祉協議会では、避難行動要支援者用の輸送車両として、ストレッチャー付車椅子同乗車両を常備している。

東日本大震災では、民間交通機関の迅速な協力により、多くの町民が避難することが可能となった。しかし、一部の介護施設入所者をバス通路に寝かせた状態で避難させるなどの状況もあったことから、今後、避難行動要支援者の支援方策に取り組むことが課題となっている。

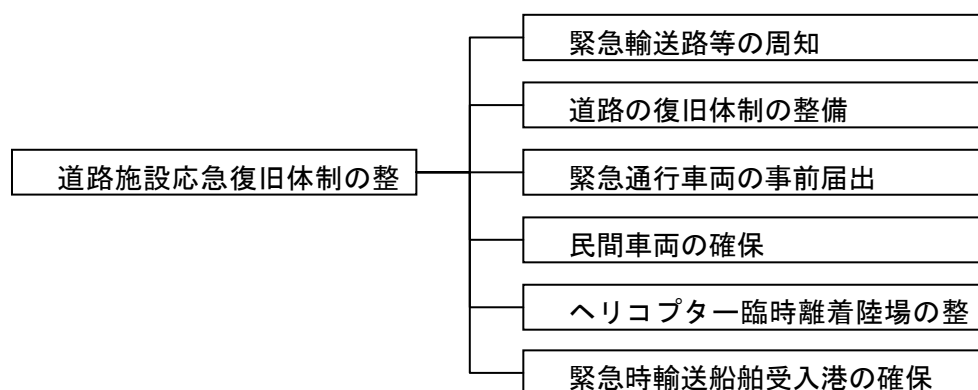
【資料 4-6】 ヘリポート予定地

【資料 11-6】 緊急通行車両の届出済町保有車両

【資料 11-10】 町内土木建設事業者

【資料 11-8】 檜葉町内陸上運送業者

● 施 策



第1 緊急輸送路等の周知（環境防災課）

緊急輸送路、広域陸上輸送拠点等の災害時に重要な道路、拠点を住民に周知し、災害時における利用の自粛を促し、確実に緊急車両が通行できるように努める。

第2 道路の復旧体制の整備（建設課）

災害時に円滑な緊急輸送を実施するためには、緊急輸送路の確保が重要である。そのため、迅速に被害を受けた道路の応急復旧が実施できるよう、土木建設資機材等を有する関係業者等と応援協定を締結するとともに、災害時の役割分担等について定めておく。

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設事業者

第3 緊急通行車両の事前届出（環境防災課）

災害発生時に、町保有の車両を緊急通行車両として活動させるためには、事前に届出を行うことが必要である。

事前届出の申請は、緊急通行に係わる業務の実施責任者（町長）が、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（福島県警本部）に提出する。

第4 民間車両の確保（環境防災課）

大規模な災害が発生した場合、町保有車のみでは、車両が不足することが予想されるため、災害時に円滑に民間車両を確保できるよう、協定を締結し協力体制を強化する。また、大規模な災害が発生した場合は、どのような車両が必要か、どのような車両の確保が可能か、民間事業者と協議を図る。

第5 ヘリコプター臨時離着陸場の整備（環境防災課）

大規模な災害が発生した場合、自衛隊を中心とするヘリコプターによる物資、人員の輸送が不可欠であり、本町においては、総合グラウンド、天神岬スポーツ公園の2箇所をヘリコプター離着陸場に指定している。今後、必要に応じて、新たなヘリコプター離着陸場の指定を検討するとともに、住民、関係機関に対し、災害時のヘリコプター離着陸場の指定状況、災害時の注意事項等について周知を図る。

また、東日本大震災で課題となった避難行動要支援者の避難への適用などについて検討する。

【資料 4-6】 ヘリポート予定地

第6 緊急時輸送船舶受入港の確保（環境防災課）

大規模な災害が発生した場合、船舶による物資、人員の輸送もまた、必要となることから、広野火力発電所及び福島第二原子力発電所内の港の緊急時の使用について、東京電力と協定を締結し協力体制を強化する。漁港を有する富岡町とも同様に協定を締結し、非常時に備える。

東日本大震災では津波の発生により利用できなかったものの、他の大規模な災害などでの利用可能性等については、改めて検討するものとする。

第 18 節 防疫・保健衛生体制の強化

【環境防災課】

● 目 的

被災地域は衛生条件が悪く、感染症等の疾病が発生する危険性が高いため、災害時に円滑に防疫・保健衛生活動が実施できるよう、体制を整備する。

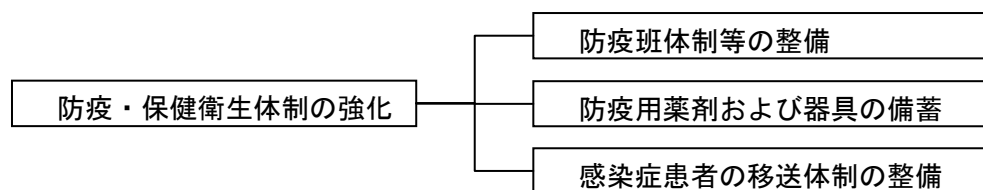
防疫・保健衛生活動は、町単独での活動は困難なため、相双保健福祉事務所、隣接町村との連携についての体制を整える。

● 現 況

現在、防疫用薬剤、消毒散布用機械、運搬器具などを備蓄している。

【資料 12-1】防疫用資機材

● 施 策



第 1 防疫班体制等の整備（環境防災課）

災害時は、保健班、衛生班を編成し、防疫活動を行うことから、県、相双保健福祉事務所と連携し、各班の体制、活動範囲等を明確にする。また、防災訓練等により、活動方法の習熟を図る。

第 2 防疫用薬剤および器具の備蓄（環境防災課）

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等の防疫用薬剤、器具の備蓄に努めるとともに、災害時における防疫用薬剤、器具の調達体制の強化を図る。

【資料 7-2】檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 7-5】檜葉町内医薬品取扱業者

【資料 12-1】防疫用資機材

第3 感染症患者の移送体制の整備（環境防災課）

災害時に感染症患者が発生した場合、的確に対応できるよう、日頃から移送体制、移送先等の習熟を図る。特に周辺地域において、多数の感染症患者が発生した場合の対応について、相双保健福祉事務所と十分協議しておく。

【資料 12-3】 感染症患者収用施設

第 19 節 廃棄物処理体制の強化

【南部衛生センター，双葉環境センター，環境防災課，建設課】

● 目的

大規模な災害が発生した場合は、相当量の廃棄物が発生することが予想される。また、避難生活が長期化した場合は、避難生活環境の向上を図るうえでもごみ・し尿処理活動は重要である。そのため、町で対応できない場合を含めて、ごみ・し尿処理体制の整備を図る。

● 現 況

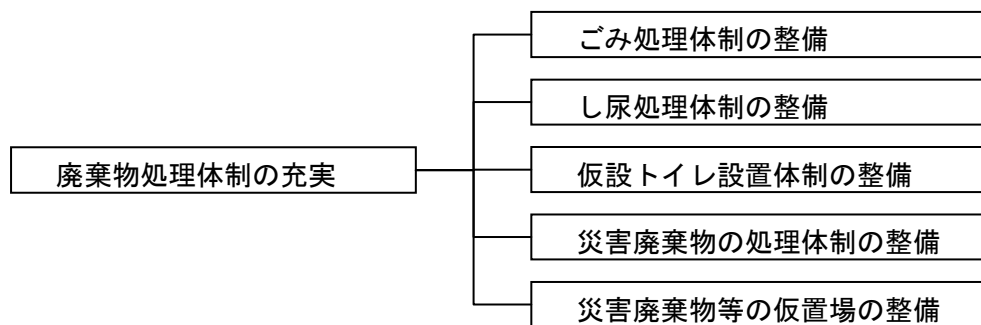
本町のごみ・し尿処理事業は広域組合により実施されており、ごみは南部衛生センター、し尿処理は双葉環境センターで処理されている。

東日本大震災では南部衛生センター、双葉環境センターも被災したが、既に南部衛生センターは復旧し、処理は開始している。

【資料 14-2】一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

【資料 14-3】一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

● 施 策



第 1 ごみ処理体制の整備（南部衛生センター・環境防災課）

日頃から、南部衛生センターの生活ごみ処理能力について把握するとともに、関係機関と連携し、発災時に施設が被害を受けた場合の処置、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

【資料 14-2】一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

第2 し尿処理体制の整備（双葉環境センター・環境防災課）

日頃から、双葉環境センターのし尿処理能力について把握するとともに、関係機関と連携し、発災時に施設が被害を受けた場合の処置、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

【資料 14-3】 一般廃棄部（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第3 仮設トイレ設置体制の整備（双葉環境センター・建設課）

災害時は、下水道が使用不能となる可能性があることから、仮設トイレの設置方法、携帯用トイレの使用方法について習熟を図る。

また、仮設トイレが不足した場合を想定し、仮設トイレ所有事業者、防災関係機関の所有状況を把握するとともに、協力体制の強化を図る。

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

【資料 14-3】 一般廃棄部（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第4 災害廃棄物の処理体制の整備（南部衛生センター・建設課）

災害廃棄物、がれきの処理は、町内の組織では困難となることが予想されるため、応援を要請する町内の土木建設業者と協定書を締結する等、体制の強化を図る。また、町内の業者で対応ができない場合も想定して、広域の応援体制についての計画も作成する。

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

第5 災害廃棄物等の仮置場の整備（南部衛生センター・建設課）

大規模な災害が発生した場合、最終処分場の被害、予想を上回る廃棄物、がれきの発生等、最終処分場における円滑な処理が困難となり、町内に災害廃棄物等の仮置場の設置が必要となることが予想される。そのため、町内の空地等を確保し、災害廃棄物等の仮置場候補地として定める。

【資料 14-1】 廃棄物の集積場所

第 20 節 文教対策の強化

【教育委員会，学校等】

● 目 的

災害時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等の施設の安全対策を実施する。また、大規模災害が発生した場合、学校は、避難所として活用されるため、教育の再開を円滑に行えるよう、対応等を事前に検討しておく。

● 現 況

各中学校、小学校、幼稚園、保育所は、災害時の避難所として位置づけられている。

また、天神原遺跡出土品(一括)をはじめとする文化財があり、これらを保存している歴史資料館は、耐震補強等の安全対策を行っている。

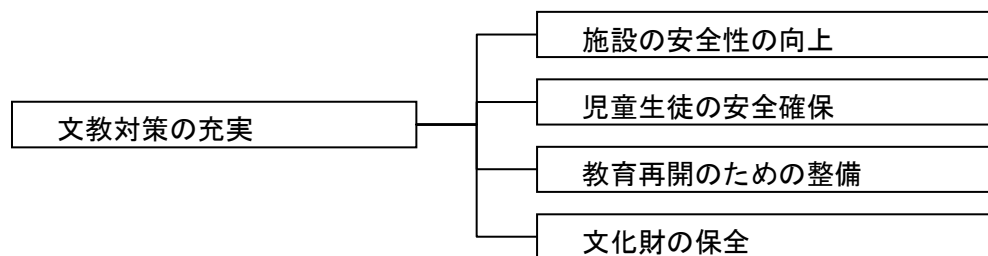
東日本大震災では、それぞれの施設において甚大な被害が生じた。中学校については新校舎の建設が継続され、南小学校・あおぞらこども園でも災害復旧工事が進められている。

文化財においても被害があり、県と連携して文化財救助を実施している。

【資料 8-1】 避難施設

【資料 15-1】 指定文化財

● 施 策



第 1 施設の安全性の向上（教育委員会・学校等）

学校等の施設責任者は、災害時の児童・生徒の安全を確保するため、施設の耐震補強、ロッカー等の備品の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策等、安全化対策を進める。

中学校武道館については、天井が落ちる等の被害があったため、復旧工事では施設の安全性を考慮し、復旧していく。

第2 児童生徒の安全確保（教育委員会・学校等）

災害時に児童・生徒が安全に避難できるよう、防災教育の実施、教職員の避難誘導体制の強化、保護者との連絡体制の強化を図る。

第3 教育再開のための整備（教育委員会・学校等）

大規模な災害が発生した場合の休校等の基準、父母等への連絡等、休校措置について日頃から整理するとともに、教育再開のための手続き等を習熟する。

第4 文化財の保全（教育委員会）

後世に伝えるべき貴重な財産である文化財の耐震化、破損防止等の安全対策を行うとともに、災害が発生した場合の対応について関係機関と事前に協議しておく。

また、教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

【資料 15-1】 指定文化財

第 21 節 自主防災体制の強化

【環境防災課，消防本部，消防団】

● 目 的

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の十分な対応ができないことが予想される。このような事態に対し、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、住民自ら組織的に初期消火、被災者の救護、避難等を行うことが必要である。

そのため、自主防災組織の組織化を図るとともに、各種資機材を配備し、防災力の強化に努める。

● 現 況

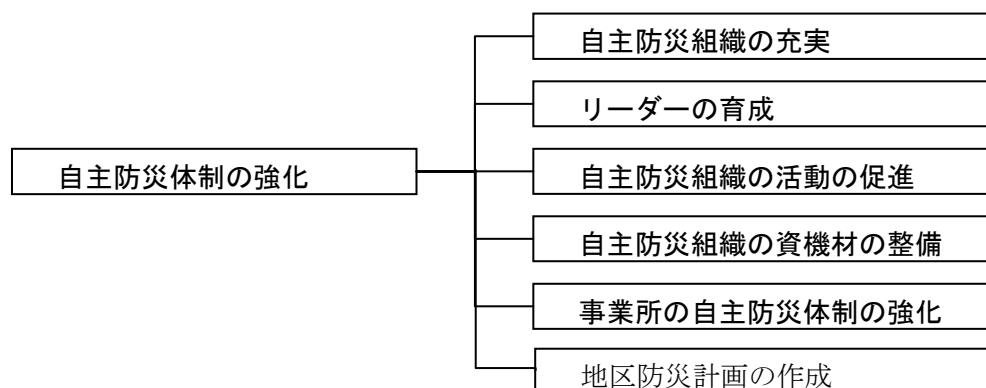
本町においては、東日本大震災以前には 4 つの自主防災組織が編成されており、隊員数 745 人、組織率 75.2%となっていた。

自衛消防隊は、消防団の組織の無い山間部の行政区民により組織されているが、地域の周囲の状況から考えられる林野火災、地盤災害などについて熟知し、定期的な危険箇所の巡回、町及び消防団と連携した初期消火訓練等を実施していた。また、婦人消防隊においては、各分隊ごとに初期消火訓練、災害時の避難所運営の訓練を実施し、町及び消防団の補助的な役割を果たしていた。

東日本大震災による広域避難により、自主防災組織については活動が難しい状況であるが、避難先である会津美里町では応急仮設住宅で自主防災の組織が形成されている。帰町に向けて、こうした地域を熟知した自主防災組織の再構築が課題となっている。

【資料 18-1】 自主防災組織の設置状況

● 施 策



第 1 自主防災組織の充実（環境防災課）

住民一人ひとりが自主防災組織に積極的に参加するよう、各行政区等における自

主防災組織の結成を積極的に働きかける。また、自主防災組織と町、消防団、防災関係機関との連携、婦人会、PTA等の各種団体との連携強化を図る。

今後は避難先の会津美里町だけではなく、いわき市の応急仮設住宅でも形成に努めるとともに、町に戻った際の体制についても検討していく。

【資料 18-1】 自主防災組織の設置状況

第2 リーダーの育成（環境防災課）

自主防災組織の活動において、リーダーは非常に重要な役割を果たすことから、リーダー、リーダー候補者に対する講習会等を実施し、リーダーの育成に努める。

第3 自主防災組織の活動の促進（環境防災課）

平常時、災害時における自主防災組織の役割を明確にするとともに、災害時に自主防災組織が確実に機能するよう、「自主防災組織活動マニュアル」の整備、資機材の点検、防災に関する知識の習熟、防災訓練等の活動を行う。

第4 自主防災組織の資機材の整備（環境防災課）

消火活動、救出活動等の災害時における自主防災活動に必要な資機材、それらを保管するための防災倉庫の整備を促進する。

第5 事業所の自主防災体制の強化（環境防災課・消防本部・消防団）

一定規模以上の事業所は、消防法の規定により、消防計画を作成し、自衛消防組織を編成するよう義務づけられている。町は、関係機関と連携し、これらの自衛消防組織の強化を図る。

第6 地区防災計画の作成（環境防災課）

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 22 節 要配慮者対策の推進

【住民福祉課，復興推進課，社会福祉協議会】

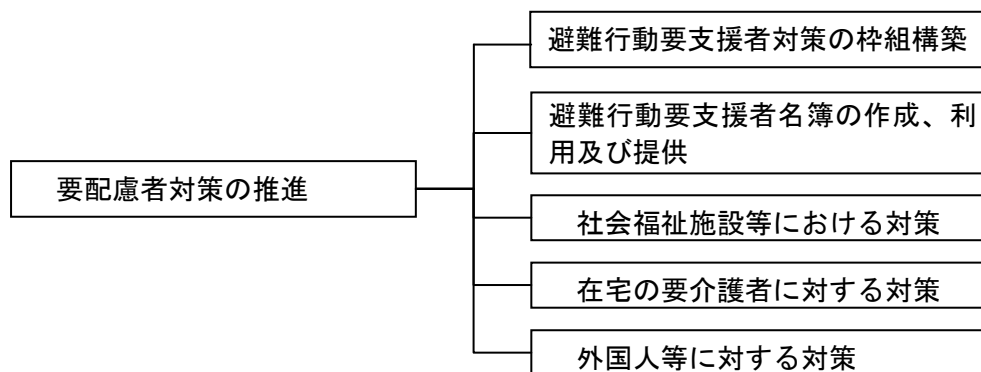
● 目 的

心身に障害を有する者、高齢者、乳幼児および外国人、一般旅行者等は、災害時に迅速な行動をとることが困難であったり、避難生活において適切なケアが必要である。これらの要配慮者の安全を図るため、社会福祉協議会、各種福祉団体との協力、連携により対策の推進を図る。

● 現 況

現在、要配慮者対策として、高齢者世帯、障害者世帯に対し緊急通報装置の設置を行っている。

● 施 策



第 1 避難行動要支援者対策の枠組構築（住民福祉課）

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、本計画の一環として、以下の事項を定める。

1 基本的事項

- 1) 避難支援等関係者となる者
- 2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4) 名簿の更新に関する事項
- 5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警

告の配慮

7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

町は、下記の事項を定めた全体計画を作成する。

- 1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 2) 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- 3) 支援体制の確保（避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- 4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（「コーディネーター」）
- 5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- 6) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- 7) 避難行動要支援者の避難場所
- 8) 避難場所までの避難路の整備
- 9) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- 10) 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

第 2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供（住民福祉課）

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておくものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先
- 6) 避難支援等を必要とする理由
- 7) 前各号に掲げるもののほか、避難し円筒の実施に際し市町村が必要と認める事項

2 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以

外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

3 名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない（町の条例に特別の定めがある場合を除く）。

4 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）は若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4 個別計画の策定（住民福祉課・社会福祉協議会）

町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第5 社会福祉施設等における対策（住民福祉課）

社会福祉施設等は、災害時に迅速な移動が困難な人も利用するため、施設の管理者は、施設の耐震・耐火に努める。また、避難誘導等の災害時の職員の対応を強化するとともに、周辺の住民、関係機関と協力し、災害時の利用者の安全な避難体制の確立に努める。

また、職員に対し、災害に起因する利用者の過度の不安状態（パニック状態）、感覚の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

第6 在宅の要介護者に対する対策（住民福祉課・社会福祉協議会）

一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、心身に障害を有する者、傷病者の災害時の安全を確保するため、災害時通報システムの普及を図るとともに、家族、周辺の住民、関係機関と協力し、災害時の利用者の安全な避難体制の確立に努める。

第7 外国人等に対する対策（住民福祉課・復興推進課）

災害時に外国人が安全に避難できるよう、避難所等を示す看板、標識等に外国語の併記に努める。また、国・県が作成している外国人向けの防災に関するパンフレット等を活用するとともに、ボランティア、各種団体と連携し、必要に応じて、町独自のパンフレット等を作成する。

第 23 節 ボランティアとの連携強化

【環境防災課，住民福祉課】

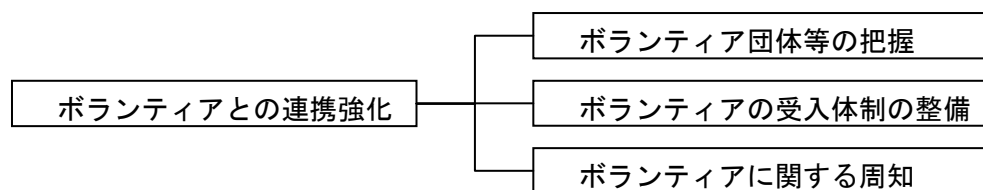
● 目 的

大規模な災害が発生した場合、行政職員が実施する応急対策のみでは、十分な対応ができない可能性があり、そのような場合、ボランティアによる活動が非常に重要となる。災害時にボランティアと連携が図れるよう、ボランティアとの連携体制の整備を図る。

● 現 況

ボランティアは、労務提供型の一般ボランティアと専門知識、技能を有する専門ボランティアの2種類に大きく分けられ、災害時には、専門ボランティアの活動が重要となる。現在、県において応急危険度判定士の認定登録を行っている。

● 施 策



第 1 ボランティア団体等の把握（環境防災課・住民福祉課）

環境防災課、住民福祉課は、県の関係機関、日赤福島県支部、社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア団体、専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第 2 ボランティアの受入体制の整備（環境防災課・住民福祉課）

環境防災課、住民福祉課は、災害時の円滑なボランティアの受入が行えるよう、町、ボランティア団体、県の窓口との連携の強化を図るとともに、ボランティアセンター、ボランティアコーディネーター等の体制の確立に努める。

第 3 ボランティアに関する周知（環境防災課・住民福祉課）

広報紙等を活用して、県が行っている応急危険度判定士認定登録制度、ボランティア保険等、ボランティアに関する情報の周知に努める。

第 24 節 防災訓練の実施

【環境防災課，各課，消防本部，消防団，教育委員会，学校長，施設管理者】

● 目 的

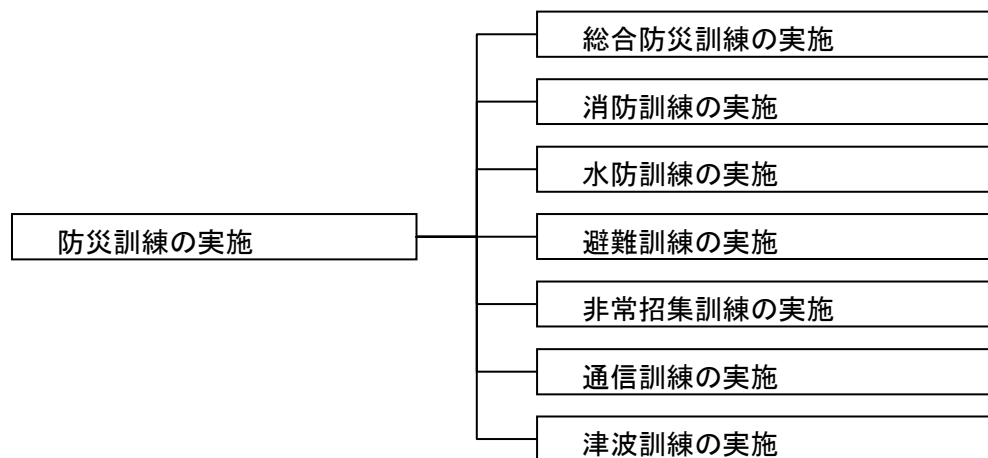
防災活動要領の習熟、防災関係機関との連携の強化、防災意識の高揚、各種技術の習得を図るとともに、防災計画の実効性を検証するため、防災訓練を計画的に実施する。

原子力災害を経験した本町としては、迅速な情報伝達手段や密な避難計画に重点を置き、実効性を高め、計画的に実施する。

● 現 況

町全体の総合防災訓練は実施していないが、双葉地方広域圏組合富岡消防署、楢葉分署との共催による水難救助救急訓練、中学校での総合防災訓練を実施している。また、小規模な防災訓練としては、行政区ごとに個別に消防団を中心とした消防訓練が実施されている。

● 施 策



第 1 総合防災訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会・学校長・施設管理者）

県、町、その他の防災関係機関、事業所および地域住民が一体となって、年 1 回、各訓練項目を組み合わせ総合的に実施する。訓練の実施後において、地域防災計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

■総合防災訓練の実施内容

消防訓練、水防訓練、避難訓練、非常招集訓練、通信訓練、津波訓練における各訓練項目を選択

第2 消防訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会・学校長・施設管理者）

被害を最小限におさえるため、消防関係機関と連携し、年1回、次の内容を盛り込んだ消防訓練を実施する。訓練の実施後において、消防計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて消防防災体制等の改善を図る。

■消防訓練の実施内容

非常招集訓練、出動訓練、通信連絡訓練、消防操作法訓練、避難誘導訓練、救出救助訓練、建物火災防御訓練、林野火災防御訓練、車両火災訓練、文化財保護訓練、自衛消防隊教育訓練、危険物火災等特殊火災防御訓練

第3 水防訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団）

水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団および各種施設の管理者の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。訓練の実施後において、水防計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて水防体制等の改善を図る。

第4 避難訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会・学校長・施設管理者）

町は、住民を対象とした各種の災害に対する避難訓練を総合防災訓練、消防訓練、水防訓練等とあわせて年1回実施する。

また、教育委員会、学校長は、災害時に児童・生徒が安全な避難を行えるよう、管理する施設の避難計画を定めるとともに、避難訓練を実施する。

社会福祉施設、病院、宿泊施設等、不特定多数の人が集まる施設の管理者は、管理する施設の避難計画を定めるとともに、避難訓練を実施する。訓練の実施後において、地域防災計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第5 非常招集訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会）

突発的な災害の発生した場合、迅速かつ確実な災害対策本部の設置、防災体制の確立、職員の招集が行えるよう、非常招集訓練を実施する。訓練の実施後において、地域防災計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第6 通信訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会）

災害時において、迅速かつ的確な情報の伝達・連絡・通信が行えるよう、防災行政無線をはじめとする通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への移行等について訓練を行う。訓練の実施後において、地域防災計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第7 津波訓練の実施（全課・環境防災課・消防本部・消防団・教育委員会・学校長・施設管理者）

津波が襲来した場合の円滑な防災活動が行えるよう、津波浸水予想図又はハザードマップ、地域ごとの津波避難計画に基づき、消防団、漁業関係者等の協力を得て、津波防災に関する訓練を実施する。訓練の実施後において、地域防災計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

なお、訓練については平成 17 年 1 月版「福島県市町津波避難計画策定の手引き」で示された内容について考慮したものとする。

■津波訓練の実施内容

津波予警報等の伝達訓練、海面監視訓練、通報・動員訓練、通信機材による訓練、その他津波・浸水対策に必要な訓練

第 25 節 防災教育・研修の実施

【環境防災課，復興推進課，教育委員会，学校長，消防本部，消防団，
住民福祉課，全課】

● 目 的

災害から自分を守り、的確な対応をとるためには、防災意識と防災に関する知識を持つことが重要である。そのため、職員および住民等に対し、防災意識の高揚と防災知識の普及をめざし、防災教育、研修を行う。

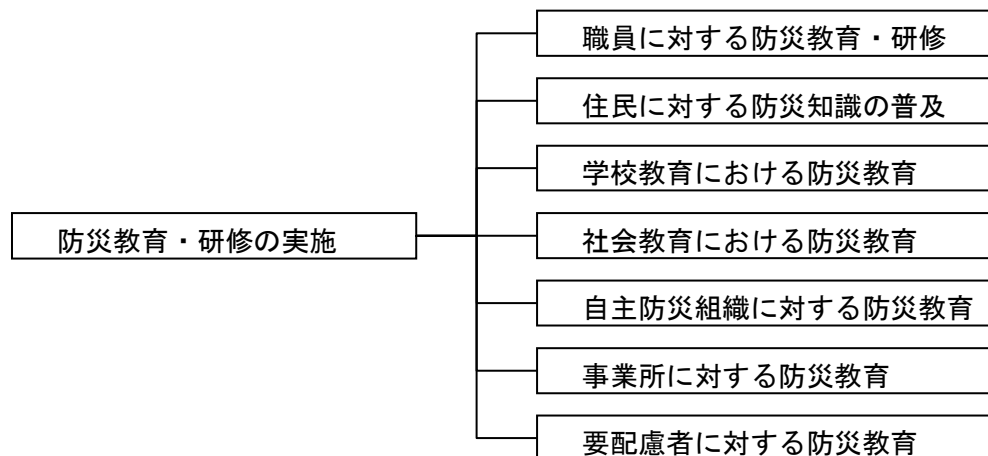
改正基本法では、「教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上」として、新たに、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨が規定されている。

● 現 況

職員に対しては、積極的に国、県等の主催による研修会への参加奨励を行っている。

また、住民に対しては、広報紙を通じて、学校においては、避難訓練にあわせて防災教育を実施している。

● 施 策



第 1 職員に対する防災教育・研修（環境防災課・全課）

災害時に的確な状況判断と必要な対応が実施できるよう、各職員は、災害の要因・危険性、災害危険箇所の確認、災害時における防災体制・事務分掌、資機材・設備の使用方法、その他必要な技術等の習熟に努める。また、必要に応じて、講習会・講演会の開催または派遣、防災機関施設、防災関係研究機関等の見学会等を実施し、防災教育・研修を行う。

第2 住民に対する防災知識の普及（環境防災課・復興推進課）

災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広報紙の活用、パンフレットの配布、講習会の開催等により、住民に対し、災害危険箇所の周知、避難方法、平常時・災害時の心得、応急措置等の防災に関する知識の普及と防災に関する意識の高揚を図る。

なお、町では、福島県の津波浸水シミュレーションを基に住民参加のワークショップを実施して津波ハザードマップを作成しており、今後も、こうした住民参加の手法なども取り入れて、防災知識の普及を図る。

第3 学校教育における防災教育（教育委員会・学校長）

学校における教育活動の機会を通じて、防災・災害に関する授業、防災訓練、防災関係機関、防災施設等の見学会等を実施し、児童・生徒の災害に対する知識の普及に努める。また、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。現在、学校ではほとんどの教員がAED（Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器）の利用方法について講習を受けている。

なお、今後は、学校の保護者や児童生徒が自ら意見を出しあって、災害時の対応計画を作成するなど、自らが危機意識を持って自発的な防災行動に繋げられるような防災教育にも取り組むものとする。

第4 社会教育における防災教育（環境防災課・教育委員会）

公民館等の社会教育施設において、婦人会、PTA、青少年団体等を対象に防災に関する基礎的な知識、人工呼吸等の救助方法、防災に関する映画の見学等を実施し、防災知識の普及に努める。

第5 自主防災組織に対する防災教育（環境防災課）

自主防災組織に対し、地区の防災点検、講習会の開催、自主防災組織活動マニュアルの作成・配布等を行い、自主防災組織の知識の普及と意識の高揚に努める。

第6 事業所に対する防災教育（環境防災課・消防本部・消防団）

防火管理者、危険物取扱者に対する講習会等への参加を奨励するとともに、パンフレット等を配布し、防災に関する知識の普及と意識の高揚に努める。

第7 要配慮者に対する防災教育（環境防災課・住民福祉課・復興推進課）

高齢者、心身に障害を有する者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に迅速に移動が困難な要配慮者が安全に避難できるよう、関係機関と連携し、パンフレットの配布等により防災思想の普及を図る。

第8 災害教訓の伝承（環境防災課・復興推進課）

町では、東日本大震災の災害教訓を広くに伝えるため、記録誌の編纂に取り組んでいる。今後は、既存の資料館などを活用して、被災経験とそこから得られた教訓、復興への取組を将来にわたって伝える貴重な資料の収集・蓄積に努める。

また、帰町後には、全国の原子力施設周辺自治体などからの視察の要請などに応じていくことも、重要な責務であり、そのためには、一定の講習・研修のできる環境、資料等の展示や保管、的確に質疑応答のできる人材、生の声で災害を伝える語り部の確保などに取り組む。

第 26 節 災害救助法の習熟

【環境防災課，全課】

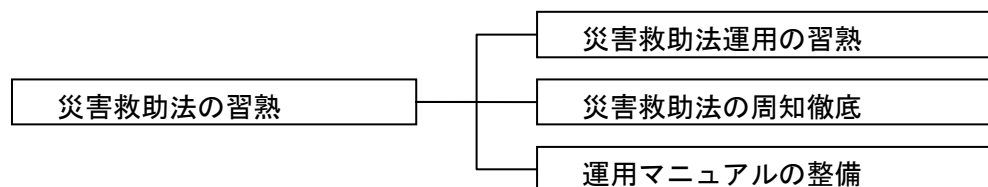
● 目 的

災害救助法が適用されるような災害が発生した場合、災害救助法に関する事務が円滑に行えるよう、災害救助法に関する運用、手続き等について習熟を図る。

● 現 況

東日本大震災における災害救助法に関する事務等の経験について、記録の作成や教訓整理・マニュアル化等が必要となっている。

● 施 策



第 1 災害救助法運用の習熟（環境防災課）

環境防災課は、災害救助法の適用基準、災害救助法における県から町への委任事項、県の担当連絡先、災害救助法の運用方法、事務手続き等、災害救助法適用に必要な事項の習熟に努める。

【資料 16-2】災害救助法適用基準

【資料 16-3】災害救助法認定基準

【資料 16-4】災害救助法による救助の程度・方法および期間

第 2 災害救助法の周知徹底（環境防災課・全課）

災害救助法は、様々な応急対策に関連することから、各職員は、災害救助法の習熟に努める。また、環境防災課は、全職員が災害救助法を正しく理解するよう、必要に応じて研修等を行う。

第 3 運用マニュアルの整備（環境防災課）

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、わかりやすいマニュアルを作成する。

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 職員の動員・配備

【全班，本部班】

● 留意点

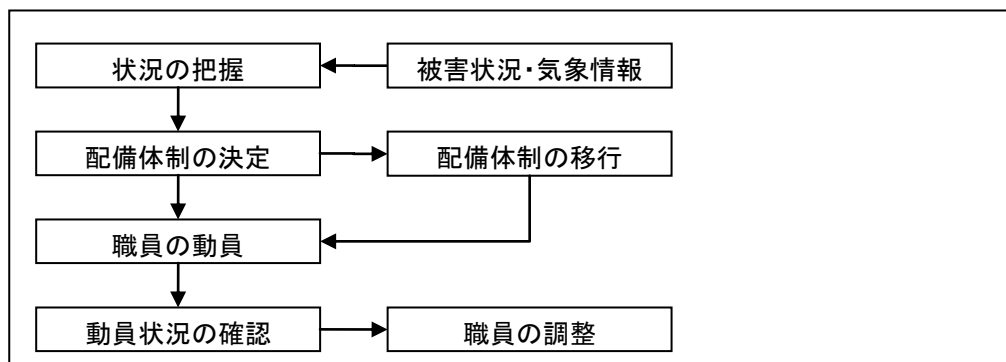
迅速に応急活動を実施するため、災害の規模、被害の状況により、配備を決定するとともに、必要な人員を動員する。特に勤務時間外に大規模な災害が発生した場合においても的確に動員できるよう基準等を明確にする。

東日本大震災の経験を踏まえて、町は、災害対応の2号配備体制（警戒配備体制）以降は、原子力施設に異常の発生のないことが確認されるまでの間、原則として原子力災害との複合災害に対応するための体制を敷くものとする。

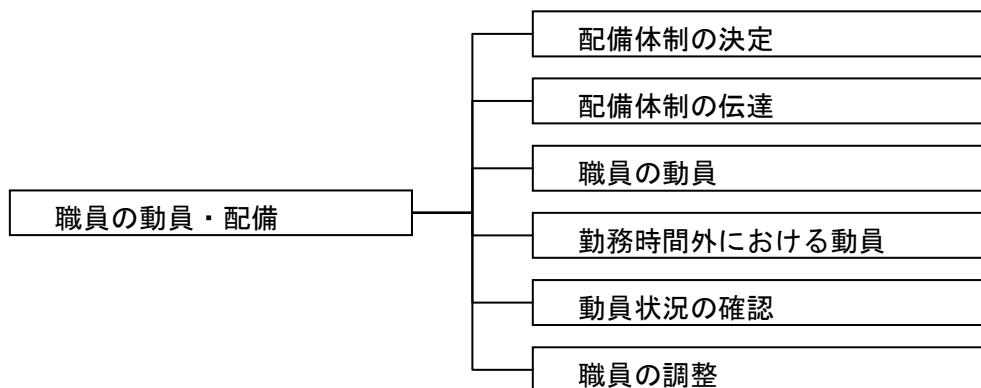
■複合災害対応体制

- ・災害発生の危険性がある場合は、不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ・常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- ・参集は、徒歩または自転車、自動二輪車等を利用し、作業服等の活動しやすい服装で参集すること。
- ・参集途上においては、被害状況等をできる限り把握すること。
- ・自らの言動で住民に不安、誤解を与えないように留意すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 配備体制の決定

町長は、一定規模以上の地震が発生した場合、風水害等の被害の危険性がある場合等、次の基準に基づき、副町長、総務課長、環境防災課長等と協議のうえ配備体制を決定する。町長が不在の場合は、職制に従い最も上位の者が決定する。

なお、警戒本部及び災害対策本部は、配備の基準となる警報等の発令があった場合は自動的に設置されるものとする。

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合は、職員初動マニュアルにより、自動的に動員配備体制をとる。

■配備体制の基準

＜災害対策本部設置前＞

配備体制	指揮・監督者	状況	配備の基準
1号配備 (事前配備)	環境防災課長	- 被害が未確認の場合 - 被害発生危険性が低い場合 - 町長が必要を認めたとき	- 大雨注意報の発令 - 洪水注意報の発令 - 高潮注意報の発令 - 台風の進路
2号配備 ^{注1)} (警戒体制)	環境防災課長	【警戒本部設置】 (配備の基準に達した時に自動的に設置) - 軽微な被害が発生した場合または発生が予想される場合 - 町長が必要を認めたとき	- 震度4～5強の地震が発生 - 津波注意報の発令 - 大雨警報の発令 - 暴風警報の発令 - 洪水警報の発令 - 高潮警報の発令 - 大雪警報の発令 - 台風の接近
3号配備 ^{注2)} (特別警戒態勢)	町長	- 相当規模の災害が発生した場合または発生が予想される場合 - 本部長が必要を認めたとき	- 震度6弱以上の地震が発生 - 特別警報の発令 - 津波警報以上の発令 - 台風の直撃
4号配備 ^{注3)} (非常配備)	町長	【災害対策本部設置】 - 激甚災害が発生した場合または発生が予想される場合 - 大規模（広域）な災害が発生した場合または発生が予想される場合 - 本部長が必要を認めたとき	

注1 原子力災害対策の情報収集事態における体制と同一

注2 原子力災害対策の警戒事態の発生を認知した場合における体制と同一

注3 原子力災害対策の施設敷地緊急事態発生又は全面緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合における体制と同一

第2 配備体制の伝達

配備が決定された場合、本部班（環境防災課防災交通係）は、直ちに配備体制を職員、関係機関に口頭、庁内放送、電話、防災行政無線等により伝達する。

第3 職員の動員

配備が決定された場合、班長（活動責任者）は、定められた配備に必要な人員を確認するとともに、高次の配備に移行することも考慮し、配備以外の班員（職員）の行動についても指示する。班長（活動責任者）不在の場合は、順次職制に従い対応する。各配備体制による動員される人員は次のとおりである。

■動員される職員

配 備 体 制	配備の内容	動 員 さ れ る 職 員
1 号 配 備 (事前配備)	種々の情報を確認し、2号配備（警戒配備）をとるか判断する体制	環境防災課長、産業振興課長、建設課長 その他各課必要な人員
2 号 配 備 (警戒配備)	【警戒本部設置】 情報収集、連絡活動を主とし、一部、被害の防止、救助活動ができる体制	町長、副町長、教育長、全課長 その他各課必要な人員 消防団長
3 号 配 備 (特別警戒態勢)	各種応急対策活動が遂行できる体制	上記に加え、 各課必要な人員 全消防団員
4 号 配 備 (非常体制)	【災害対策本部設置】 全職員をあげあたる体制	全職員 全消防団員

【資料3-3】動員される職員の人数

第4 勤務時間外における動員

休日、退庁後に災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れのある場合、各職員は、職員初動マニュアル、配備基準に従い、庁舎に参集する。比較的軽微な場合は、電話、防災行政無線等による連絡をとることもあるが、大規模な場合は、職員初動マニュアル、配備基準により自主参集する。

第5 動員状況の確認

活動責任者は、動員された所属職員を確認し、状況を本部班（環境防災課防災交通係）へ連絡する。なお、班長（活動責任者）が不在の場合は、順次職制に従い対

応する。本部班（環境防災課防災交通係）は、動員状況を確認し、人員が不足する場合はさらに動員をかける。

災害が軽微な場合において、あらかじめ動員を任命されている職員が出張等により、不在であり、動員職員が不足する場合は、所属職員のうち他の職員の動員を促す。

第6 職員の調整

班長（活動責任者）は、災害対策活動を実施するにあたり、人員が不足する場合は、本部班（環境防災課防災交通係）に増員を要請する。本部班（環境防災課防災交通係）は、総務班（総務課）と連携のうえ、他の班の職員を派遣するとともに、さらに不足する場合は、広域、県へ職員等の派遣を要請する。

第2節 災害対策本部の設置

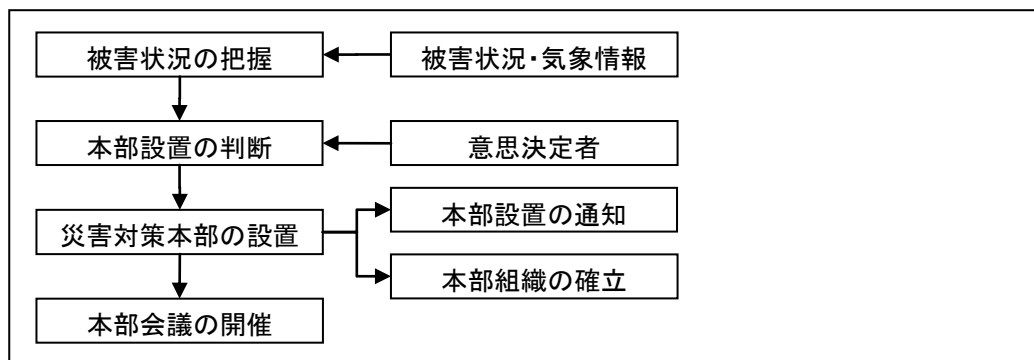
【全班，本部班，情報班，財政・出納班】

● 留意点

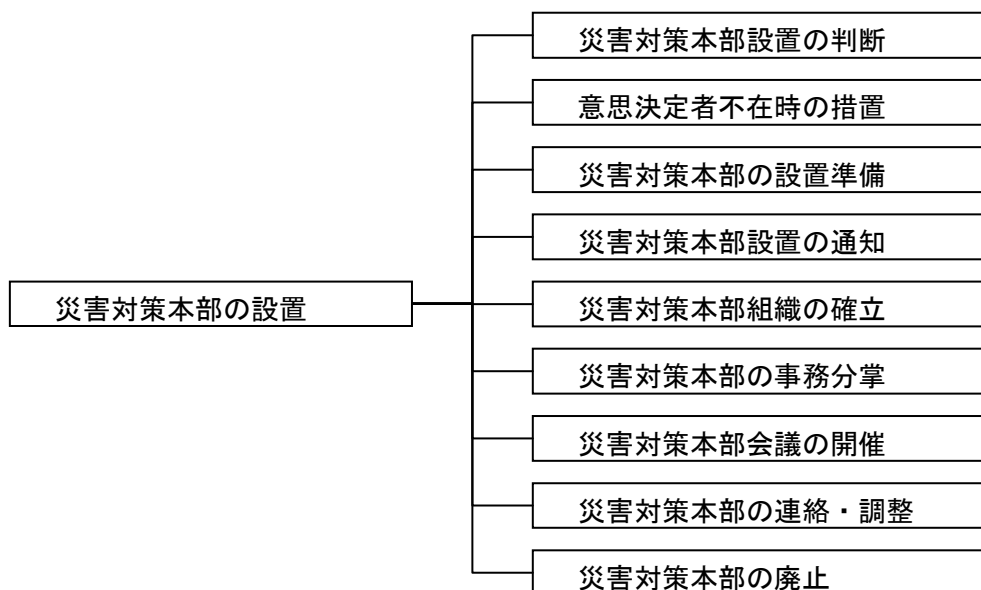
大規模な災害が発生した場合または発生する危険性がある場合、町は必要に応じて災害対策本部を設置して、町の総力をあげてこれらの災害に対応する。

- ・意思決定者が不在の場合の対応を明確にする。
- ・災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。
- ・各職員は、各自の役割をよく理解し、迅速に対応する。

● 活動の流れ



● 活動



第1 災害対策本部設置の判断

災害が発生した場合、状況に応じた配備として警戒本部、災害対策本部の順に設置される。

警報等が発令され、軽微な被害が発生した場合または発生が予想される場合、町長は、警戒本部を設置する。

状況が移行し、災害が発生し、または発生するおそれがあり、町内における災害応急対策を実施するため必要があると認める場合、町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づく檜葉町災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置基準は、おおむね次のとおりである。ただし、町内において震度6弱以上の地震が発生した場合及び気象庁が津波警報を発令した場合は自動的に災害対策本部を設置するものとする。

また、町長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、災害名を付した名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

■警戒本部の設置基準

- ・震度4～5強の地震が発生した場合（自動設置）
- ・津波注意報・大雨・暴風・洪水・高潮・大雪警報の発令があった場合（自動設置）
- ・台風の接近
- ・軽微な被害が発生した場合または発生が予想される場合
- ・その他町長が必要を認めたとき

■警戒本部の組織

- ・町長、副町長、教育長、全課長、防災交通係、その他各課必要な人員、消防団長

■警戒本部の業務

- ・情報収集、連絡活動、被害の防止、救助活動ができる体制

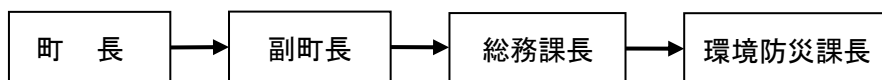
■災害対策本部の設置基準

- ・町内において震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・気象庁が津波警報を発令した場合（自動設置）
- ・相当規模の災害が発生した場合または発生が予想される場合
- ・大雨・暴風・洪水・高潮・台風等により、町長が必要を認めた場合
- ・その他町長が必要を認めた場合

第2 意思決定者不在時の措置

町長が公務、災害等により不在、または連絡がとれない場合は、職制に従い順次下位の者が、災害対策本部の設置、配備体制の確定等を決定し、必要な措置を速やかに行う。

■災害対策本部設置決定の順位（警戒本部設置決定も同様とする。）



第3 災害対策本部の設置準備

本部班は、財政班、総務班および各班の応援のもと、次の手順により、災害対策本部室の設置準備を行う。

■災害対策本部設置準備

- ・庁舎の被害状況の把握、火気・危険物の点検を行う。
- ・通信機器、（県防災行政無線、町防災行政無線、電話）の状況を点検する。
- ・電力の状況を確認する。停電の場合には、自家用発電機により最低限の機能を確保し、故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- ・災害対策本部設置予定場所である大会議室の状況を確認する。
- ・テレビ、ラジオを準備し、報道機関の情報確保の体制をとる。
- ・町内の地図、広域地図、掲示板、関係名簿等を準備する。

第4 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、本部班、情報班は、直ちにその旨を次のとおり通知および公表する。また、災害対策本部の設置を示す標識を町役場に掲示する。

■通知・公表の責任者

通知・公表先	担 当	責 任 者	通 知 お よ び 公 表 の 方 法
各 部 班	本部班	環境防災課長	庁内放送
福 島 県	本部班	環境防災課長	総合情報通信ネットワーク、有線電話等可能な手段
住 民	情報班	復興推進課長	防災行政無線、報道機関、広報車等
報 道 機 関	情報班	復興推進課長	口頭、文章、有線電話

【資料 3-2】災害対策本部設置の連絡先

第5 災害対策本部組織の確立

災害時の迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次のとおり災害対策本部組織を定める。原則として、本来の行政組織を主体に編成するが、大規模な災害の発生等、計画どおりの参集が望めない場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長、副本部長、本部員等の判断により、適宜配備していく。

なお、災害対策においては、常に原子力災害との複合災害の発生を念頭に置いて対処する。

【資料 3-1】 檜葉町災害対策本部条例

■ 災害対策本部組織図



第6 災害対策本部の事務分掌

各班における事務分掌は、以下のとおりである。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

■事務分掌

班 等	事 務 分 掌
本部長 (町長) 副本部長 (副町長)	1 重要事項の意思決定に関すること。 2 災害対策本部の設置・廃止の決定に関すること。 3 災害対策本部の運営に関すること。 4 避難の勧告・指示の決定に関すること。 5 自衛隊・県等の派遣要請の決定に関すること。
本部員 (教育長・環境防災課長・総務課長・税務課長・住民福祉課長・復興推進課長・産業振興課長・建設課長・財産管理課長・新産業創造室長・放射線対策課長・教育総務課長・議会事務局長・会計管理者・あおぞらこども園長・消防団長・双葉地方水道企業団南営業所長)	1 災害対策本部の設置・廃止決定の支援に関すること。 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 本部会議の開催・運営に関すること。 4 重要事項の意思決定の支援に関すること。
本部班 班長：防災交通係長 (環境防災課防災交通係) (環境防災課原子力安全対策係)	1 災害対策本部の設置準備に関すること。 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 本部会議の運営に関すること。 4 班員の配備・動員に関すること。 5 各班との連絡調整に関すること。 6 自衛隊・県等の派遣要請に関すること。 7 自衛隊・県・防災関係機関等との連絡調整に関すること。 8 消防団の出動・活動・連絡調整に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 災害救助法の申請に関すること。 11 その他災害対策全般に関すること。 11 原) 原子力発電所の情報取得に関すること。 12 原) 広域的な町外避難ルートの立案に関すること。
総務班 班長：総務課長補佐 (総務課行政係) (総務課秘書係) (議会事務局)	1 町職員外の人員調整に関すること。 2 従事命令・協力命令の事務に関すること。 3 自衛隊・県・防災関係機関等の受け入れ準備に関すること。 4 車両の調達・配車要請に関すること。 5 緊急輸送に関すること。 6 班員の医療救護・公務災害に関すること。 7 視察・見舞等の来町者への対応に関すること。 8 議会関係の連絡調整に関すること。 9 原) 広域避難先自治体との連絡調整に関すること(施設含む)
財産管理班	1 庁舎の被害調査・応急復旧に関すること。

班長：財産管理課長補佐 （財産管理課財産取得係） （財産管理課財産管理係） （財産管理課入札監理係）	2 町営住宅の応急修理に関すること。 3 町有財産の災害対策・被害調査に関すること。 4 町営住宅のあっせんに関すること。 5 原）一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関すること。（集会所） 6 原）町外での業務継続に必要な環境整備に関すること。
財政・出納班 班長：財政係長 （総務課財政係） （出納室出納係）	1 災害予算に関すること。 2 応急対策に要する経費の支払い・経理に関すること。 3 その他経理全般に関すること。 4 原）総務班への応援。
情報班 班長：復興推進課長補佐 （復興推進課復興推進係） （復興推進課広報統計係） （復興推進課情報政策係）	1 気象・災害情報の収集・分析に関すること。 2 被害の取りまとめ、被害報告の作成に関すること。 3 防災行政無線等を使用した広報に関すること。 4 通信機器全般に関すること。 5 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること。 6 災害記録に関すること。
住民班 班長：住民福祉課長補佐 （住民福祉課戸籍住民係） （住民福祉課国保年金係） （住民福祉課介護保険係） （住民福祉課社会福祉係）	1 避難所の開設、開設状況の報告に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 ボランティアの受け入れ・調整に関すること。 4 避難行動要支援者の保護に関すること。 5 行方不明者届出の受理に関すること。 6 行方不明者・遺体の捜索に関すること。 7 遺体の収容・処理・埋火葬に関すること。 8 被災者台帳の整備、罹災証明書の発行に関すること。 9 弔慰金・見舞金等の支払いに関すること。 10 原）広域避難の誘導に関すること。 注）原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合場所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。
生活班 班長：生活支援課長 （生活支援課損害賠償支援係） （生活支援課仮設住宅係） （生活支援課生活再建係） （会津美里出張所総務係） （会津美里出張所業務係）	1 住宅のあっせん、応急仮設住宅の入居に関すること。 2 安否電話・災害問い合わせへの対応に関すること。 3 応急仮設住宅の運営に関すること 4 原）住民班への応援 注）原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合場所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。
保健班 班長：保健衛生係長 （住民福祉課保健衛生係）	1 医療機関・社会福祉施設等の被害状況の把握に関すること。 2 医療救護所の設置、医療救護活動に関すること。 3 医薬品・衛生材料の調達・配分に関すること。 4 受傷被災者の調査に関すること。 5 被災者への栄養指導・健康管理に関すること。 6 原）安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること。 7 原）内部被ばく検査に関すること。

衛生班 班長：環境係長 （環境防災課環境係）	1 感染症の予防・消毒に関すること。 2 避難所の清掃等に関すること。 3 生活ごみ・し尿処理に関すること。
産業班 班長：産業振興課長補佐 （産業振興課農政係） （産業振興課農業振興係） （産業振興課農林土木係） （農業委員会事務局）	1 農作物・家畜・農業用施設の被害調査、災害対策に関すること。 2 食糧の調達・配分に関すること。 3 生活物資の調達・配分に関すること。 4 非常炊き出しに関すること。 5 義援品の受付・配分に関すること。 6 農林関係機関との連絡調整に関すること。 7 農家に対する融資・支援に関すること。 8 原）国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 9 原）飲食物の摂取制限に関すること。 10 原）農林水産物の出荷制限に関すること。
商工班 班長：新産業創造室 （新産業創造室新産業創造係）	1 商工業の被害調査・災害対策に関すること。 2 外来者の把握調査・保護に関すること。 3 商工関係機関との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資・支援に関すること。 5 原）国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 6 原）商工業品の出荷制限に関すること。 7 原）飲食物の摂取制限に関すること。
建設班 班長：建設課長補佐 （建設課業務係） （建設課建設係） （建設課都市計画係） （建設課建築係） （建設課下水道係）	1 治山施設の被害調査・応急復旧に関すること。 2 海岸・河川施設の被害調査・応急復旧に関すること。 3 道路・橋梁の被害調査・応急復旧に関すること。 4 公園の被害調査・応急復旧に関すること。 5 重機による救出活動に関すること。 6 交通規制・道路情報に関すること。 7 障害物の除去、災害廃棄物の処理に関すること。 8 建築物の危険度判定に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 10 公共下水道の被害調査・応急復旧に関すること。 11 仮設トイレの設置に関すること。 12 原）国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 13 原）広域的な町外避難ルートの立案のための被害状況の把握に関すること。 14 原）放射線対策班への応援に関すること。
放射線対策班 班長：放射線対策課長補佐 （放射線対策課放射線管理係） （放射線対策課除染係）	1 モニタリング設備等に関する被害情報の収集、連絡に関すること。 2 建設班への応援に関すること。（一般災害） ※以上については、原子力災害に限らず実施する。 3 原）コンクリート屋内退避のための施設準備に関すること。 4 原）町独自のモニタリング情報の収集、分析に関すること。 5 原）緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。

	6 原) 防災関係者の放射線防護に関すること。 7 原) 緊急時モニタリングセンター(国)への協力に関すること。 8 原) 放射線モニタリングに関すること。(外部被ばく)
給水班 班長：双葉地方水道企業団 南営業所所長 (双葉地方水道企業団 南営業所)	1 上水道の被害調査・応急復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 原) 飲料水のモニタリングに関すること
税務班 班長：税務課長補佐 (税務課賦課収納係) (税務課資産税係)	1 住家被害状況の調査に関すること。 2 町税の減免・徴収猶予に関すること。 3 義援金の受付・保管・配分に関すること。 4 損害補償に関すること。 5 原) 財産管理班への応援
教育班 班長：教育総務課長補佐 (教育委員会総務係) (教育委員会学校教育係) (教育委員会文化財係) (教育委員会社会教育係) (教育委員会生涯学習係)	1 園児・児童・生徒の保護に関すること。 2 教育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 3 体育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 4 教員職員の動員に関すること。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 学用品の調達に関すること。 7 文化財・公民館等の被害調査に関すること。 8 保健管理・学校給食に関すること。 9 一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関すること。(文教施設) 10 その他教育全般に関すること。 ※原子力災害における広域避難実施の際には、広域避難先での対応に、それぞれ読み替える。
保育班 班長：あおぞらこども園 副園長 (あおぞらこども園)	1 入所児の保護に関すること。 2 保育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 ※原子力災害における広域避難実施の際には、広域避難先での対応に、それぞれ読み替える。
消防団	1 災害情報の収集・報告に関すること。 2 人命の救出に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 火災(水害)の防御に関すること。 5 行方不明者・遺体の捜索に関すること。 6 障害物除去作業の協力に関すること。 7 交通規制・災害警備の協力に関すること。

第7 災害対策本部会議の開催

適切な応急活動を実施するため、人員の配置、応急対策の実施順位、基本方針等を協議、決定する組織として、災害対策本部の下に災害対策本部会議を設置する。災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員、その他必要な人員とする。

災害対策本部会議の開催については、被害の状況、必要性等をふまえ、本部長が決定する。

第8 災害対策本部の連絡・調整

災害対策本部における決定事項の伝達、各班からの情報の整理を行うため、本部班、情報班の定められた者は、本部連絡員として、災害対策本部室に詰める。また、特に必要がある場合、各班から本部連絡員を派遣する。

また、県の現地災害対策本部が設置された場合、町、県、防災関係機関との情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に職員を派遣する。

第9 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険がなくなった場合、または災害発生後における応急措置がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知は、設置の通知に準じて処理する。警戒本部の解散もこの例による。

第3節 県・広域への応援要請

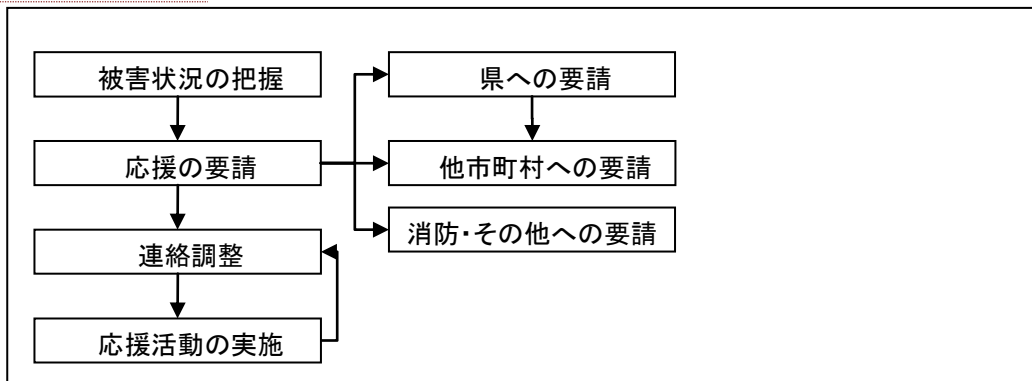
【本部班，総務班，消防本部，消防団】

● 留意点

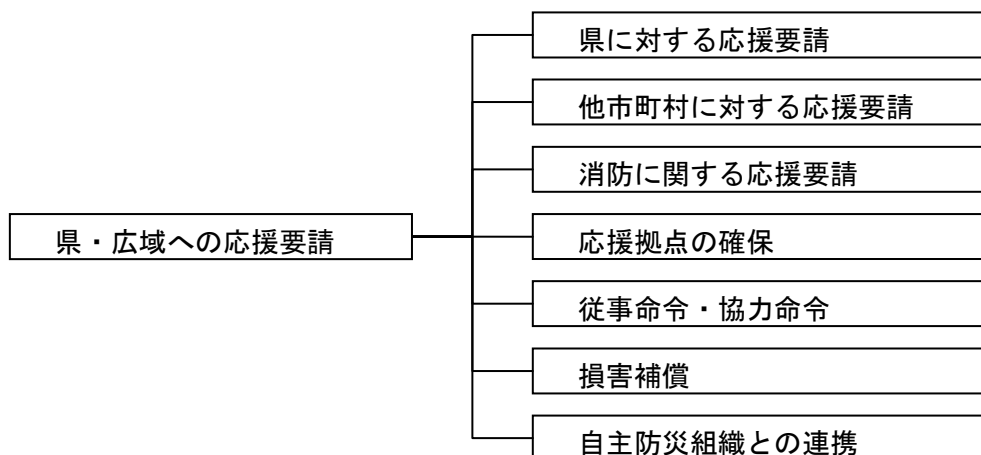
大規模な被害により、町、関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ、他の市町村等に応援を要請し、円滑な応急対策を実施する。また、民間、公共的団体、自発的な防災組織等へも協力を要請する。

- ・ 広域応援要請は、早急な判断を行うこと。
- ・ 応援拠点は、応急対策活動の支障にならない箇所に設けること。
- ・ 本町と派遣された職員との間で情報の共有化に努めること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 県に対する応援要請

県の応援が必要な場合、または県に他市町村、指定行政機関等の応援のあつせんを求める場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にしたうえで、本部班が協力要請の手続きを行う。

要請手続きは、原則として文書により行うが、状況によっては、県災害対策本部に無線、電話等により行い、後日文書により改めて処理する。

応援を要請する基準は、原則として、自衛隊の災害派遣要請基準と同じとするが、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長の判断により応援を要請する。

■ 県応援要請の必要事項

- ・ 災害の状況および応援を要する理由
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ・ その他の必要事項

■ 応援のあつせん要請の必要事項

- ・ 派遣を必要とする理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員表
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他負担方法
- ・ その他参考となるべき事項

第2 他市町村に対する応援要請

町長は、他市町村等からの応援が必要と判断されたときは、協定締結市町村に対し、協力を要請する。要請は、必要事項を明らかにし、電話等により行い、後日、所定の様式により速やかに文書を提出する。なお、要請事務は、本部班が行う。

【資料 4-1】 災害時における相互応援協定書（1市6町2村）

【資料 4-2】 災害時相互応援協定（新鶴村（現、会津美里町））

第3 消防に関する応援要請

大規模な災害が発生し、消防団、消防本部の消防力のみでは、十分な消火活動が行うことが困難な場合、本部長（町長）、消防本部長、消防団長は、協定締結消防組織に応援を要請する。

【資料 4-3】消防相互応援協定書（6町2村）

【資料 4-4】消防相互応援協定書（いわき市）

第4 応援拠点の確保

町は、派遣された職員等が円滑な応急活動を実施できるよう、宿舎、応援拠点を設置する。ただし、災害の状況によって、町が設置することが困難な場合は、派遣された職員等が、町と協議のうえ、宿舎、応援拠点等を確保する。

第5 従事命令・協力命令

町長、警察官、海上保安官、自衛官は、災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、従事命令、協力命令を発することができる。なお、町の従事命令、協力命令に関する事務手続きは、総務班が行う。

■権限に関する根拠法令

区分	根拠法令
町長	災対法第 64 条、65 条
警察官、海上保安官	災対法第 64 条 7 項、65 条 2 項、63 条 2 項
自衛官	災対法第 64 条 8 項、65 条 3 項、63 条 3 項

第6 損害補償

公務、または町長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令により、応急措置に関する業務に従事、協力した者が、負傷、疫病、死亡した場合、条例に定めるところにより損害補償金を支給する。なお、損害補償に関する事務は、総務班、税務班が行う。

■損失補償及び損害補償に関する根拠法令

区分	根拠法令
損失補償及び損害補償	災対法第 82 条 1 項、84 条 1 項

第7 自主防災組織との連携

大規模な災害が発生した場合、町職員、広域応援等により要請された職員のみでは、十分な対策の実施が困難な場合がある。そのため、自主防災組織との連携を図り、適切な応急対策活動を進める。なお、自主防災組織と連携により行う応急活動対策は、おおむね次のとおりである。

■自主防災組織との連携を図る活動

- ・大地震等による被害発生初期における被害状況の把握、連絡および救出
- ・火災発生時における初期消火活動
- ・避難勧告・指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- ・要配慮者の保護、安全確保および生活支援
- ・避難所の運営補助

第4節 自衛隊の派遣要請

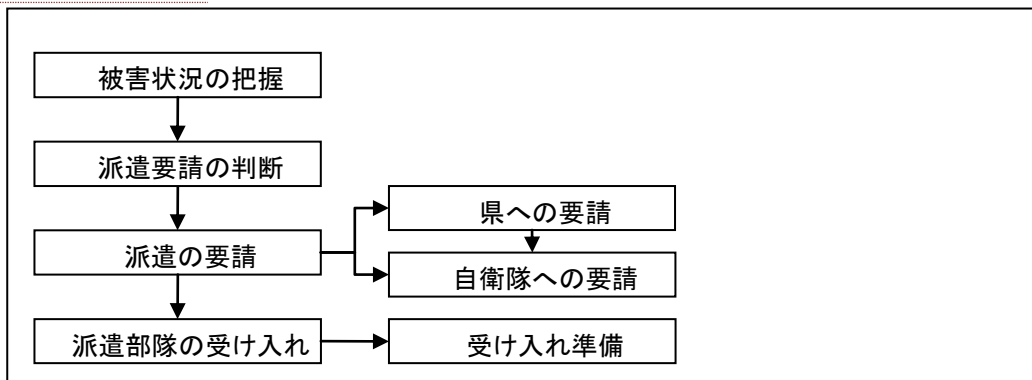
【本部班，総務班】

● 留意点

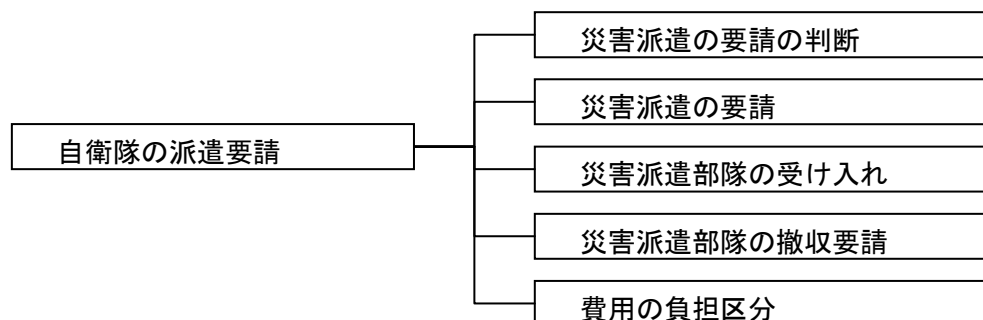
町長は、災害の規模、被害状況から判断し、人命、財産を保護するため、自衛隊の派遣が必要と必要であると認めた場合、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

- ・ 自衛隊の派遣要請は、要請基準を考慮し遅滞なく行うこと。
- ・ 町長が不在時に要請を行う意思決定者について、把握しておくこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 災害派遣の要請の判断

本部長（町長）は、人命救助および財産保全のため緊急の措置を必要とする場合、自衛隊の派遣要請を決定する。なお、自衛隊派遣の要請の基準は、おおむね次のとおりである。

意思決定者である本部長（町長）が不在の場合は、災害対策本部設置における意思決定と同様、職制に従い決定する。

■災害派遣要請基準

- ・人命救助のための応援を必要とするとき。
- ・車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握が必要なとき。
- ・避難者の誘導、輸送等避難のため援助が必要なとき。
- ・主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき。
- ・応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、炊飯、給水および通信支援などの応援を必要とするとき。

第2 災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合、本部班は、次の派遣要請に係わる必要事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書（2通）を福島県知事へ提出する。

なお、緊急を要するときは口頭または電話等により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出するものとする。また、福島県へ要請できない場合は、直接自衛隊へ状況を通知する。

■派遣要請に必要な事項

- ・災害の状況および派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域および活動内容
- ・その他参考となるべき事項

【資料 4-5】自衛隊派遣要請先

【様式 1-1】自衛隊派遣要請依頼書

第3 災害派遣部隊の受け入れ

県知事から災害派遣の通知を受けた場合、本部長（町長）、総務班は、次の派遣部隊の受け入れ準備を速やかに行う。

本部班は、派遣部隊が到着した際、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに、派遣部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、従事している作業内容および進捗状況を県に報告する。

■自衛隊受け入れ準備

- ・自衛隊の宿泊施設（野営施設）
- ・車両の保管場所
- ・県および派遣部隊との連絡責任者の指名（連絡所の設置）
- ・派遣部隊に対する協力体制、所要人員および資器材の確保
- ・ヘリポートに関すること（風向表示、着陸地点の表示等）

【資料 4-6】ヘリポート予定地

第 4 災害派遣部隊の撤収

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、その必要がなくなった場合は、派遣要請手続きに準じて、自衛隊の撤収を要請する。なお、事務手続きは本部班が行う。

第 5 費用の負担区分

派遣部隊の装備および携行品（食糧、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は町において負担する。

町が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品等は原則として部隊の回収（代品弁償による回収を含む）に応じるものとする。

その他細部の経費の負担等については、あらかじめ本部長（町長）と派遣部隊等の長との間で協議し決定し、本部班、税務班が手続き等を行う。

第5節 災害情報の収集・伝達

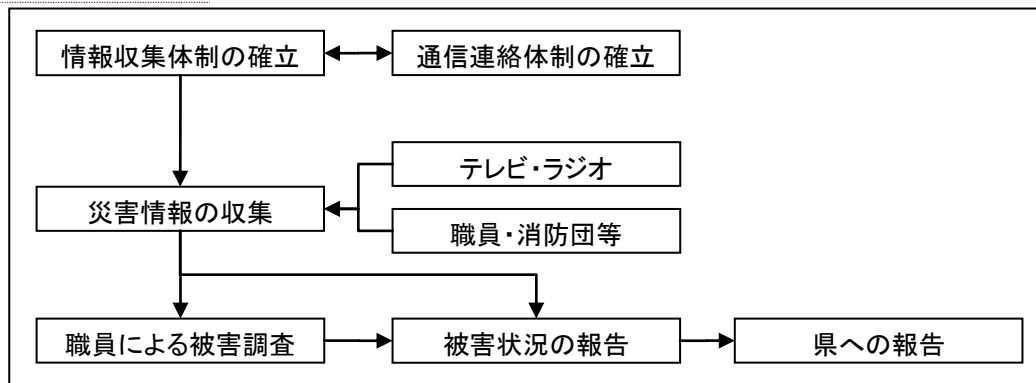
【全班，本部班，情報班】

● 留意点

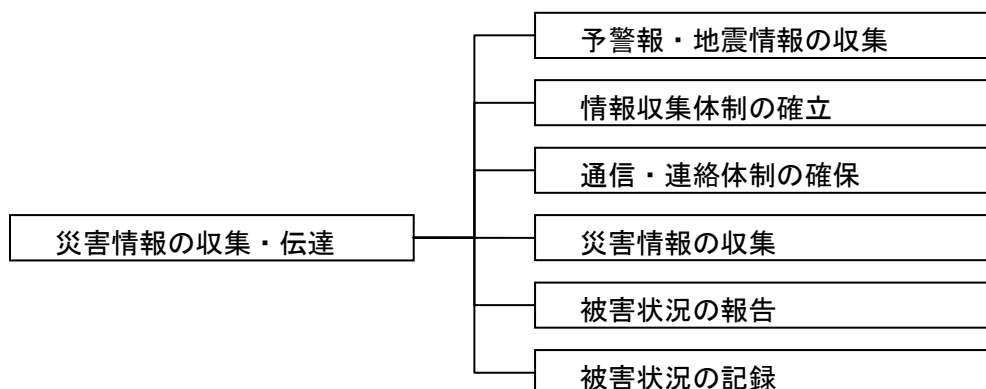
人命の救出、消火、避難、自衛隊派遣要請等、様々な応急対策を実施するうえで、災害情報、被害情報は非常に重要である。そのため、迅速かつ的確に災害情報等の収集、通信連絡体制の確保、収集した情報の整理を行う。

- ・ 災害情報収集は、迅速かつ的確に行うこと。
- ・ 情報は、時間により必要な情報、詳細さが異なるため、留意すること。

● 活動の流れ



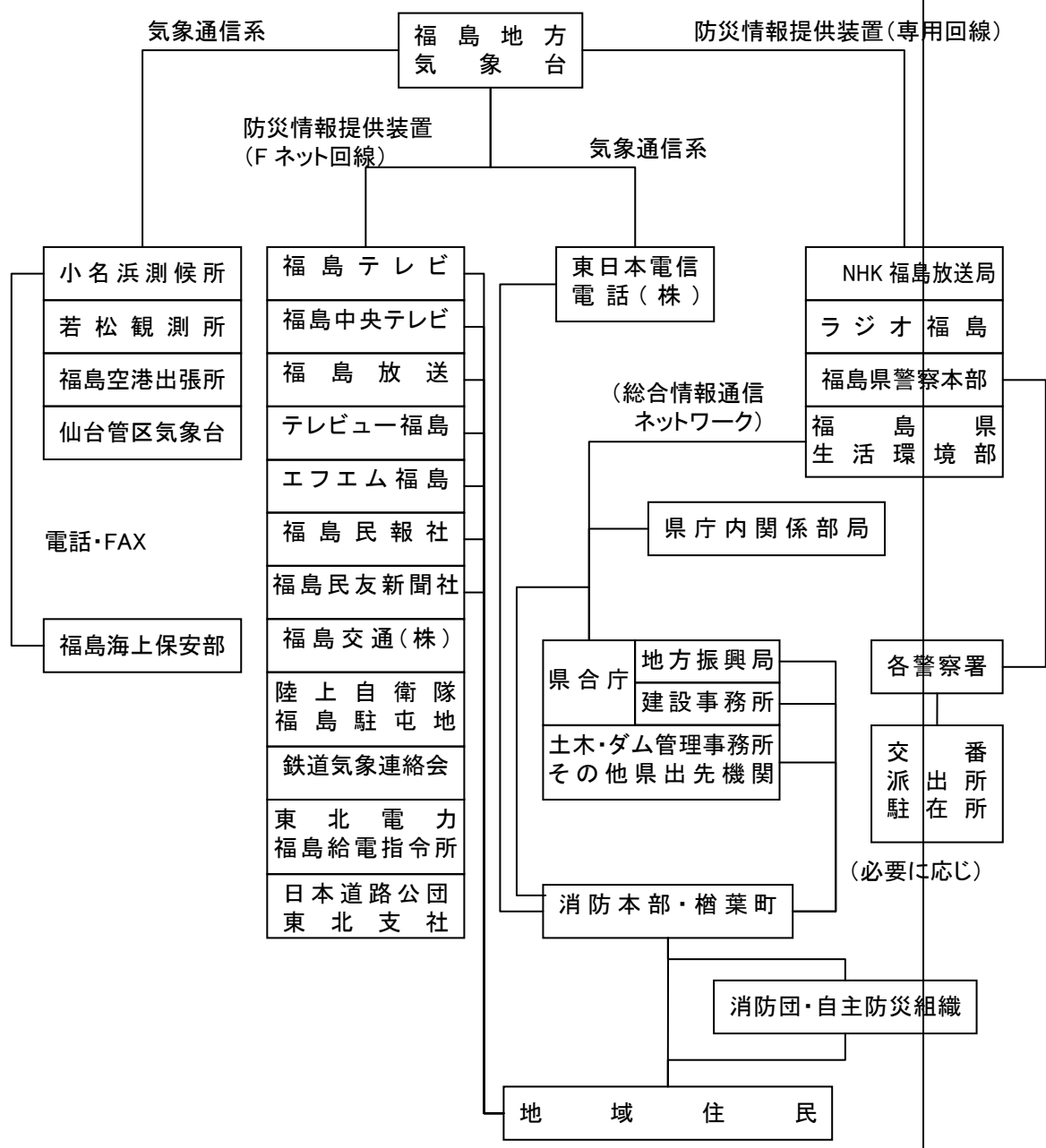
● 活動



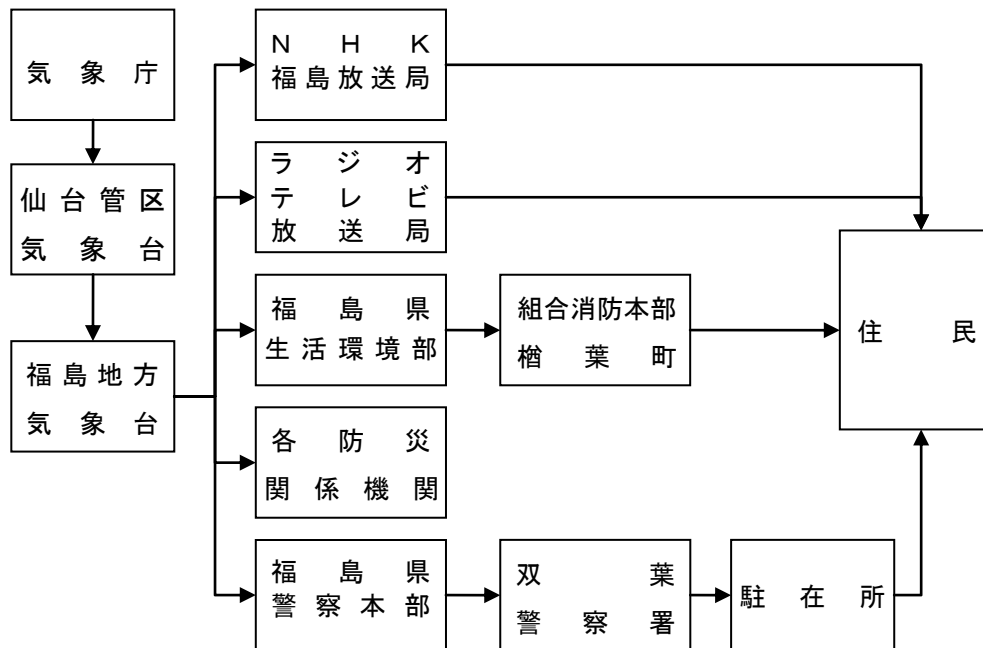
第1 予警報・地震情報の収集

本部班は、災害対策本部、配備動員に関わる地震情報、気象予警報、大気汚染緊急時に発令される予警報に関する情報を収集する。また、情報班は、継続的に気象、災害に関する情報を収集する。地震、気象予警報に関する情報の伝達の流れは次のとおりである。

■気象情報の伝達系統図



■地震情報の伝達



【資料 5-1】 予警報の種類と発表基準

【様式 2-1】 気象通報等受理伝達簿

第2 情報収集体制の確立

各班長は、本部班、情報班と連携し、班員の参集状況、人数等をふまえ、組織的の情報収集が行えるよう、情報収体制を確立する。

第3 通信・連絡体制の確保

有線通信施設の被災等により、通常の電話連絡が困難となることが予想されるため、情報班は、優先電話、防災行政無線、福島県総合情報ネットワーク防災事務連絡システム等の通信連絡体制を確保する。また、必要に応じて、タクシー無線、アマチュア無線等の民間の通信手段も活用する。

また、使用不能となった通信施設は、関係機関と連携を図り、できる限り早急に復旧に努める。

【資料 5-2】 防災行政無線

【資料 5-3】 災害時優先電話

【資料 5-4】 檜葉町内タクシー事業者

【資料 5-5】 檜葉町アマチュア無線クラブ

第4 災害情報の収集

1 職員による情報収集

班員は、班長の指示に従い、被害状況等の必要な情報を収集する。発災直後は、自衛隊の派遣要請、広域応援要請等に深く係わるため、一刻も早い集約が必要であり、ある程度概算でも、早く報告することを念頭に収集する。情報の収集にあたっては、時間の経過とともに必要な情報の種類、正確性が異なるため、その点を十分留意しながら情報を収集する。

夜間、休日等の勤務時間外に参集を要する災害が発生した場合、職員は、参集途上にできる限りの災害情報を収集する。収集した情報は、各班長を通じて、本部班、情報班に報告する。なお、この情報収集は、参集途上にできる範囲の情報収集であり、あくまでも迅速な参集を第一とする。

■情報収集・調査要領

人的被害	住民班が、警察、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
建物被害	税務班が、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
土木関係被害	建設班が調査する。
農林水産関係被害	産業班が、農業協同組合等の協力を得て調査する。
商工業関係被害	商工班が、商工会等の協力を得て調査する。
文教施設被害	教育班が、学校長等の協力を得て調査する。
上水道施設被害	双葉地方水道企業団が調査する。
下水道施設被害	建設班が調査する。
電気・電話関係被害	税務班が、東北電力、N T T等に連絡し、調査する。
その他の被害	町有財産施設の被害は、各施設を所管する班が調査する。

2 消防団による情報収集

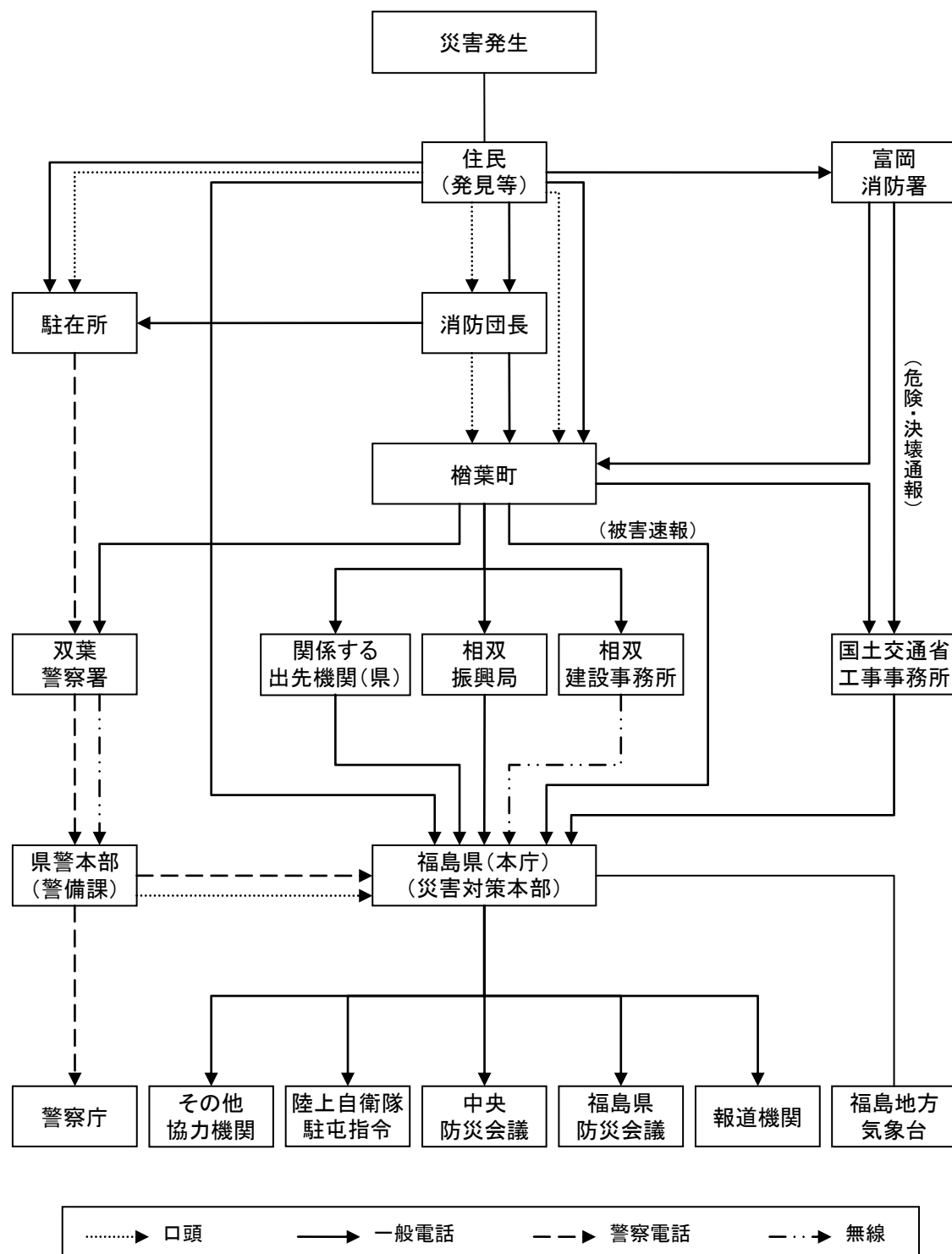
消防団は、消火活動、救出活動を行うとともに、可能な限り被害情報収集を行い、電話、無線等を用いて災害対策本部へ連絡する。連絡手段が途絶されているときには、消防団の連絡員を災害対策本部へ直接派遣し、情報の伝達を行う。

3 自主防災組織による情報収集

自主防災組織は、災害発生直後、初期消火、救出等の自主防災活動を行うとともに、倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所等の情報を収集する。

収集した情報は、災害対策本部との連絡手段が確保できる場合、情報を直接災害対策本部へ連絡する。連絡手段が途絶されているときには、自主防災組織の連絡員を災害対策本部へ直接派遣し、情報の伝達を行う。

■災害収集伝達の流れ



第5 被害状況の報告

1. 被害調査報告の取りまとめ

情報班は、第1報として、職員、自主防災組織員、消防団等により収集された災害情報を集約する。その後、各班により、組織的に調査された被害状況を随時取りまとめる。

【様式 2-2】 檜葉町被害調査票

【様式 2-3】 一般被害関係被害状況報告書

【様式 2-4】 公衆衛生関係被害状況報告書

【様式 2-5】 農林水産関係被害状況報告書

【様式 2-6】 商工関係被害状況報告書

【様式 2-7】 土木関係被害状況報告書

【様式 2-8】 教育関係被害状況報告書

【様式 2-9】 その他被害状況報告書

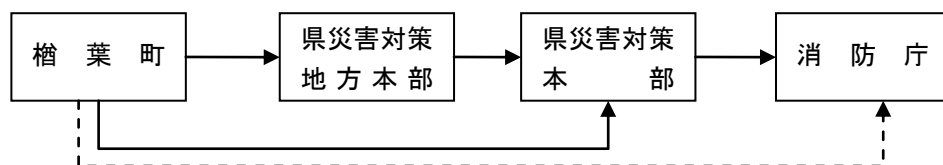
【様式 2-10】 世帯構成員別被害者状況調

2 県への被害状況報告

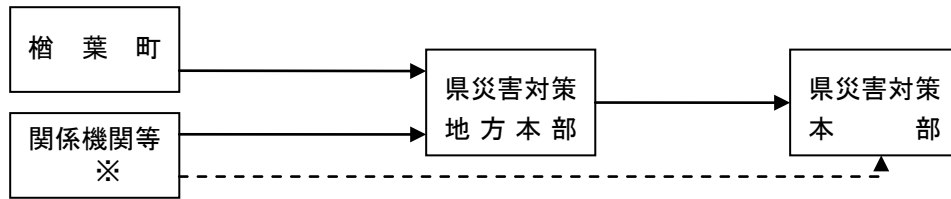
本部班は、情報班が取りまとめた被害状況を、県災害対策地方本部（相双地方振興局）、県現地災害対策本部に報告する。なお、県の現地災害対策本部が設置されず、県災害対策地方本部（相双地方振興局）への報告ができない場合は県災害対策本部へ、県に報告できない場合は、直接消防庁に報告する。

報告にあたっては、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況、その他について簡潔に記入する。人的被害、住家被害、非住家被害、田畑被害、その他の被害、被害金額については、「被害の分類認定基準」により、重傷者、軽傷者の別が判断できない場合は、とりあえず負傷者とし、非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたものだけとする。

■ 報告の系統



■被害区分別の報告系統



※該当する関係機関等

被害区分	該当する関係機関等
人的被害、建物被害等	消防本部
文教施設被害	町立学校以外の学校
病院被害	病院、診療所
道路、橋梁被害	道路管理者等
河川災害、その他水害被害	河川管理者等
農林、畜産、森林被害	
砂防関係施設の被害等	
水道施設被害	水道事業者
下水道施設被害	県所管下水道管理

■被害発生時の報告先

報告先の優先順位 (被害情報収集システムが機能しない場合)		
①県災害対策地方本部 (相双地方振興局県民環境部県民生活課)	②県災害対策本部 (県生活環境部災害対策課)	③消防庁震災等応急対策室 (救急・救助事故を除く)
直通 電話 0244-26-1144	直通 電話 024-521-7194	電話 03-5253-7527
夜間 電話 0244-26-1111	FAX 024-521-7920	FAX 03-5253-7537
FAX 0244-26-1120	防災 電話 80-200-2632	消防庁救急救助課
防災 電話 80-700-751	2633	(救急・救助事故)
防災 FAX 80-700-750	防災 FAX 80-200-5523	電話 03-5253-7529
	5524	FAX 03-5253-7539

■ 報告の種別・内容

災害発生報告	災害の発生状況、被害の状況等を「人的・建物被害等報告」及び「公共施設等被害報告」により報告する。
被害中間報告	被害状況が、新たに判明した段階で、逐次報告するもので、先に報告した事項に変更があるときは、「人的・建物被害等報告」及び「公共施設等被害報告」により報告する。
被害確定報告	被害の程度が最終的に判明した場合、「確定報告」により報告する。
避難状況・救護所開設状況報告	避難所の開設および救護所の開設を行った場合、「避難状況・救護所開設状況報告」により報告する。

【資料 5-6】被害の分類認定基準

【様式 2-2】檜葉町被害調査票

第 6 被害状況の記録

被害状況の写真等は、被害状況確認、記録保存のため、非常に重要である。そのため、情報班は、災害全般にわたり記録写真等を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関、一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録の収集確保に努める。災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応にかかる意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行うこととする。

また、各班においても記録担当をおき、災害記録の収集確保に努める。

第6節 災害広報活動

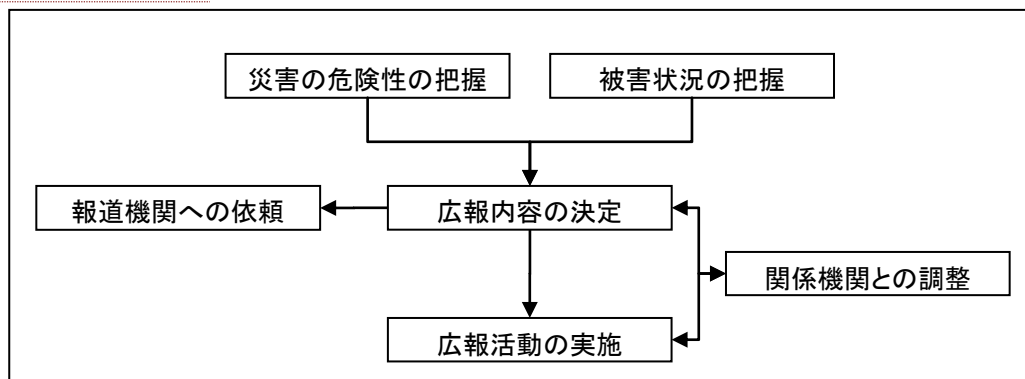
【情報班、生活班】

● 留意点

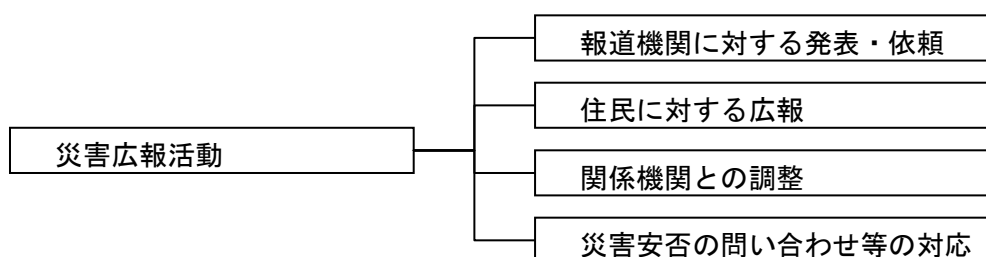
人命の安全と社会秩序の維持を図るため、被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。広報活動においては、報道機関と連携を図るとともに、被災者が知りたい情報を明確に伝え、人心の安定に努める。

- ・ 必要な時期に適切な広報を行うこと。
- ・ 報道機関に対しては、場所、時間、広報者を明確にすること。
- ・ 住民に対する広報は、わかりやすく、正確、短い文章で行うこと。
- ・ 要配慮者への生活支援・救援情報を適切かつ正確に伝えること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 報道機関に対する発表・依頼

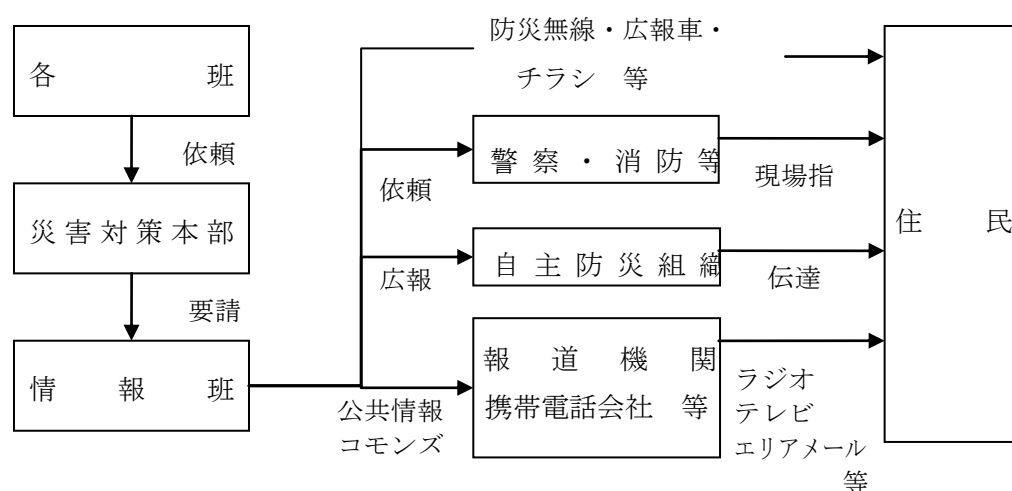
情報班は、災害の種別、発生の場所、日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告・指示等の情報を取りまとめ、報道機関に発表する。また、必要に応じて、文字放送、外国語による放送等、要配慮者に留意した情報の提供を依頼する。

第2 住民に対する広報

災害発生前の広報は、予想される災害の規模、動向、被害の防止等に必要な注意事項を報道機関に依頼するとともに、広報車等により広報活動を行う。災害発生後の広報は、被害の程度、避難の勧告・指示、応急措置の状況等について、要配慮者をはじめとするすべての人に確実に行き渡るように広報する。

町で行う広報は、情報班が、広報車、防災無線、チラシ、自主防災組織等を活用し行う。また、報道機関等に対しては、公共情報コモンズを通じて情報発信する。

■広報活動の流れ



※公共情報コモンズ：ICTを活用して、災害発生時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

■主な広報内容

災害・状況	広報内容
地震時・火災時	・地震情報、余震情報 ・被害の状況 ・火災発生の状況 ・交通の状況
台風・水害時	・気象情報
避難時・救護時	・避難通報、避難時の注意事項 ・地震被害による避難、避難の指示、誘導 ・救護対策の周知 ・防疫、保健衛生に関する注意

第3 関係機関との調整

情報班は、広報を実施した場合、直ちに関係する防災関係機関にその旨を通知する。また、各防災関係機関は、独自に広報を実施した場合、広報を実施した日時、広報の目的、広報内容の概要を町災害対策本部へ通知する。

第4 災害安否の問い合わせ等の対応

災害問い合わせについては、情報班の中からあらかじめ決められた担当者があたる。

災害時においては、町以外からの各種災害問い合わせ電話が殺到するおそれがある。担当者は次のとおりに対応を行うものとする。

■災害安否問い合わせ対応要領

- ・電話受付部門は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。
- ・電話の殺到による初動通信活動への支障が起これないために、各種問い合わせに対する対応電話を決め、その電話で集中対応する。
- ・電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないように配慮する。
- ・通信事業者が提供する災害用伝言板の活用を周知する。
- ・学校、入所施設等で安否が確認できた場合には、テレビ、ラジオなどに、全員が無事であることの放送を依頼する。
- ・留守番電話等を用いた、情報の蓄積手段を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

なお、自主的に町外に避難した場合には、役場に連絡をするよう、呼びかけるものとする。東日本大震災では、遠隔地に避難した町民の所在を把握するために、マスコミを通じて連絡を呼びかけたことが有効であった。

第7節 消防活動

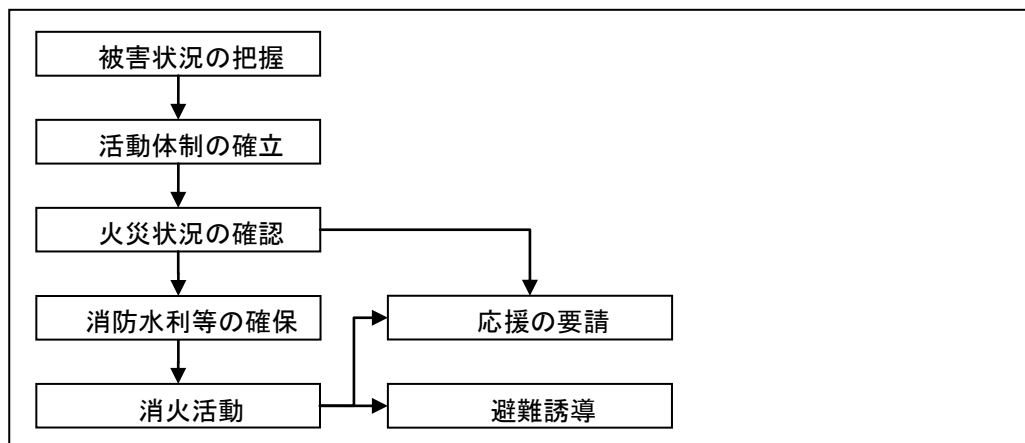
【本部班，消防団，消防本部】

● 留意点

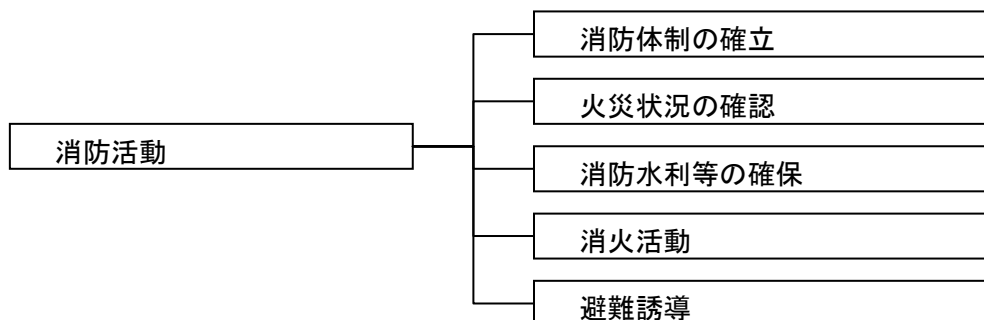
消防団、消防本部は、町民の生命、財産を保護するため、迅速に消防活動体制を確立し、消防活動を行う。大規模な災害により、消防力を上回る火災が発生した場合は、速やかに広域応援を要請する。

- ・多数の地域に火災が発生した場合、人命救助を最優先とした上で優先順位を勘案し消火にあたること。
- ・町、県、関係機関との連携を図り消火にあたること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 消防体制の確立

消防団長は、町本部長から消防団の出動命令を受けた場合、直ちに団員を被害規模に応じて動員する。ただし、震度5強以上の地震が発生した場合、これに準ずる災害が予想される場合、自己の判断により、消防団本部員は消防団本部へ参集し、

各分団員は所属する分団詰所に参集する。

各団員は、参集途上において、可能な限りの被害情報を収集し、参集状況および被害状況を指揮者に、指揮者は団長に、団長は災害対策本部に報告する。

また、本部班は、利用できる通信手段により、消防本部との連絡体制を確立する。

第2 火災状況の確認

大規模な地震が発生した場合は、同時に複数の火災が発生する可能性がある。消防団は、速やかに火災発生状況、被害状況を把握し、人命救助を最優先とした上で優先順位等を勘案し、どのように対応するか決定する。本部班、消防団、消防本部は、被害情報について随時連絡をとり、適切な対応を行う。

第3 消防水利等の確保

消防水利は、消火栓、防火水槽を基本とするが、地震等により、消火栓、防火水槽の破損により支障が生じた場合は、学校等のプール、水路の水、井戸水などを活用し消防水利を確保する。

【資料 6-4】消防水利

第4 消火活動

消防団、消防本部は、その全機能をあげて消火にあたる。大規模な火災、多数で火災が発生した場合等、消防団、消防本部の消防力での対応が困難な場合は、消防相互応援協定に基づき、町長又は消防団長が応援要請を行う。また、福島県広域消防相互応援協定に基づき、双葉地方広域市町村圏組合消防本部を通じて県内消防本部、緊急消防援助隊の広域応援要請を行う。

【資料 4-3】消防相互応援協定書（6町2村）

【資料 4-4】消防相互応援協定書（いわき市）

第5 避難誘導

消防団、消防本部は、延焼火災等により住民の避難の必要性が生じた場合、住民に伝達するとともに、町職員、自主防災組織等と連携をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導する。

第8節 救出・救助活動

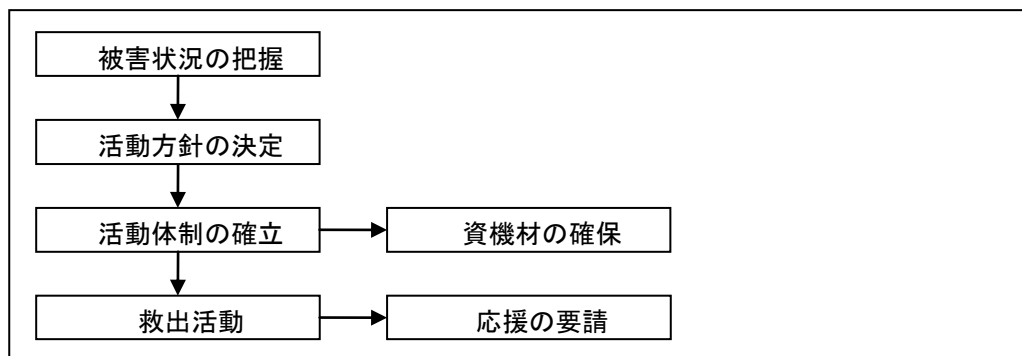
【本部班，情報班，建設班，警察署，消防団，自主防災組織】

● 留意点

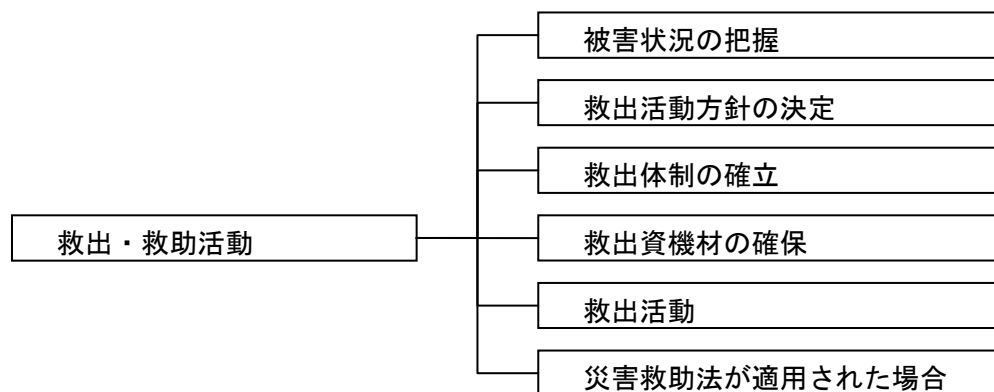
大規模な地震が発生した場合、建築物等の倒壊、落下物等により、下敷きや生き埋め等の被害が多数発生することが予想される。これらに対処するため、救出活動体制を確立し、迅速かつ的確な救出活動にあたる。

- ・救出にあたる人員を迅速に確保すること。
- ・事業所等と連携し、重機等の救出機具を調達すること。
- ・自主防災組織は、積極的に初期救出活動を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 被害状況の把握

災害発生後、各班員は、地域の被害状況を速やかに災害対策本部へ報告する。本部班、情報班は、速やかに被害状況、要救出現場等に関する状況を取りまとめる。

第 2 救出活動方針の決定

大規模な災害が発生した場合、多数の要救出現場が発生する可能性がある。少しでも多くの住民を救出するため、本部班は、関係機関と連携し、被害の状況、火災の状況、人員、救出資機材の確保状況等をふまえ、救出活動の方針を決定し、円滑な救出活動に努める。

第 3 救出体制の確立

本部班は、消防団員、自主防災組織、住民等により救出隊を結成する。ただし、消防団が消火活動に全消防力を投入し、消防団員が確保できない場合、自主防災組織と連携して救出隊を結成する。

本部班は、大規模な災害により緊急に救出を要する事態が多数あり、救出隊において救出が困難と認められる場合、消防本部、警察署、県、自衛隊等の広域応援を要請する。

【資料 4-5】自衛隊派遣要請先

第 4 救出資機材の確保

救出にあたっては、防災倉庫等に備蓄している資機材を活用するとともに、建設班が、土木建設業者に連絡し、救出活動に必要な重機、資機材を調達する。

【資料 7-1】 檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

【様式 4-1】 救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書

【様式 4-3】 被災者救出用機械器具燃料受払簿

第 5 救出活動

町における救出活動は、救出隊を中心に行う。建設班は、土木建設業者を的確に指示し、重機等による円滑な救出活動を行う。

救出活動を実施するうえで、二次災害に十分注意し、特殊救助技術を要する場合、レスキュー隊、自衛隊等の派遣を要請する。

また、大規模な被害により、複数の組織、機関が同一現場で救出にあたる場合、本部班は、現場指揮者を選任し円滑な救助活動を行う。

【様式 4-2】被災者救出状況記録及び修繕簿

【様式 4-4】救護班編成及び活動記録

第6 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の救出活動に関する費用の範囲は、原則として次のとおりである。また、期間は、災害発生の日から3日以内とするが、県が内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

■費用の範囲

種別	名目
借上費	舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの。
修繕費	救出のために使用した機械器具の修繕費。
燃料費	機械器具等を使用する場合に必要な燃料費、照明用の灯油代、採暖用燃料費。

【資料 16-2】災害救助法適用基準

【資料 16-4】災害救助法による救助の程度・方法および期間

【様式 4-1】救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書

【様式 4-2】被災者救出状況記録及び修繕簿

【様式 4-3】被災者救出用機械器具燃料受払簿

【様式 4-4】救護班編成及び活動記録

第9節 医療・救護活動

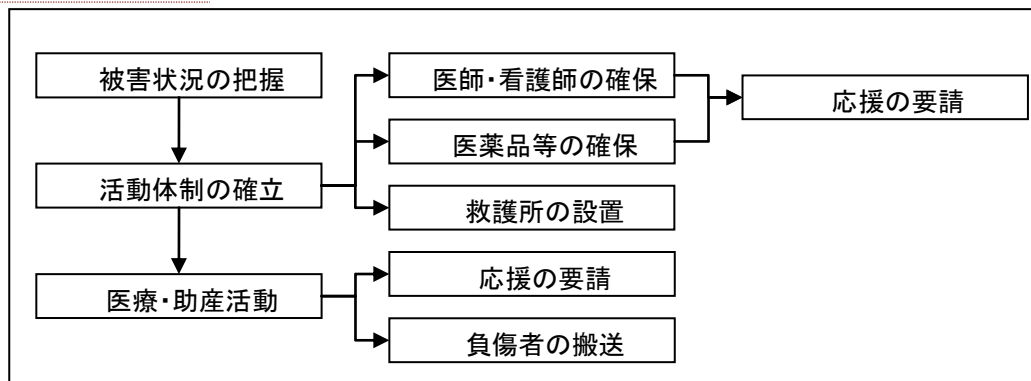
【衛生班，医師会】

● 留意点

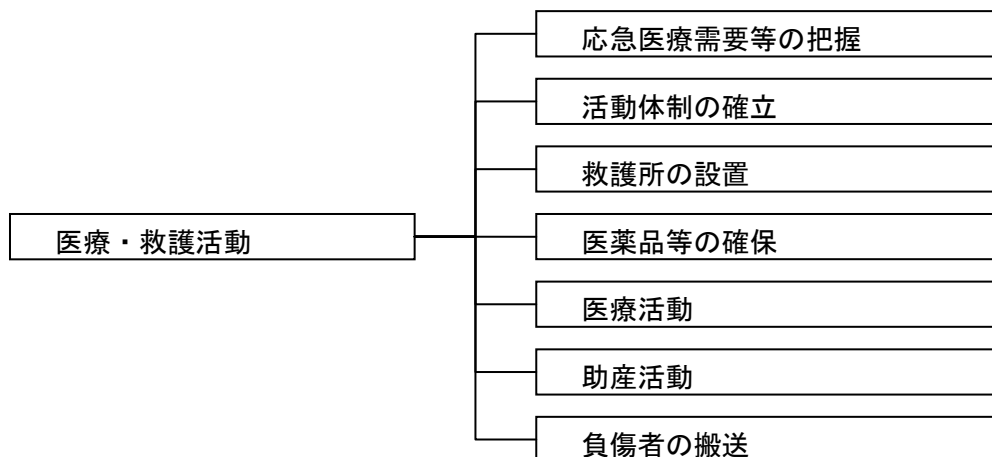
災害により医療機関の機能が停止・不足・混乱したため、住民が適切な医療・助産を受けられなくなった場合、応急的に医療または助産を実施する。また、人工透析を受けているなど、重篤な病状の患者に係る情報収集を実施し、対処にあたる。

- ・ 関係機関と連携し、迅速に活動体制を確立すること。
- ・ 医療に関する広報を明確に行うこと。
- ・ 被災状況等を勘案し、適時、適切な場所に医療救護所を設置、運営すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 応急医療需要等の把握

大規模な災害が発生した場合、多数の医療需要が発生するため、保健班は、医療を必要とする状態にある概ねの人数、負傷状況等を迅速に把握する。また、町内の医療機関の被害状況、医療可能病院を把握する。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

【様式 4-5】 診療所医療実施状況

第2 活動体制の確立

災害時の医療活動は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、被災状況に応じて速やかに医療救護班を編成し、活動体制を確立する。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

第3 救護所の設置

保健班は、必要に応じて、一時集合場所等に救護所を設置し、医療活動の円滑化に努める。負傷者数の状況、医療救護班の状況によっては、広域避難所に救護所を設置する。

救護所の設置にあたっては、住民班、教育班等の避難所の責任者、町内医療機関、医師会、医療救護班等の医療関係者と連携のもと行い、救護所を設置した旨を情報班、本部班と連携し関係機関、各班、住民に伝達する。

また、災害時の安全性に問題がないかどうか、日頃から定期的に点検を実施し、問題がある場合は、補強等の必要な措置を行う。特に要配慮者に配慮し、障がい者用トイレ、スロープ設置などバリアフリー化を図る。

【資料 8-1】 避難施設

第4 医薬品等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品および衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用し、不足する場合、保健班、町内医療機関、医師会、医療救護班は、町内医薬品取扱業者から調達するとともに県へ要請する。血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保する。

【資料 7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

第5 医療活動

応急医療活動は、おおむね次の要領のとおり行う。医療の実施にあたっては、在宅の高齢者、透析が必要な患者、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し実施する。

■医療活動要領

対象者	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
医療の範囲	診療、治療、処置、手術、看護、薬剤等の支給
医療のために支出できる費用 (患者の移送費は別途計上)	(医療救護班による場合) 治療材料および破損した医療器具の修繕費等の実費 (病院、診療所による場合) 国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内
期間	災害発生の日から 14 日以内 (ただし県 (内閣総理大臣) の承認を得て延長することができる。)

【様式 4-5】診療所医療実施状況

第6 助産活動

応急助産活動はおおむね次の要領のとおり行う。

■助産活動要領

対象者	災害発生の日以前または以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者
助産の範囲	分べんの介助、分べん前および分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
助産のために支出できる費用	(医療救護班等による場合) 使用した衛生材料等の実費 (助産婦による場合) 慣行料金の 2 割引以内の額
期間	分べんした日から 7 日以内

【様式 4-6】助産台帳

第7 負傷者の搬送

保健班、医療機関、医師会、医療救護班は、町内で対応できない負傷者を県等との連携により、町外、県外の受け入れ可能な病院に搬送する。搬送は、原則として、救急車をはじめとする自動車により行うが、必要に応じて、ヘリコプターによる搬送等、最善の方法により搬送する。

【資料 7-4】災害医療拠点病院

第 10 節 避難活動

【本部班，情報班，住民班，生活班，教育班，保健班，消防団，自主防災組織】

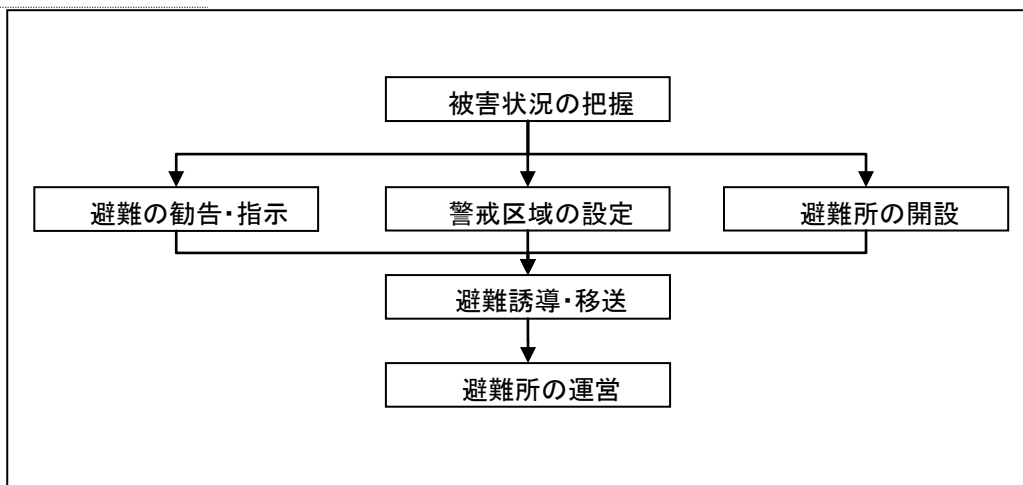
● 留意点

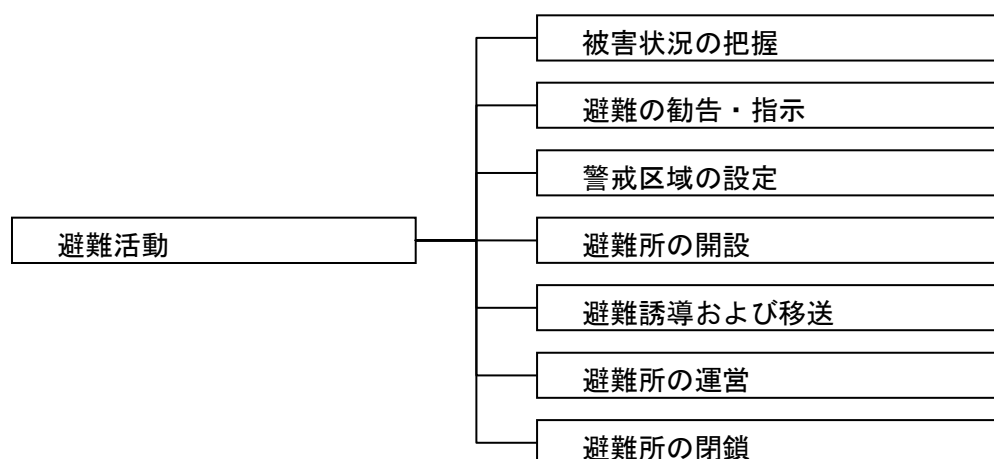
大規模な災害が発生し、避難が必要となった場合、迅速に避難所を開設し、避難所を開設したことを周知する。

また、災害の発生のおそれがある場合、災害の状況により時間的に余裕がある場合、町長は、災害からの人命保護、被害の拡大防止を図るため必要がある場合、住民に対して避難の勧告または指示を行う。特に心身に障害を有する者、高齢者、乳幼児および外国人、一般旅行者等の要配慮者は避難が遅れる可能性が高いため、避難の勧告または指示の伝達を行う前に、避難準備情報の提供をする。

- ・避難所の安全性を必ず目視確認し開設すること。
- ・要配慮者への避難準備情報の提供、勧告等の伝達、避難誘導、搬送を適切、確実に行うこと。
- ・自主防災組織、ボランティア等との連携により、円滑に避難所を運営すること。
- ・指定避難所以外の被災者を確認し、支援を実施すること。

● 活動の流れ





第 1 被害状況の把握

災害が発生した場合、または災害が発生する危険性がある場合、住民を避難すべきかどうか判断するため、本部班、情報班は、災害に関する情報、被害の状況を把握する。また、避難所および周辺の火災、建物の倒壊等に対する安全性についても確認する。

第 2 避難の勧告・指示

1 避難の勧告・指示

本部長は、住民の安全のために必要と判断した場合、避難の勧告・指示、また要配慮者への避難準備情報の提供を行う。避難の勧告・指示は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。なお、避難の勧告・指示の実施責任者、避難の勧告・指示の区分は、次のとおりである。

■避難勧告・指示の意思決定者の順位



■避難の勧告・指示の実施責任者

<避難の勧告>

実施責任者	災害の種類	措置	実施の基準
町長 (災害対策基本 法第 60 条)	災害全般	立退きの勧 告及び立退 き先の指示	災害が発生し、又は発生する 恐れがある場合において、特に 必要があると認められるとき。
知事 (災害対策基本 法第 60 条)	災害全般	立退きの勧 告及び立退 き先の指示	災害の発生により、市町村が その全部又は大部分の事務を行 うことができなくなった場合。

<避難の指示等>

実施責任者	災害の種類	措置	実施の基準
町長 (災害対策基本法第60条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき
知事 (災害対策基本法第60条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。
知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	地すべり	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第22条)	洪水・高潮	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
警察官 (災害対策基本法第61条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができない場合。 町長から要求があった場合。
警察官 (警察官職務執行法第4条)	災害全般	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
海上保安官 (災害対策基本法第61条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができない場合。 町長から要求があった場合。
自衛官 (自衛隊法第94条)	災害全般	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

※勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為である。

※指示とは、被害に危険が目前に切迫している場合で、勧告より拘束力が強い。

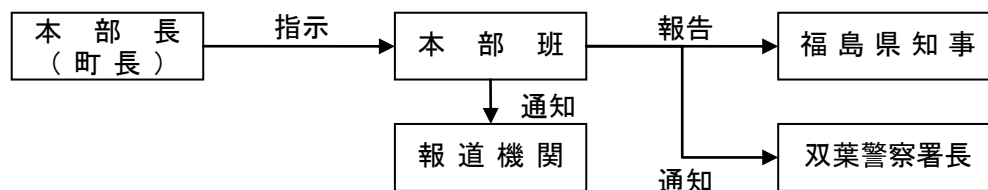
■避難準備情報提供・避難勧告・指示の区分と内容

区分	項目	内容
避難準備 (要配慮者避難) 情報	状況	気象状況、災害情報、過去の災害発生例、地形等から判断して、災害が発生するおそれが見込まれる状況まで、まだ数時間程度の余裕があると見なされる場合。
	趣旨	危険地域の要配慮者に対し、避難準備または事前の周知を図り、縁故避難（安全な親族、知人友人等の縁故先への避難）または計画避難（指定避難所への避難）を勧告する。
	伝達内容	情報提供者、避難対象地域、避難すべき理由、避難すべき場所、避難すべき経路避難にあたっての注意事項
	伝達方法	テレビ・ラジオ等報道機関、防災行政無線、広報車、必要に応じ消防団、町内会等の組織による戸別訪問による伝達
避難勧告	状況	気象状況、災害情報、過去の災害発生例、地形等から判断して、災害が発生するおそれがある場合。
	趣旨	危険地域の住民に対し、避難準備または事前の周知を図り、縁故避難（安全な親族、知人友人等の縁故先への避難）または計画避難（指定避難所への避難）を勧告する。
	伝達内容	勧告者、避難対象地域、避難すべき理由、避難すべき場所、避難すべき経路避難にあたっての注意事項
	伝達方法	テレビ・ラジオ等報道機関、防災行政無線、広報車、必要に応じ消防団、町内会等の組織による戸別訪問による伝達
避難指示	状況	事前避難のいとまがなく、災害の危険が目前に切迫し、または災害が発生し、現場に残留者がいる場合。
	趣旨	指定避難所またはその状況により至近の安全な場所に緊急避難するように指示する。
	伝達内容	事前避難勧告と同じ。
	伝達方法	事前避難勧告の方法、マイクによる伝達、口頭伝達、サイレン、警鐘乱打
収容避難	状況	事前避難に利用した避難所に危険が発生した場合、または指定緊急避難場所からさらに安全な避難所へ収容する場合。
	趣旨	輸送手段等を講じて避難させる。

2 避難勧告・指示の報告

本部長は、避難のための立退きを勧告・指示した場合、次により速やかに必要事項を県知事、および警察署長に通知する。なお、警察官、自衛官が単独で避難の勧告・指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

■避難に関する報告・通知



【様式 3-1】避難命令及び状況報告書

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難勧告・勧告の相違

避難の指示が、対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。警戒区域の設定は、災害がより急迫している場合に設定されるため、避難の勧告・指示に罰則規定がないのと異なり、禁止、制限または退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金または拘留の罰則が科される。

2 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。警察官、自衛官が単独で避難の勧告・指示を行ったとき、または、警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。なお、警戒区域の設定権者区分、警戒区域設定の時期と範囲等は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	〃
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官および海上保安官がその場にいない場合に限り。	〃 自衛隊法令第 94 条
消防吏員 または 消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条 〃 第 36 条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第 14 条
知事	災害全般	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。	災害対策基本法第 73 条

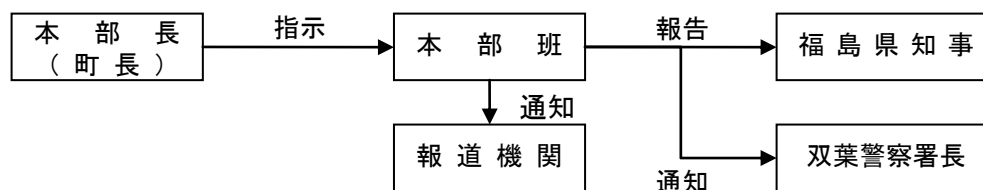
■警戒区域設定の時期と範囲等

設定時期	・警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する。 ・災害の種別によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
設定範囲	・警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。 ・警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する。 ・警戒区域の設定をいかなる範囲に設定するか判断は、高度の技術的知識、経験と慎重さが求められるものである。 ・警戒区域の設定は、これらの要因と迅速、かつ的確な実施が絶えず調和することに配慮して設定時期を失することのないよう措置しなければならない。
伝達方法	避難勧告、指示の伝達方法を準用する。

3 警戒区域設定の報告

警戒区域を設定したときは、避難の指示、勧告と同様、速やかに必要事項を県知事、および警察署長に通知する。

■避難に関する報告・通知



第4 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所の開設は、避難所運営マニュアル等に従い、住民班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある、かつ施設管理者が避難所に在在する場合には、施設管理者が実施する。

【資料 8-1】避難施設

【様式 3-6】避難所開設用施設及び器物借用簿

2 避難所開設の報告

避難所を開設した場合、本部班は、開設の日時、場所および施設名を県に報告する。

【様式 3-5】避難所設置及び収容人員

3 避難所が不足する場合の措置

大規模な災害が発生し、指定している避難所の倒壊等により、避難所が不足する場合、テント等の仮設避難所の設置、利用可能施設の確保等により、できる限り避難者の収容に努めるが、それでも不足する場合は、周辺市町村、県等に避難者の収容を要請する。

このとき、それぞれの施設においてはバリアフリー化するなど要配慮者への配慮をする。また、避難者のメンタルヘルスケアにも配慮する。

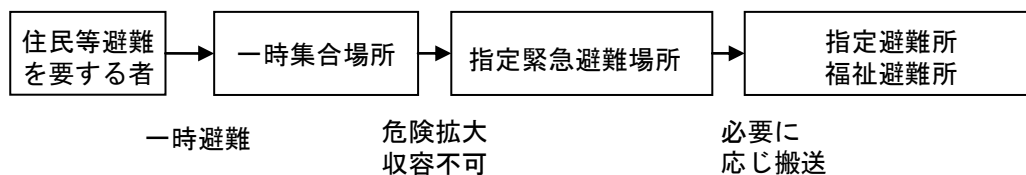
第5 避難誘導および移送

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、時間的に余裕がある場合は、消防団が町職員、警察官、自主防災組織等の協力により実施し、時間的に余裕がない場合は、災害現場において避難勧告または指示の伝達を行った者、自主防災組織等が担当する。また、勤務時間外に大規模地震が発生した場合等、職員が避難誘導できない場合は、町民は自発的

に、あらかじめ決められた避難所へ避難する。

■各避難所への避難順序



■誘導方法、輸送方法

- ・地域の実情に応じて安全な避難経路を2箇所以上設定し、広報車等により伝達する。
- ・避難経路中に危険の箇所があるときは、明確な標示（なわ張り等）を行う。
- ・避難に際しあらかじめ伝達するか誘導員を配置する。
- ・特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。
- ・夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- ・避難者が自力により立退き不可能な場合は車両等により輸送を行う。
- ・被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して応援要請を行う。
- ・避難開始とともに、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設立し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

■避難にあたっての注意事項

- ・避難に際しては、火の元を確認し、電気のブレーカーを切って戸締りを完全に行う。
- ・できれば氏名票を肌に掲行すること。（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの）
- ・服装は長袖、長ズボンとし、ヘルメット、防災頭巾、帽子等で頭を保護する。
- ・必要に応じて雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携帯する。
- ・荷物は必要最小限とする。
- ・携帯ラジオ、予備電池、懐中電灯、非常食、水、生活用品（ライター、缶切り、ティッシュなど）、衣類（下着、上着、タオルなど）、救急薬品、常備薬、通帳類、証明類（免許証、健康保険証）、現金等の非常持出品を携行する。
- ・自動車、オートバイは利用しない。
- ・隣近所の人と集団で指示された避難場所に避難する。
- ・会社、工場等においては、危険物等の流出防止対策、電気、ガス等の保安措置を実施して避難すること。

2 要配慮者の避難誘導・移送

高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、身体障害者等の災害時に援護を必要とする人については、優先的に避難誘導を行い、車両輸送やタンカ搬送等、個々の状況に応じた避難を行う。要配慮者の避難は自主防災組織が中心となって実施し、保健班は、自主防災組織、地区民生委員等との情報交換により、要配慮者の避難状況、どこの避難所に収容したかを把握する。

要配慮者については、災害発生からの避難が落ちついた時点で、福祉避難所へ避難させる。要配慮者の中には、避難所生活を続けることが困難と判断される者もいるため、医療機関をはじめとするそれぞれに適した場所への移送を行う。なお、移送にあたっては、できる限り、ボランティア等の活用を図る。

3 学校・事業所等の避難誘導

学校、会社、事業所その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校等については、災害の規模態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者に協力して下校、帰宅および安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。

第6 避難所の運営

1 避難者名簿の作成

住民班は、食糧、生活物資の配布、町民からの問い合わせ等に円滑に対応するため、避難者名簿を作成する。作成した避難者名簿は、速やかに、災害対策本部へ提出する。避難者が都合で避難所を変更する場合、的確に避難者名簿の変更を行い、混乱のないように努める。

高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、身体障害者等の要配慮者については、災害発生からの避難が落ちついた時点で、福祉避難所や医療機関に円滑に移送する必要があるため、別に避難者名簿を作成する。

【様式 3-2】避難収容者名簿

【様式 3-3】避難所収容台帳

2 避難所運営委員会の設置

住民班は、避難所運営マニュアル等に従い、自主防災組織、社会福祉協議会、各ボランティア団体等の協力を得て、避難所運営委員会を設置し、プライバシーの確保、避難者の要望に十分配慮しながら円滑に避難所を運営する。

3 食糧・生活物資の配布

住民班は、備蓄または産業班が調達した食糧・生活物資を自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者に配布する。住民班は、物品を受け入れた場合、物品の受払簿に記帳する。住民班は、各避難所や要配慮者用拠点施設ごとに不足または必要な食糧や生活物資の供給を災害対策本部へ要請する。特に要配慮者が必要とする食糧・生活物資に配慮する。

【様式 3-4】避難所用物品受払簿

4 状況の報告・運営の記録

住民班は、1日に1回定期的に災害対策本部へ状況を報告する。傷病者の発生等、異変があった場合は、その都度、災害対策本部へ報告する。また、避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。

5 避難生活が長期化した場合の措置

大規模な災害により、避難生活が長期化した場合、毛布、暖房、間仕切り等の必要な資機材を確保するとともに、避難所の問題点の解消、避難生活のストレス軽減に努める。

6 福祉避難所の運営

福祉避難所は、自主防災組織、社会福祉協議会、各ボランティア団体等の協力を得て、食糧・物資の配布等、細心の注意をはらい、円滑な運営に努める。

第7 避難所の閉鎖

町長は、災害が終息し避難の必要がなくなった場合、応急仮設住宅への移転が可能となった場合、避難所を閉鎖する。

避難所を閉鎖した場合、本部班は、県、施設管理者、関係機関に速やかに報告し、情報班は、住民に周知する。

第 11 節 道路の確保

【建設班，情報班，警察署，消防団】

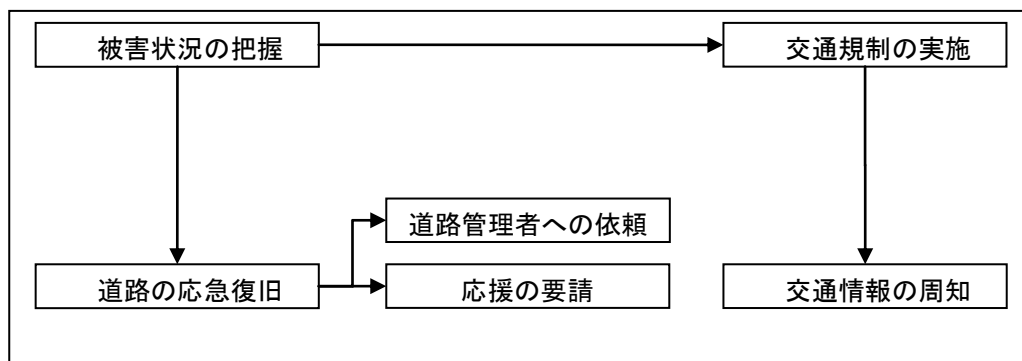
● 留意点

円滑に応急対策を実施するうえで、道路の確保は非常に重要である。そのため、迅速に被害調査を実施し、優先順位をふまえた計画的な応急復旧を行う。

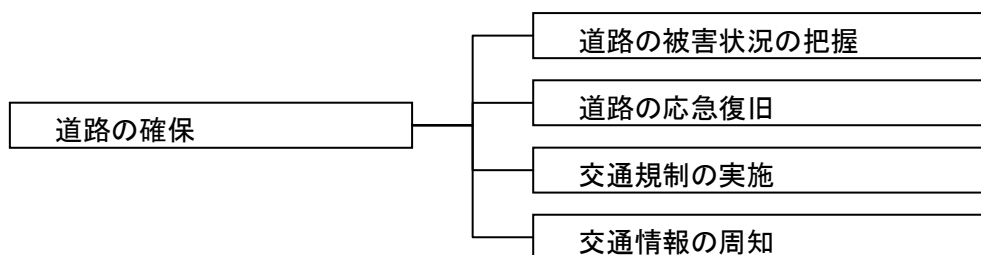
また、通行可能な道路に交通が集中することが予想されるため、交通規制を実施し道路の確保を図る。

- ・常に優先順位をふまえて道路の確保にあたること。
- ・警察と協力し、迅速な交通規制を実施すること。
- ・生活道路となっている農林道にも留意すること。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 道路の被害状況の把握

建設班は、道路の被害状況を把握する。なお、被害状況調査においては、福島県の指定する緊急輸送路、町の災害対策上重要な路線等、優先順位を考慮しながら行う。

【資料 11-1】 県指定緊急輸送路

【資料 11-11】 檜葉町指定避難道路

第2 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、被害状況、復旧順位、復旧に要する期間、労力、資材等の状況を考慮し、応急復旧方針を定めて実施する。

県道については富岡土木事務所、町道、農林道については土木建設業者に依頼する。富岡土木事務所と連絡がとれない場合で、かつ緊急に道路啓開する必要があるときは、町が手配した土木建設業者を用いて作業を行い事後に報告する。

また、緊急を要する場合で、重機等が確保できない場合は、消防団に依頼し、人力で道路の啓開を図る。被害が甚大で、町内土木建設業者で対応が難しい場合は、県災害対策本部を通じて応援要請を依頼する。

電力、通信、水道等の道路占用工作物に被害があった場合は、それぞれの関係機関に連絡し、安全対策を実施する。

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

第3 交通規制の実施

県公安委員会は、災害応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限する。県公安委員会は、必要に応じて、交通検問所等を設置し、緊急通行車両の確認事務および現場広報等所要の交通対策を行う。

【資料 11-3】 交通規制の表示

【資料 11-4】 緊急車両の標章

【資料 11-5】 緊急通行車両確認証明書

第4 交通情報の周知

県、町、県公安委員会は、交通規制した場合、ラジオ、標識等により、規制状況、道路の被害状況、迂回路等の必要な情報提供を行う。町における交通情報の周知は、建設班、情報班が協力して実施する。

また、あわせて、避難のため車両を使用しない等、災害時の運転手のとるべき措置についても呼びかけを行う。

第 12 節 緊急輸送活動

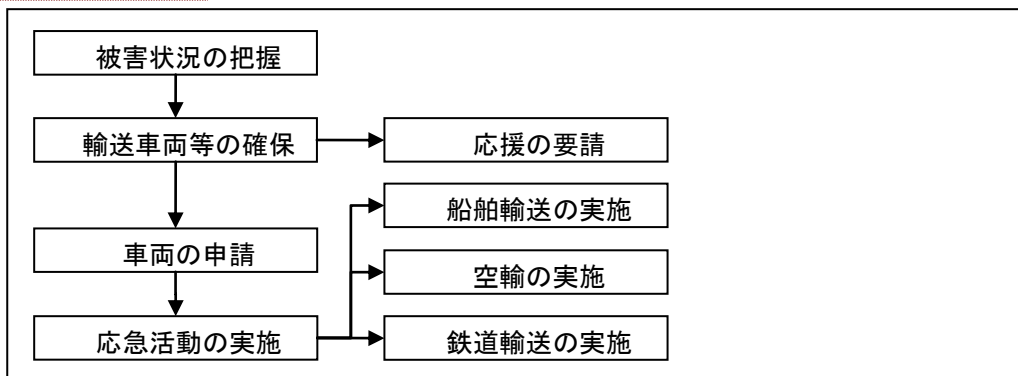
【総務班，各班】

● 留意点

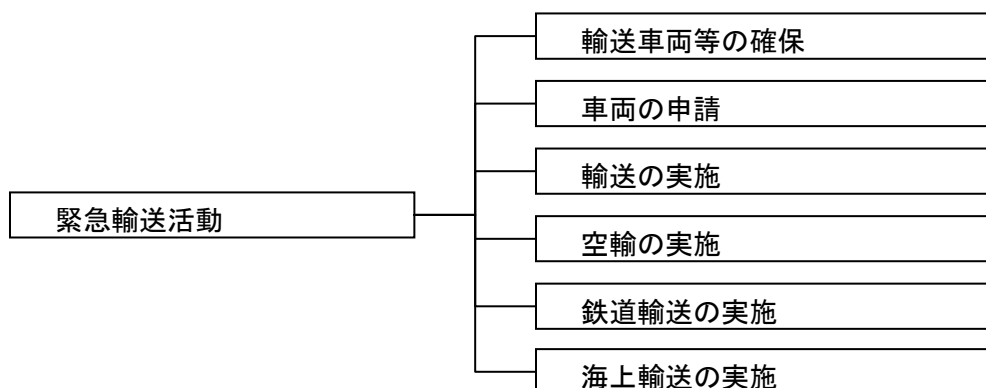
被災者、応急対策に必要な人員、物資を緊急に輸送するため、車両の手配から始まる一連の輸送体制を確立し、円滑な輸送活動を実施する。輸送に必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

- ・ 緊急通行車両の事前届出はあらかじめ済ませること。
- ・ 応急対策においては、各種車両が必要となるため、的確な配車を行うこと。
- ・ 緊急輸送においては、優先順位を十分考慮すること。
- ・ 船舶による緊急輸送が必要な場合を考慮し、富岡町及び福島第二原子力発電所構内の港湾の使用についてあらかじめ協定を締結し、手続きを確立しておくこと。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 輸送車両等の確保

輸送車両は、原則として町保有車とするが、町保有車両での対応が困難な場合、特殊な車両が必要な場合、運送業者、バス・タクシー事業者、建設事業者等に協力

を要請する。また、燃料についても燃料取扱事業者に協力を依頼し、確実に確保する。

近隣において輸送に必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

総務班は、確保した車両についての集中管理および配車計画簿に基づく配車計画を作成する。

【資料 11-6】緊急通行車両の届出済の町保有車両

【資料 11-8】檜葉町内陸上運送業者

【資料 11-9】檜葉町内ガソリン給油所

第 2 車両の申請

大規模な災害が発生した場合、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、交通規制が実施される。そのため、応急対策に使用する車両は、緊急通行車両標章の交付を受ける必要がある。

総務班は、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により緊急通行車両標章を受けている町所有の車両以外を活用する場合は、双葉警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。なお、交通検問所が設置された場合は、検問所においても標章および証明書の交付を受けることができる。

緊急通行車両を使用する際は、証明書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

【資料 11-6】緊急通行車両の届出済の町保有車両

【資料 11-4】緊急車両の標章

第 3 輸送の実施

輸送活動は、原則として、各担当班が行う。各班の応急対策に該当しない輸送活動については、総務班が担当する。各班は、車両を使用する場合、輸送記録簿に必要事項を明記し、総務班に提出する。

災害救助法による輸送の範囲は、下表内 1 のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

■緊急輸送の範囲

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ・被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- ・医療及び助産における輸送
- ・被災者の救出のための輸送
- ・飲料水の供給のための輸送
- ・救済用物資の運搬のための輸送
- ・死体の捜索のための輸送
- ・死体の処理（埋葬を除く）ための輸送
- ・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

○第1段階

- ・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

○第2段階

第1段階に加え、

- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

○第3段階

第2段階に加え、

- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- ・人命の安全
- ・被害の拡大防止
- ・災害応急対策の円滑な実施

【資料 11-2】 広域陸上輸送拠点

【様式 6-1】 輸送記録簿

第4 空輸の実施

大規模な災害が発生し、必要と判断された場合、ヘリコプター等により空路で人員、救援物資等が輸送される。そのため、県、自衛隊等の関係機関と連携を図り、円滑な空輸活動の実施に努める。

【資料 4-6】ヘリポート予定地

第5 鉄道輸送の実施

町および防災関係機関は、鉄道事業者と連携を図り、必要に応じて鉄道により、人員、物資等の輸送を行う。

第6 海上輸送の実施

大規模な災害が発生し、必要と判断された場合、船舶により海路で人員、救援物資が輸送される。そのため、富岡町及び福島第二原子力発電所と連携を図り、円滑な海上輸送の実施に努める。

第 13 節 警備活動

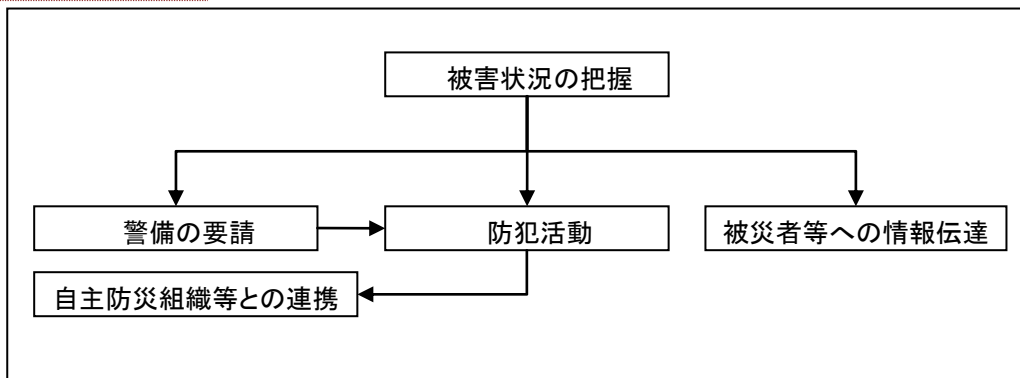
【本部班，警察署，自主防災組織】

● 留意点

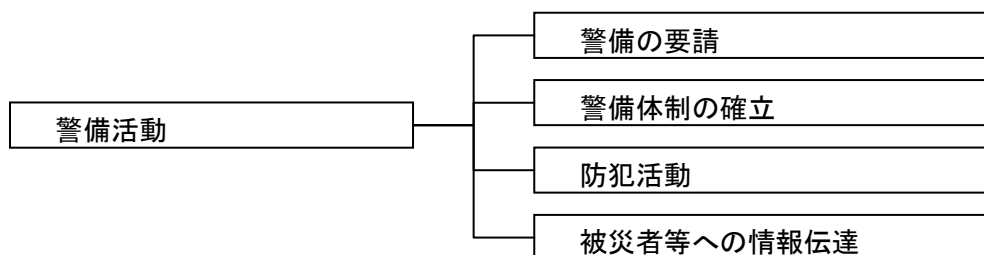
町は、警察、自主防災組織等と連携し、災害地における社会秩序の維持に努める。
警察は、警備体制を早期に確立し、県警察の総力をあげて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施する。

- ・警察署と協力し、町の治安維持に努めること。
- ・自主防災組織、ボランティア等との連携を図ること。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 警備の要請

町長は、住民の生命および財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合、被災地の犯罪の予防、取締り、災害に伴う治安広報等の警備活動を双葉警察署に要請する。

第2 警備体制の確立

大規模な地震が発生した場合、警察は、発災と同時に双葉警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と災害対策本部は、必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。さらに、別に定めるところによる警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模および態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

第3 防犯活動

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路および集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地およびその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 被災者等への情報伝達

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等の警察が実施する措置に関する情報等を交番、駐在所等を活用し、適切な伝達に努める。

第 14 節 飲料水等の供給

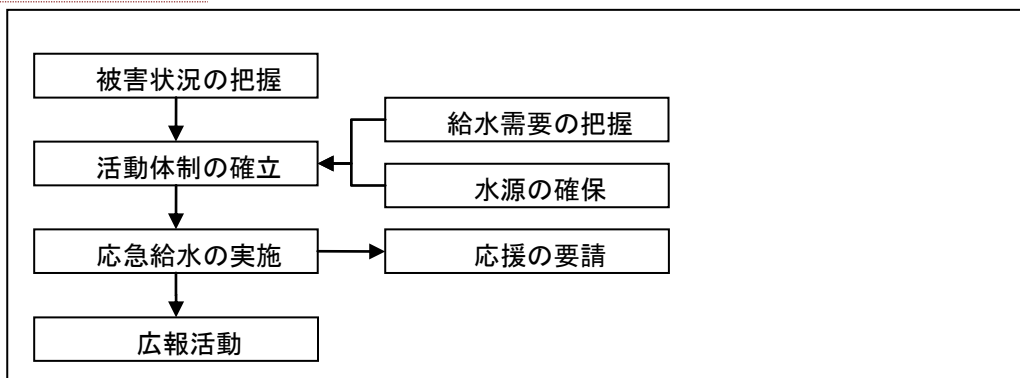
【双葉地方水道企業団，衛生班】

● 留意点

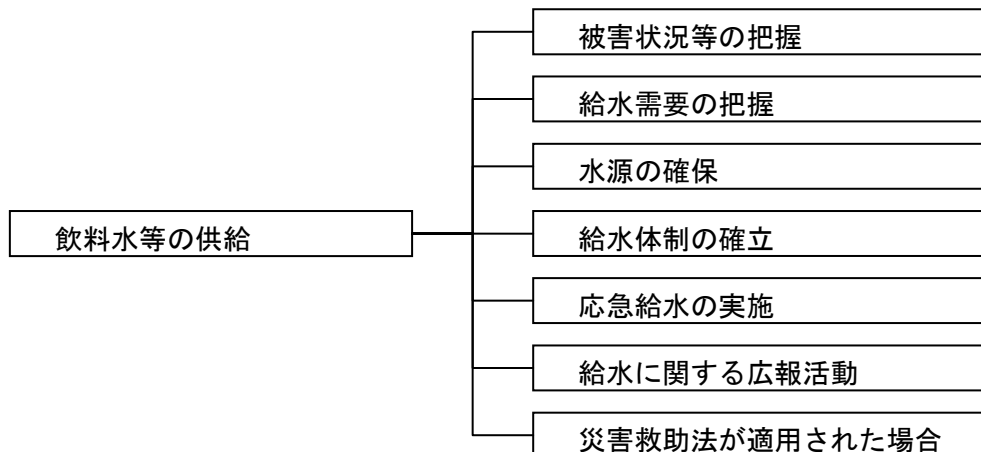
大規模な地震が発生した場合、水道管等の上水道施設の損壊等による断水が予想される。そのため、生命維持にとって最も重要な飲料水を迅速かつ的確に供給する。

- ・被害状況等を的確に把握し給水計画を立てる。
- ・住民への正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を行う。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況等の把握

大規模な災害が発生した場合、双葉地方水道企業団、衛生班は、水道管をはじめとする給水施設の被害状況、断水の状況を把握する。把握した情報は災害対策本部に報告する。

■災害対策本部に報告する内容

- ・給水機能停止区域、世帯、人口
- ・配水池等水道施設の被害状況および復旧の見込み
- ・応急給水活動の開始時期および編成班数
- ・給水所の設置（予定）場所

第2 給水需要の把握

被害状況をもとに、給水需要を算定する。ただし、断水期間が長期化した場合、飲料水だけでなく生活用水の需要がでてくるため、別途給水能力にあわせた計画を作成する。

給水量は、おおむね1日1人3ℓ（最低必要量）を目安とし、長期化した場合は、生活用水等も考慮する。

第3 水源の確保

応急給水が必要な場合は、配水池、非常用飲料水貯水槽、鋼板プール、個人保有井戸、河川等により必要な水量を確保する。

鋼板プール、個人保有井戸、事業者保有井戸、河川等の水については、ろ過、滅菌処理を行い飲料水として利用するか、生活用水として利用する。

第4 給水体制の確立

水道施設に被害が生じ、給水活動が必要な場合、双葉地方水道企業団、衛生班は、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分け、体制を確立する。

必要に応じて、指定水道工事事業者へ応援を要請し、被害の状況によっては、県災害対策本部に他の水道事業者の応援要請を行う。

また、人員とともに、給水車、給水タンク、配水器、車両の確保を行う。

なお、使用する給水タンク、配水器等の衛生的処理には、充分留意する。

【資料 9-1】 双葉地方水道企業団連絡先

【資料 9-3】 指定給水装置工事事業者

第5 応急給水の実施

町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水を開始する。

応急給水にあたっては、優先順位等を十分ふまえ、指定した給水所において行う。応急給水において、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

【資料 9-2】緊急時の給水場所

第6 給水に関する広報活動

応急給水を実施した場合、双葉地方水道企業団、衛生班は、給水状況について広報活動を行う。また、給水に関する要望の把握を行う。

■広報する内容

- ・被害状況の説明および復旧見込みについての広報
- ・給水所の場所および緊急給水に関する諸注意についての広報
- ・町が保有する給水容器の貸与に関する広報

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給状況を県知事に報告する。

【様式 5-1】飲料水供給記録簿

【様式 5-2】給水用機械・器具・燃料および浄水用薬品資材受払簿

【様式 5-3】給水用機械・器具修繕簿

第 15 節 食糧の供給

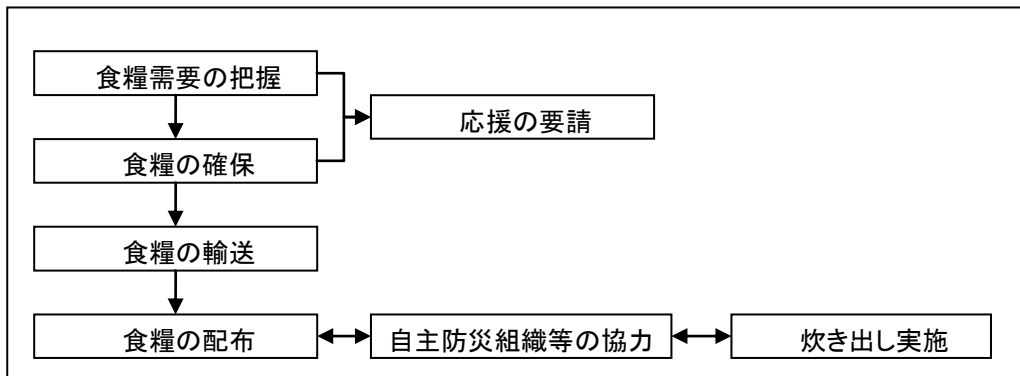
【産業班】

● 留意点

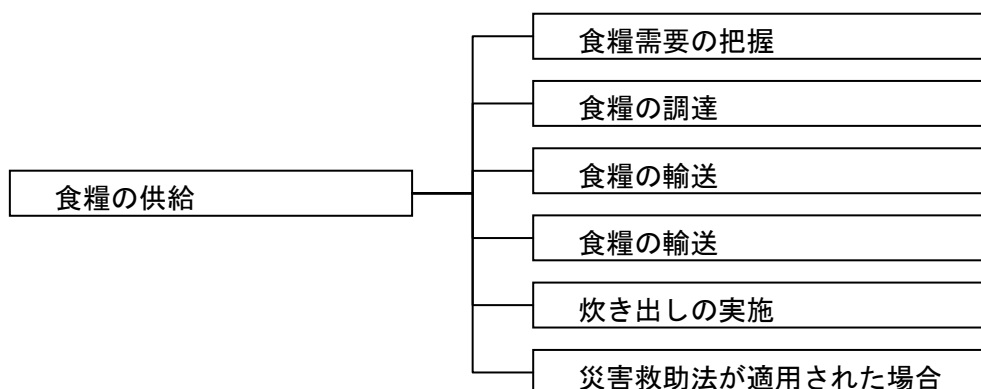
被災者、救助活動に従事する者、災害により食糧が入手困難な者に対し、食糧の供給、炊き出しを行う。

- ・ 需要を的確に把握し、過不足のない供給に努めること。
- ・ 要配慮者に対しては、品目、配布方法等十分考慮すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 食糧需要の把握

産業班は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、防災要員数等から食糧の需要を把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する高齢者、傷病者等の要配慮者の数についても把握する。

■食糧供給実施対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ・旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ・救助活動に従事する者

第2 食糧の調達

産業班は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食糧の量を把握する。食糧の調達は、協定締結業者、その他の業者から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、県知事に要請する。調達した食糧については、主要食糧等調達台帳に記入し整理する。

また、調達する際は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの、食物アレルギー対応食等、健康状態に応じた品目について考慮すること。

■供給品目

- ・米穀
- ・保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
- ・パン等麦製品
- ・インスタント食品、カップめん
- ・おにぎり、弁当等
- ・粉ミルク、牛乳アレルギー対応ミルク

【資料 7-1】 檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】 檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 10-1】 檜葉町内米穀販売業者

第3 食糧の輸送

産業班は、町において調達した食品および県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、または調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、檜葉町役場とし、災害の状況によっては、避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払出については、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

第4 食糧の配布

産業班は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食糧の配布を行う。配付を行ったものについては、主要食糧等配付台帳に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目等、要望については、自主防災組織や住民班、保健班、教育班を通じて把握する。

【様式 5-4】食糧品現品給与簿

第5 炊き出しの実施

産業班は、給食設備を有する施設（避難所等）について、炊き出し可能かどうか把握し、速やかに炊き出しができるように、連絡調整、指揮にあたる。

炊き出しは、原則として、配給対象者、自主防災組織が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団または自衛隊等の協力を得て実施する。

【資料 8-1】避難施設

【様式 5-5】炊出し給与簿

【様式 5-6】炊出しその他による食品給与物品受払簿

【様式 5-7】炊出し用物品借用簿

第6 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、県知事に要請する。

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食および燃料等の経費とする。

第 16 節 生活物資の供給

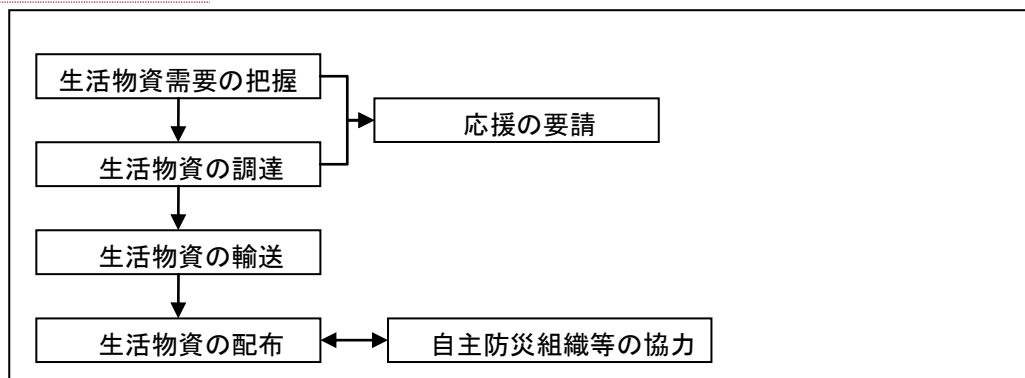
【産業班】

● 留意点

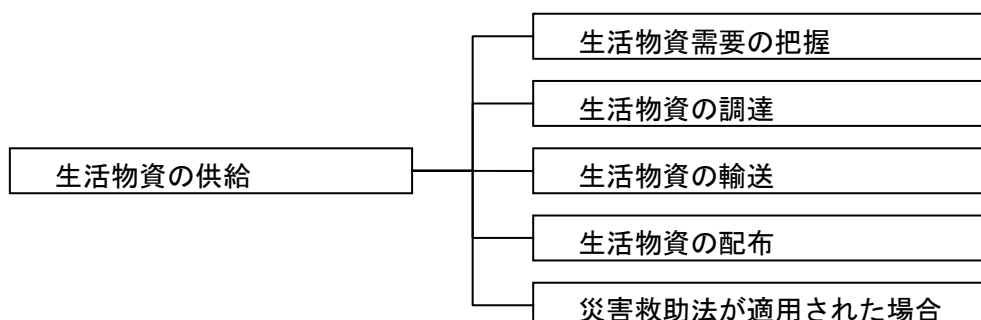
必要に応じて、毛布、衣類等の生活物資を供給し、被災者の生活・心身の安定に努める。義援物資、義援金の受け入れについては、受け入れに関する一連の流れを整備しておく。

- ・ 要配慮者の必要としている品目を正確に把握すること。
- ・ 生活物資を適切に供給すること。
- ・ 指定避難所以外の被災者を把握し、物資支援を遺漏のないようにすること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 生活物資需要の把握

産業班は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。

生活物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第2 生活物資の調達

生活必需品は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した生活物資等の販売業者から物資を調達する。調達を行ったものについて、物資調達台帳に記入し、整理するものとする。

ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

■生活必需品の品目

- ・寝具（毛布、布団、簡易ベッド等）
- ・衣類（下着、上着、靴下等）
- ・身の回り品（タオル、軍手、長靴等）
- ・炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等）
- ・食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- ・生活用品（懐中電灯、乾電池、石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等）
- ・その他（紙おむつ、医薬品、ラジオ等）

第3 生活物資の輸送

産業班は、町において調達した生活必需品および県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、または調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、檜葉町役場とし、災害の状況によっては、避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払い出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

第4 生活物資の配布

産業班は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活物資を配布する。配付を行ったものについては、物資供給状況書に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織や住民班、保健班、教育班を通じて把握する。

【様式 5-8】 救助物資受払簿

【様式 5-9】 救助物資引継書

【様式 5-10】 救助物資給与及び受領書

第5 災害救助法が適用された場合

給与または貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

第 17 節 防疫・保健衛生活動

【衛生班，保健班，相双保健福祉事務所】

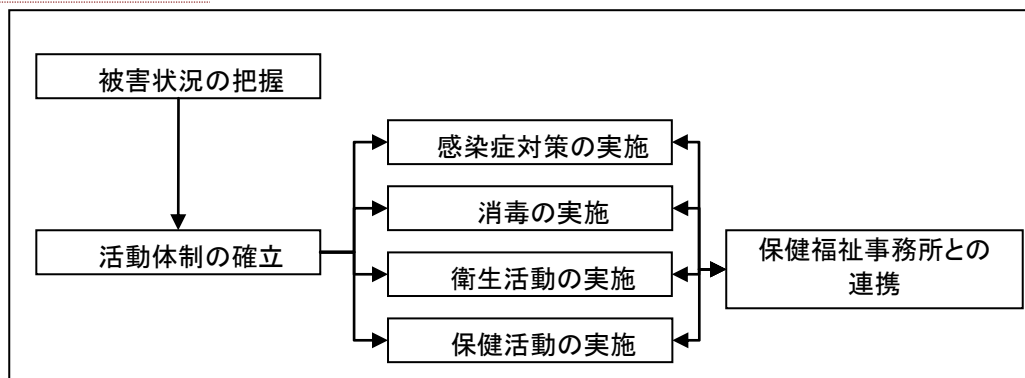
● 留意点

大規模災害にみまわれた被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、防疫および保健衛生活動を実施する。

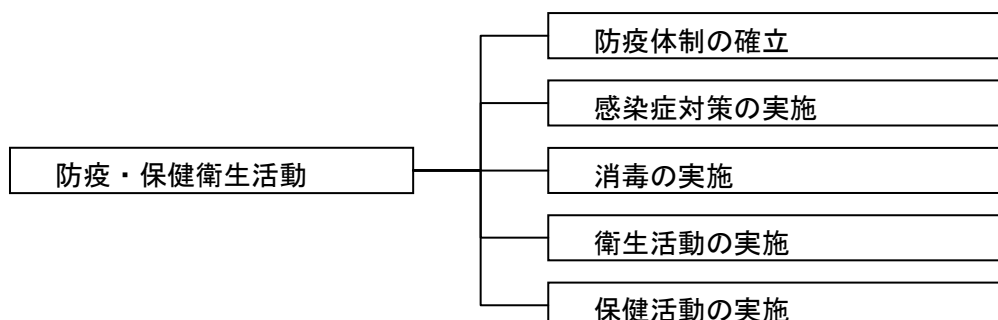
なお、防疫、保健衛生活動は、町単独では困難なため、相双保健福祉事務所等、関係機関の協力を受け適切に進める。

- ・被災地の状況を十分把握すること。
- ・相双保健福祉事務所との連携を図り活動を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 防疫体制の確立

衛生班は、相双保健福祉事務所と連携し、被災状況、感染症等の発生、発生が予想される被災地域等の状況を把握する。把握した状況に基づき対策方針を定め、消毒担当班を編成する等、防疫活動体制を確立する。被害状況により、実施が困難な場合、県内他保健福祉事務所等の応援を要請する。

防疫器具・薬品等については、保健班が町内業者から調達し、防疫器具・薬品等が不足する場合は、県に防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。

【資料 12-1】防疫用資機材

第2 感染症対策の実施

保健班は、相双保健福祉事務所と連携をとり、次の感染症対策を実施する。

■感染症対策

- ・検病調査を行い、感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努める。
- ・健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ・手指の消毒の指導、消毒液の配付等を行う。
- ・感染症発生箇所の消毒を実施する。
- ・防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め実施する。
- ・情報班と連携し、ビラの配付や広報車による広報を実施する。

【資料 12-3】感染症患者収用施設

第3 消毒の実施

衛生班は、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある地域の消毒を実施する。消毒の実施にあたっては、次の地域を優先的に行い、消毒方法については、法令の定めるところに従う。

■消毒を優先する地域

- ・下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ・避難所の便所、その他の不潔な場所
- ・浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- ・飲料水確保場所（鋼板プール、井戸、河川等）
- ・災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ・そ族、昆虫等の発生場所

【資料 12-1】防疫用資機材

【資料 12-2】感染症発生時の疾病別消毒法一覧

【様式 8-1】防疫活動状況報告書

【様式 8-2】災害防疫経費所要見込額調査

【様式 8-3】災害防疫業務完了報告書

第 4 衛生活動の実施

衛生班は、相双保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理ならびに消毒、手洗いの励行等の衛生指導を行う。

また、災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

保健班は、被災地、避難所において、食中毒防止のための食品衛生監視、給食施設の衛生活動等が必要な場合は、相双保健福祉事務所へその実施を要請する。

第 5 保健活動の実施

保健班は、相双保健福祉事務所と連携し、高齢者、乳幼児をはじめとする避難者の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病、人工透析等の人への治療の確保を目的とする健康診断を行うとともに、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談を実施する。

また、保健福祉事務所、栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導、食事に関する栄養相談を実施する。

第 18 節 廃棄物・障害物処理対策

【衛生班，建設班，双葉環境センター，南部衛生センター】

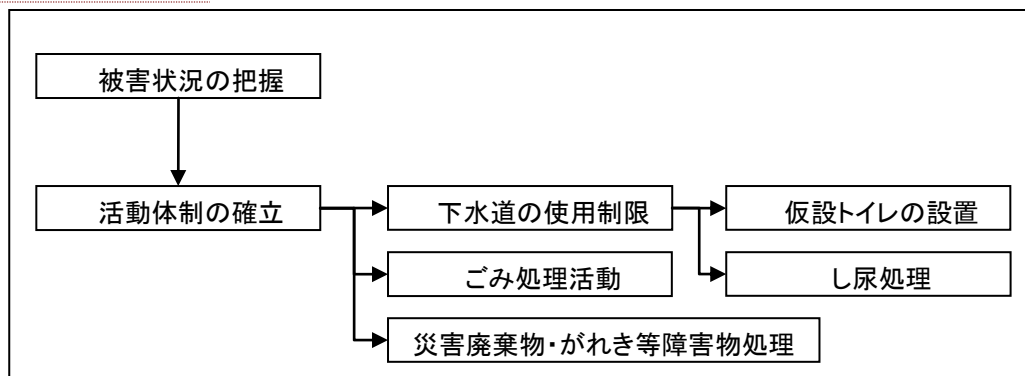
● 留意点

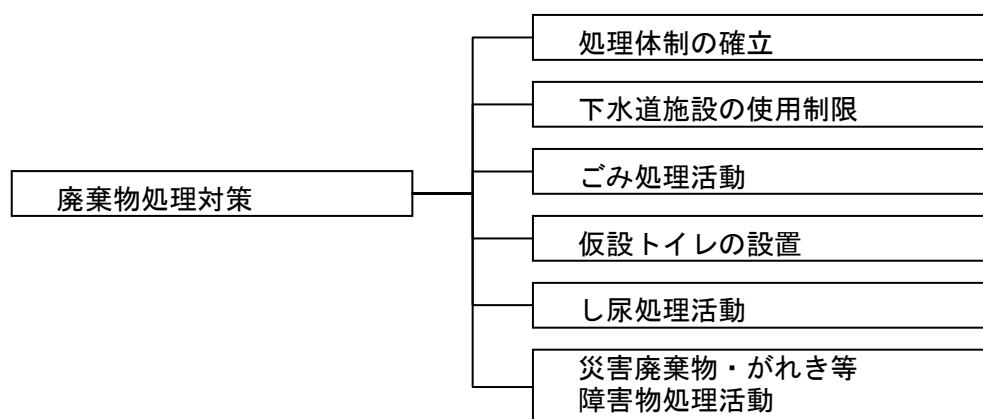
大規模な災害が発生した場合、生活ごみ等一般廃棄物に加え、家財等の廃棄、施設等の被災によるがれき等の発生により、ごみの処理量が増加することが予想される。また、下水道が使用不能となった場合、避難所等においてし尿処理が必要となる。そのため、状況に応じた災害時廃棄物処理計画及び災害時し尿処理計画を作成の上、関係機関、関連業者と連携し、ごみ処理、し尿処理を円滑に行う。

一方、災害により発生した住宅関連障害物、道路、河川障害物の除去については、状況に応じた災害時障害物処理計画を作成の上、関係機関、関連業者と連携し、障害物処理を円滑に行う。

- ・被害状況を勘案して生ごみ・粗大ごみ・がれき・し尿の発生量を把握すること。
- ・生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物の早期収集体制の確立を図ること。
- ・粗大ごみ、がれき等、障害物の一時集積場所を確保すること。
- ・生ごみを含む生活ごみ、し尿の収集処理は、委託業者との連携を図ること。
- ・住宅関連障害物の除去体制の確立を図ること。
- ・道路・河川の機能を回復するため、障害物の除去体制の確立を図ること。
- ・必要に応じて、関係機関に応援を要請すること。

● 活動の流れ





第1 処理体制の確立

生活ごみ、し尿処理は衛生班、下水道対策、仮設トイレ設置、災害廃棄物・がれき等障害物処理は建設班が担当する。

各班は、町内の被害状況からごみ等の発生量を予測するとともに、必要を処理施設、委託業者等の被害状況を調査し、処理能力把握を把握する。それらの状況をふまえて、処理計画を作成する。

第2 下水道施設の使用制限

下水道管渠の破損、処理場施設の機能停止等により、下水道の使用を制限する必要がある場合、建設班は、情報班と連携し、広報車による広報およびビラによる住民への周知を行う。

第3 ごみ処理活動

衛生班は、状況に応じた災害時廃棄物処理計画を作成の上、委託業者と連携し、次の要領に基づき、ごみ収集・処理活動を実施する。

■ ごみの収集要領

- ・ 委託業者の被災状況を確認し、収集搬送の可能能力について把握する。
- ・ 防疫上から、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物を優先的に収集する。
- ・ 自主防災組織に通常の集積場所が利用可能であるか、調査を依頼する。
- ・ 通常の集積場所が使用不能な場合は、通行に支障のない道路際または、搬出に便利な空地を選定し、選定したことを情報班と連携し広報する。
- ・ 発生するごみの量および業者の能力を勘案して、収集搬送が難しいと判断したときは、県対策本部に収集搬送の応援を要請する。

■ごみの処理要領

- ・ごみ処理場についての被害状況およびごみ処理能力について把握する。
- ・処理が難しいと判断した場合、公用地で搬入可能な場所、ならび住民生活の支障のない場所に一時集積を行う。ごみの一時集積場所を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- ・処理についての方法、場所について事前に近隣市町村との緊急時相互援助協定を締結するなどしておく。
- ・がれきの適正処理を図るため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。
- ・がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、その実態を把握するとともに、公害防止対策を実施する。
- ・大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することとも想定されるため、広域的処分対策について県災害対策本部と協議を行い、迅速な処理に努める。

【資料 14-2】一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

第4 仮設トイレの設置

建設班は、衛生班と連携し、仮設トイレを設置する。仮設トイレが不足した場合は、衛生班が、産業班、建設班と連携を図り事業者等から調達する。

仮設トイレを設置した場合、建設班は、場所、設置個数、1日当たりの総排出量、設置期間の見通しについて、本部班へ報告を行う。

第5 し尿処理活動

衛生班は、状況に応じた災害時し尿処理計画を作成の上、委託業者と連携し、次の要領に基づき、し尿の処理活動を実施する。

■し尿の処理要領

- ・委託業者の被災状況を確認し、処理の可能能力について把握する。
- ・し尿処理場についての被害状況およびし尿の処理能力について把握する。
- ・し尿処理場が使用できないときは、県災害対策本部と処理についての方法、場所についての協議を行う。
- ・仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量および業者の能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県災害対策本部に処理の応援を要請する。

【資料 14-3】 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第6 災害廃棄物・がれき等障害物処理活動

建設班は、住宅関連障害物、がれき、道路、河川障害物の除去について、状況に応じた災害時障害物処理計画を作成の上、町土木建設業者、県災害対策本部等の関係機関と連携を図り、次の要領に基づき、災害廃棄物・がれき等障害物処理活動を実施する。

■災害廃棄物の処理要領

- ・災害廃棄物・障害物の仮置場が使用できるか確認を行う。
- ・不可能な場合は、別の公用地で搬入ならびに住民生活に支障のない場所を選定する。
- ・決定した災害廃棄物・がれき等障害物の仮置場を本部班に報告する。
- ・災害廃棄物・がれき等障害物の処理、仮置場の搬入管理および災害廃棄物・がれき等障害物の管理を町土木建設業者に要請する。
- ・町土木建設業者で対応ができない場合は、県災害対策本部へ応援を要請する。
- ・適当な時期に最終処分場への搬出を行う。最終処分については、処理方法、処理場所等を必要に応じて、県災害対策本部と協議する。

【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

【資料 14-1】 廃棄物・がれき等障害物の集積場所

第 19 節 遺体の搜索・収容・火葬等

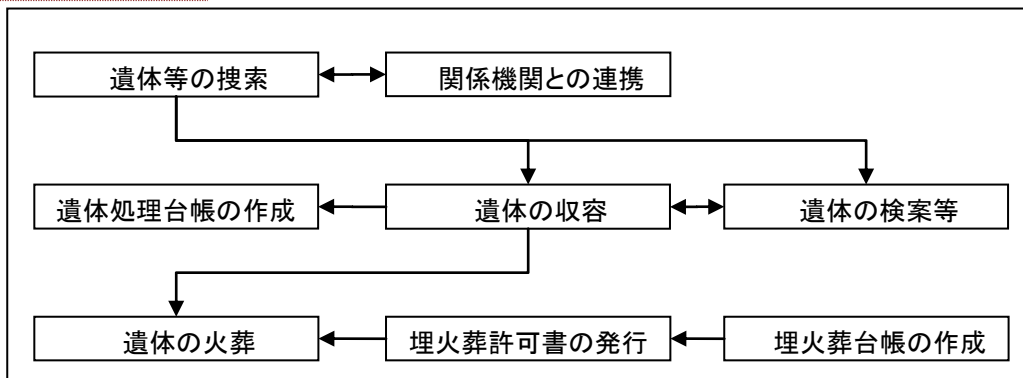
【住民班・双葉警察署・消防本部・消防団・自主防災組織】

● 留意点

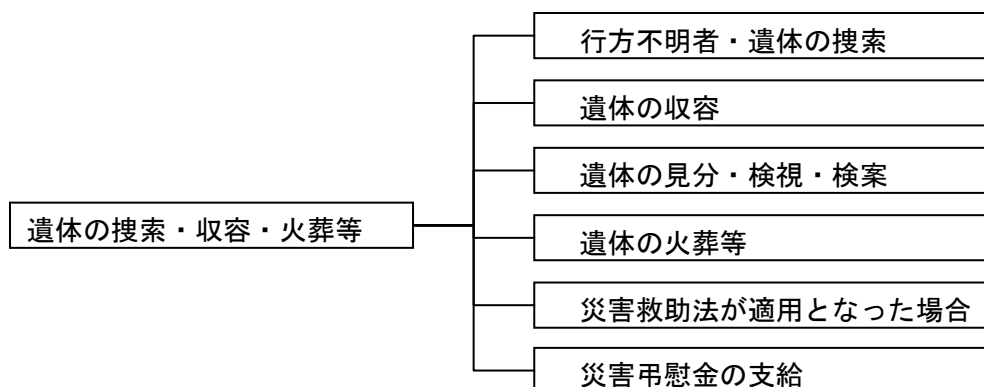
人身の安定を図るため、災害によって死亡したと推定される者の搜索および収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬を行う。

- ・警察、消防等と連携し遺体の搜索・収容・火葬を円滑に行うこと。
- ・遺体収容・安置所を早急に設置すること。
- ・納棺用品、安置所、火葬場の確保を迅速に行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 行方不明者・遺体の搜索

住民班は、行方不明搜索の届出を受理し、安否に関する対応を行う。

また、行方不明搜索届出受理者、行方不明者および死亡していると推定される者の搜索を警察署、消防団、消防本部、自衛隊等の関係機関および自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行う。

第2 遺体の収容

町は、公共施設、寺院等の適当な場所に遺体収容・安置所を設置し、搜索により発見した遺体の収容、見分・検視・検案を終えた遺体を安置する。

住民班は、収容された遺体を遺体処理台帳により整理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

収容において、気温の高い時期、長時間の保存が必要なときは、ドライアイスの確保を行う。

【様式 7-1】遺体処理台帳

第3 遺体の見分・検視・検案

警察は、遺体の見分・検視を行い、監察医、警察協力医、医療救護班または応援協力により出動した医師は、遺体の検案を行う。町は、検案の終了した遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

第4 遺体の火葬等

遺体の火葬は、原則として遺族が行うが、遺族が火葬を行うことが困難な場合および死亡した者に遺族がいない場合には、町が実施する。

■遺体の火葬要領

- ・住民班は、埋・火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成し、遺体を管理する。
- ・住民班は、民間葬祭業者等へ依頼し、霊柩車等の確保、遺体の火葬場へ搬送を行う。
- ・多数の死者発生により、町が日常使用している火葬場の能力を越えたときには、広域火葬応援体制に基づき、地域外の火葬場へ搬送する。
- ・遺留品は包装し、氏名札、遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。
- ・家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨および遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

【資料 13-1】 遺体の火葬場所

【資料 13-2】 遺体の埋葬・焼骨の埋蔵場所

【様式 7-2】 埋葬台帳

第 5 災害救助法が適用された場合

行方不明者・遺体の搜索費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費および燃料費の実費とする。期間については、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

遺体の処理費用は、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置、一時保存、検案のための費用に係る費用とする。期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

遺体の火葬期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第 6 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第 3 条第 1 項に該当する場合に、檜葉町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

■対象災害

- ・住家が 5 世帯以上滅失した災害
- ・県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害

■支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

【資料 19-2】 檜葉町災害弔慰金の支給等に関する条例

第 20 節 ライフライン施設の応急復旧

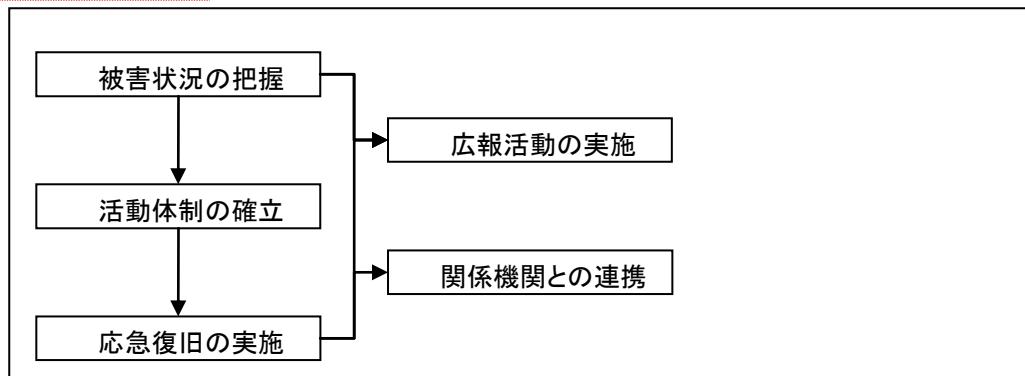
【双葉地方水道企業団，東北電力㈱，東京電力㈱，福島県エルピーガス協会・東日本電信電話(株)，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)，(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ，KDDI(株)】

● 留意点

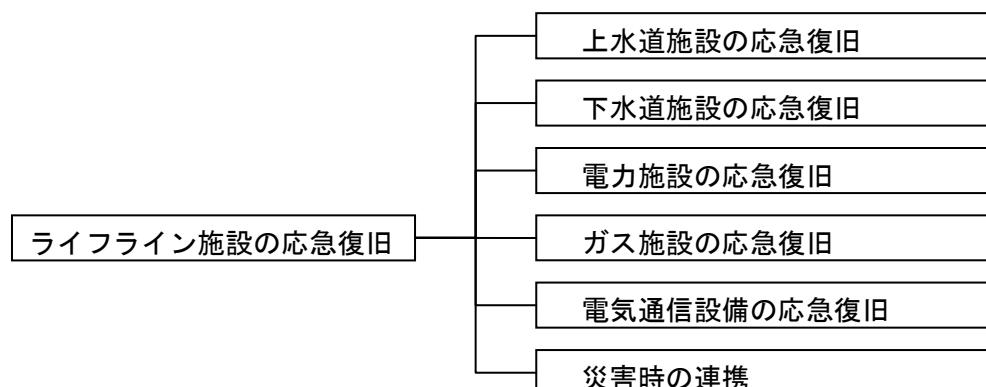
災害時において、上・下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関と連携を図り、優先復旧をふまえた速やかな応急復旧を実施する。

- ・ 優先順位をふまえた復旧活動を行うこと。
- ・ ライフラインに関する被害情報、復旧情報の広報を関係機関に依頼し、ライフラインに関する町への問い合わせを極力減らすこと。
- ・ 関係機関と連携を図り、被害情報、復旧情報の一元化に努めること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 上水道施設の応急復旧

上水道施設に被害が生じた場合、双葉地方水道企業団、衛生班は、被害施設の復旧および順位計画を作成する。

被害が大きく、双葉地方水道企業団において対応できない場合は、県災害対策本部を通じて広域応援要請を行う。復旧にあたっては、配水場・給水拠点までの配水管、病院、学校、応急対策のうえで重要な施設等、優先順位をふまえて作業を実施する。

【資料 9-1】 双葉地方水道企業団連絡先

【資料 9-3】 指定給水装置工事事業者

第2 下水道施設の応急復旧

下水道管渠の被害が発生した場合、建設班は、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。復旧にあたっては、重要な施設・本管、病院、学校、応急対策のうえで重要な施設等、優先順位をふまえて作業を実施する。

第3 電力施設の応急復旧

東北電力(株)、東京電力(株)は、電力施設に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、火災、感電事故の防止に努める。

災害時において、原則として、送電は維持するが、円滑な防災活動を行うため、警察、消防機関等から、送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

復旧にあたっては、被害の状況、難易度、復旧効果の高さ、災害対策における重要性、病院等の優先性等をふまえ、計画的に復旧作業を行う。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

第4 ガス施設の応急復旧

(社)福島県エルピーガス協会は、災害が発生した場合、情報の収集・伝達ができる体制をとる。各事業者は、(社)福島県エルピーガス協会と連携し、火災等の事故防止に努めるとともに、各家庭等のガス設備の被害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、速やかに修理を実施する。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

第5 電気通信設備の応急復旧

東日本電信電話(株)福島支店は、災害が発生した場合、情報の収集・伝達ができる体制をとり、現状復旧までの間の維持に必要な応急復旧工事を行う。

また、通信施設に被害が生じた場合、または異常輻輳、通信途絶等の場合においても最小限の通信を確保するため、優先電話、特設公衆電話、災害用伝言ダイヤル等の応急措置を実施する。

【資料 17-1】関係機関連絡先

第6 災害時の連携

災害時は、電力・通信・ガス関係機関と連携を図り、お互いに情報を提供し、被害状況等の情報を共有する。

また、必要に応じて、電力・通信・ガス関係機関は、町災害対策本部に連絡員の派遣を行う。この際、連絡員は各社の災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等を携帯する。

【資料 17-1】関係機関連絡先

第 21 節 住宅対策

【建設班，税務班，住民班，生活班】

● 留意点

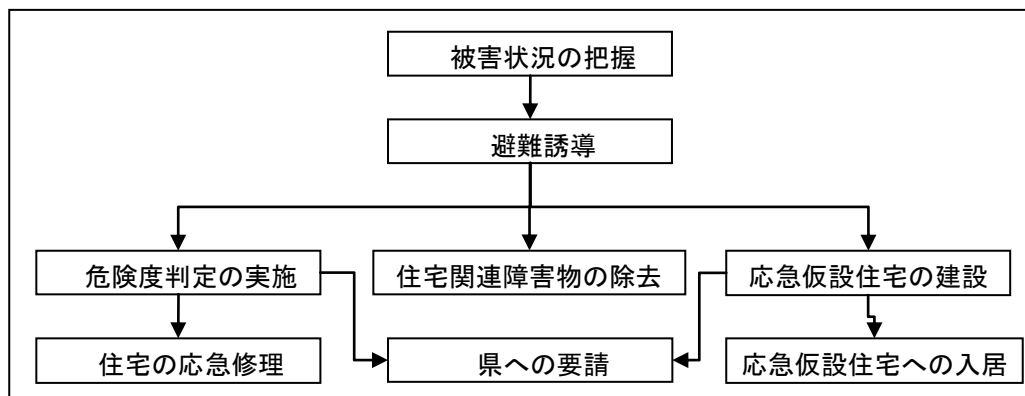
建築物に被害が生じた場合、余震等による建築物の倒壊、落下、転倒等による二次災害が発生する危険性がある。二次災害を防止するため、今後も建築物が使用可能かどうか判定する応急危険度判定を実施する。

また、住宅被害を受けかつ自らの資力では、修理および住宅を得ることができない者に対して、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設を行う。

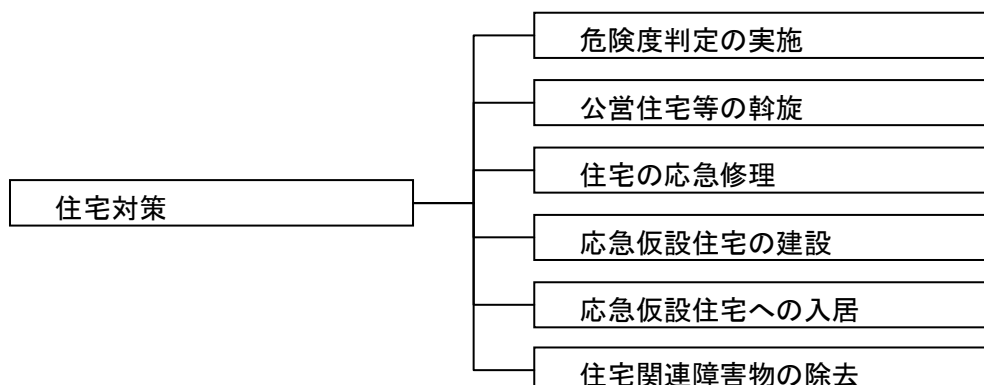
一方、災害により、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害が及び、個人での除去が不可能なとき、災害時障害物処理計画（第 18 節参照）により、除去を実施する。

- ・ 迅速に応急危険度判定を行える体制を整えること。
- ・ 迅速に住宅の応急修理を実施すること。
- ・ 迅速に応急仮設住宅を建設すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 危険度判定の実施

建設班は、災害対策本部を通じて、応急危険度判定士の派遣要請を県に行う。

応急危険度判定は、防災基幹施設、避難所、公共施設等を優先して実施する。建設班は、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保に努めるとともに、宅地および建築物の位置、判定士への活動範囲の伝達等を的確に行う。

また、町は災害により住宅被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と連携して避難所等に臨時災害相談所を設け、応急金融対策を含む相談活動を実施するものとする。なお、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

第2 公営住宅等のあっせん

大規模な災害により、避難生活が長期化する場合、町は、空いている町営住宅、県営住宅、周辺市町村等の公営住宅をあっせんする。また、必要に応じて、民間アパート等の賃貸住宅、企業社宅等の空き家を所有者、管理者と協議のうえ確保し、あっせんする。あっせんにあたっては、高齢者、障害者等を優先する。

町営住宅については財産管理班、その他のあっせんについては住民班が担当する。

第3 住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、県知事が権限を委任した場合は町が実施し、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。

町が実施する場合は、建設班が、建設業協会、土木建設業者、その他事業者等と連携し、資機材の調達、住宅の応急修理を行う。

■応急修理の実施要領

対象者	・住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない者 ・自らの資力で、応急修理ができない者
応急修理の戸数	災害救助法の基準により、被災世帯数（半壊および半焼）の3割以内とする。（ただし、災害の状況、規模により町長がこの数を越えて実施する必要があると判断したときは、市町村間で戸数の融通を図るか、もしくは、福島県知事を経由して厚生労働大臣の承認を得ることにより、基準を越えて実施することができる。）
応急修理の実施範囲	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。
費用	修理に要する費用は、災害救助法および関係法令の定めるところによる。
期間	原則として災害の日から、1か月以内に完了する。

- 【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者
- 【様式 9-3】 住宅の応急修理該当者調
- 【様式 10-1】 障害物除去該当者調
- 【様式 10-2】 障害物除去該当者選考調書
- 【様式 10-3】 障害物除去の状況

第 4 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。

町が実施する場合は、建設班が、建設業協会、土木建設業者、その他事業者等と連携し、資機材の調達、応急仮設住宅の建設を行う。

なお、近年の大規模な災害では、民間賃貸住宅を借り上げて、応急仮設住宅の一環として使用することがある。

■ 応急仮設住宅の建設要領

応急仮設住宅の戸数	原則として、設置個数は県知事が定める。町長は、町内の住家の全壊・全焼・流出世帯数を、県知事に報告する。
建設規模・構造	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 ㎡（9 坪）とする。 構造は、平屋または 2 階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとする。 高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの仕様とする。
費用	工事費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
建設場所	建設場所は、要配慮者に配慮した場所および飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育施設等を考慮のうえ、町長が災害時の状況により選定する。
着工・完成の時期	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設する。 大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。
供与期間	完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

- 【資料 11-10】 檜葉町内土木建設業者

第 5 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅へ入居できる者は、地震災害等により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

入居の選定については、県が行うものとし、これに町が協力を行う。町に事務委託された場合、住民班は、次の選考の留意点をもとに選定する。選定が行われた際には、応急仮設住宅台帳に記入し、入居者の把握等の整理を行うこと。

■入居対象者

- ・住家が全壊、全焼または流出した者
- ・居住する住家がない者
- ・生活保護法の被保護者もしくは要保護者
- ・特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、心身に障害を有する者等

■選考の留意点

- ・高齢者、傷病者、身体障害者等の要配慮者を優先的に選定する。
- ・多地域に仮設住宅を建築する場合、要配慮者を孤立化させない選定を行う。
- ・従前の居住地および自治組織に考慮した選定を行う。

【様式 9-1】 応急仮設住宅入居該当調

【様式 9-2】 応急仮設住宅該当対象者選定調書

第 6 住宅関連障害物の除去

災害により、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害が及び、個人での除去が不可能なときで、次のいずれかに該当するものについては、町が状況に応じた災害時障害物処理計画（第 18 節参照）を作成し、除去を実施する。

第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。労力又は機械力が相当不足する場合は、（社）福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

■該当要件

- ・住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ・緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ・その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第 7 災害救助法を適用した場合

除去の方法は、作業員あるいは技術者を動員して行うものとし、除去戸数は半壊、床上浸水家屋の 15%以内とする。費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとし、実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

第 22 節 文教保育対策

【教育班，保育班，学校・幼稚園，保育園等】

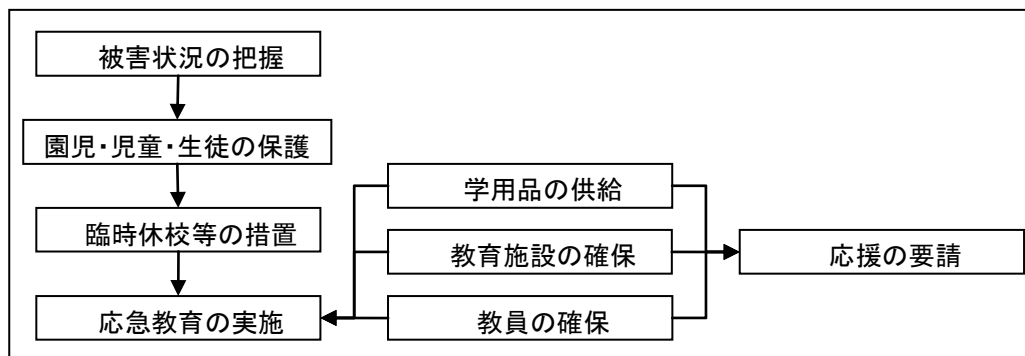
● 留意点

災害が発生した場合、学校長・園長は、園児・児童・生徒の保護に努めるとともに、被害状況を把握し、適切な対応を図る。

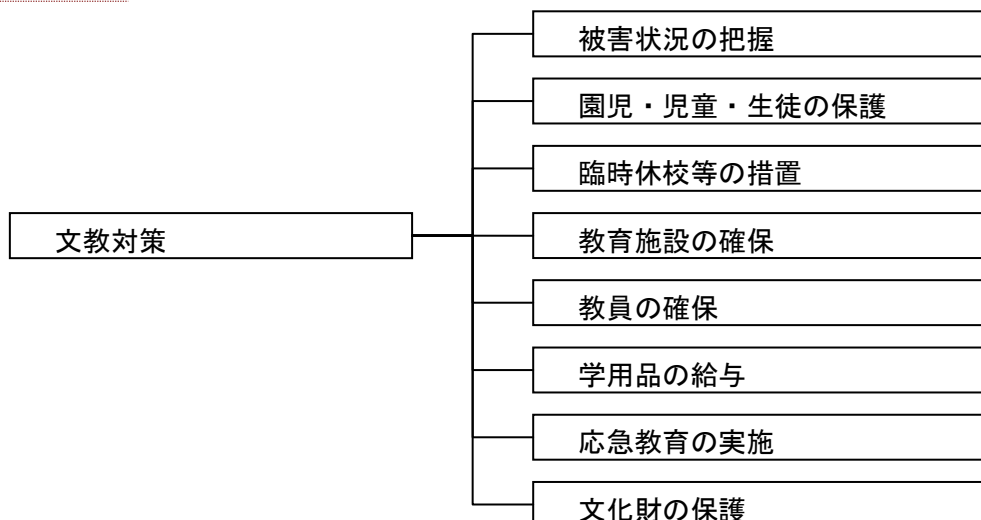
また、教育施設に被害を受け、通常の実施を行うことができない場合、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- ・園児・児童・生徒の安全を第一とすること。
- ・できるだけ早期の教育再開に努めること。
- ・教育施設が避難所となった場合、避難者と教育関係者、町災害対策本部との間で十分に協議しルールを確立すること。
- ・被災後の園児・児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応につとめること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況の把握

教育班は、学校長・園長を通じて、速やかに園児・児童・生徒、教職員、施設等の被害状況を把握し、町災害対策本部に報告する。夜間、休日において大規模な災害が発生した場合、教員は、各所属する学校に参集し、施設等の被害状況、園児・児童・生徒の安否確認等を行い、被害状況の把握に努める。

第2 園児・児童・生徒の保護

園児・児童・生徒等が校内・園内にいるときに災害が発生した場合、学校長・園長・教職員は、園児・児童・生徒等の安全な避難・誘導および救護を実施する。学校長・園長は、被害の状況により、校内・園内において保護するか、帰宅の措置をとるか判断する。帰宅とした場合は、集団下校等の安全対策を行い、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち、引渡しまたは帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

第3 臨時休校等の措置

学校長・園長は、施設の被害状況、または園児・児童・生徒、教員の被災の程度等により臨時休校・休園の措置をとる。学校長・園長は、臨時休校・休園の措置をとった場合は、保護者に確実に周知する。

第4 教育施設の確保

教育班は、園・学校施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

■施設の効率的な利用

被害の程度	教育施設の確保の方法
校舎の一部が使用不能	・ 特別教室、屋内体育館等を使用 ・ 二部授業の実施 ・ 施設の修理
校舎の全部に被害	・ 公民館、体育館等の公共施設の活用 ・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置 ・ 周辺の学校への協力要請
特定の地域全体に被害	・ 公民館、体育館等の公共施設の活用 ・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置 ・ 周辺の学校への協力要請
県内全域に大きな被害	・ 公民館、体育館等の公共施設の活用 ・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置 ・ 避難先の最寄の学校 ・ 避難先の公民館等の施設を活用

第5 教員の確保

教育班は、教員の被害状況を確認し、教員が不足する場合は、町内の学校内で調整し、なお不足する場合は、県教育委員会に教員の応援要請を行う。

第6 学用品の給与

教育班は、学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童、生徒数および応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

教科書については、教科書取次店、教科書供給所から調達し、学用品については、町内業者から調達する。

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等の調達を行うが、同法が適用されない場合にも、災害の規模、範囲および程度により、同法の基準に準じた支給ができるようにする。

■学用品の給与

給与対象者	災害によって住家に被害を受け、学用品をそう失またはき損し、就学に支障をきたしている小学校児童および中学校生徒
支給品目	・教科書および教科書以外の教材で必要と認めるもの ・文房具および通学用品
給与方法	教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成し、学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

【様式 11-1】学用品購入（配分）計画表

【様式 11-2】被災教科書一覧表

【様式 11-3】教科書購入（配分）計画表

第7 応急教育の実施

災害の発生により、施設が一部使用不能な場合、教員が確保できない場合においても、休校等の措置を極力避ける。そのため、二部授業、圧縮学級の編成等の措置を導入し、応急教育を実施する。また、臨時休校・休園とした場合、教育環境の悪化により教育効果が著しく低下した場合は、補修授業、夏休みの振替授業等により授業時間を確保する。

【資料 19-4】教育、学校関係支援

第8 文化財の保護

災害が発生した場合、教育班は、被害の状況、文化財の状況等により、移動、転倒防止等の措置を行い、文化財の保護に努める。また、国・県の指定文化財については、管理者に報告し、指示に従い応急対策を行う。

【資料 15-1】指定文化財

第23節 要配慮者対策

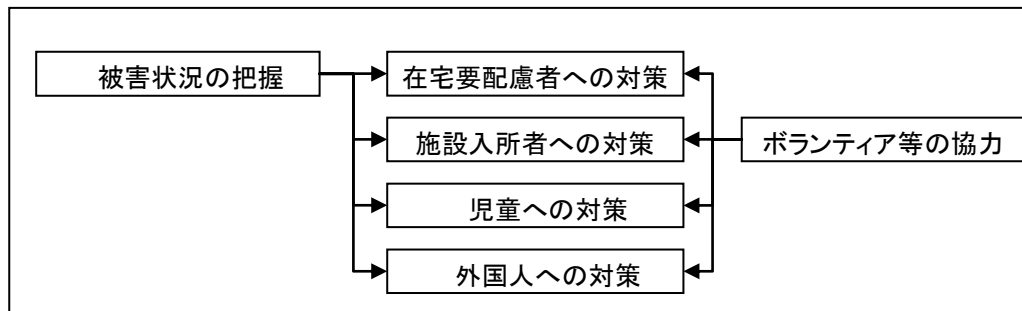
【住民班，社会福祉協議会，施設管理者】

● 留意点

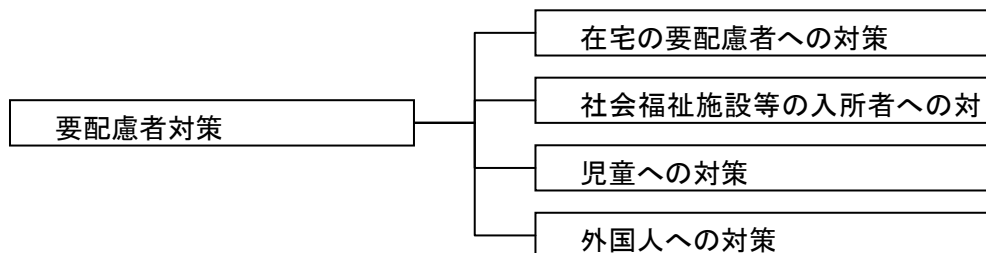
大規模な災害が発生した場合、心身に障害を有する者、一人暮らしの要配慮者、高齢者、乳幼児および一般の旅行者、外国人等の要配慮者は、災害に関する情報の受理、認識、避難行動において、困難に直面する可能性が高いため、社会福祉協議会、各種福祉団体、自主防災組織等と協力し要配慮者の安全を図る。

- ・ 要配慮者への対応は要配慮者の状況を十分配慮すること。
- ・ 社会福祉協議会、自主防災組織等と連携を図ること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 在宅の要配慮者への対策

住民班は、社会福祉協議会、ホームヘルパー、自主防災組織、地域住民、ボランティア等と連携し、寝たきりの高齢者、障害者の安否を確認し、必要に応じて、避難所、社会福祉施設等へ移送する。また、被災後のストレス等心理的な健康管理に留意する。

第2 社会福祉施設等の入所者への対策

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、施設の被害状況、入所者の状況を把握し、必要に応じて、入所者を避難させる。避難の必要がある場合は、町、社会福祉協議会、ホームヘルパー、自主防災組織、地域住民、ボランティア等に協力を要請し、安全に入所者を避難させる。また、被災後のストレス等心理的な健康管理に留意する。

第3 児童への対策

住民班は、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等と連携し、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握、外部からの問い合わせに対する情報提供、被災後のメンタルケア、援護に努める。

第4 外国人への対策

外国人は、言葉の問題から、円滑な避難、必要な情報の入手が困難と思われるため、住民班は、自主防災組織、語学ボランティア等と連携し、外国語による情報の提供に努める。

第 24 節 ボランティアとの連携

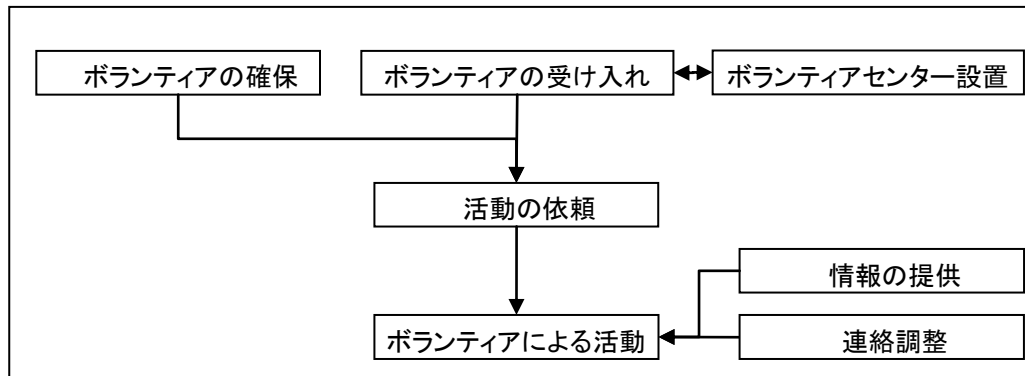
【住民班，生活班，保健班，社会福祉協議会】

● 留意点

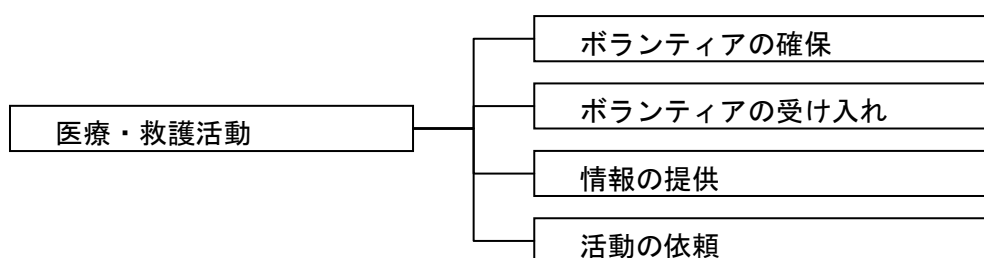
大規模な被害が発生した場合、防災関係機関のみでは、円滑な災害応急対策を実施することは困難である。そのため、各種ボランティアとの連携を図り、被災住民の救援、救護、各種支援を実施する。

- ・ 社会福祉協議会、県、関係機関と連携を図り、ボランティア活動を支援すること。
- ・ ボランティアコーディネーターを積極的に活用すること。
- ・ ボランティアに対し住民のニーズ等、的確な情報提供すること。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 ボランティアの確保

町は、災害応急対策を円滑に実施するうえで、人員に不足が生じた場合、社会福祉協議会、県、その他関係機関と連携して、ボランティアを確保する。ボランティアの確保にあたっては、どのようなボランティアが必要なのか明確にする。

また、ボランティアの活動を円滑にするため、ボランティアの適切な派遣を行うボランティアコーディネーターを確保する。

■ ボランティアの種類

- ・救出に係わる専門ボランティア
- ・医療に係わる専門ボランティア
- ・土木、建築に係わる専門ボランティア
- ・保健、福祉に係わる専門ボランティア
- ・通信に係わる専門ボランティア
- ・労力を提供する一般および企業ボランティア

■ ボランティアコーディネーターの活動内容

- ・宿泊場所のあっせん
- ・ボランティア保険の加入状況の把握
- ・行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）
- ・ボランティア活動に伴う材料費等負担についての協議
- ・ボランティア名簿の作成
- ・民間ボランティアセンターおよび県の受け入れ窓口との連絡調整

第2 ボランティアの受け入れ

日本赤十字社の奉仕団、医療関係者、建築技術者等の専門的なボランティアに関しては、組織的な活動が展開されるが、一般のボランティアについては、受け入れが必要となる。

住民班、社会福祉協議会は、ボランティアの窓口となるボランティアセンターを保健福祉会館に設置し、ボランティアを受け入れる。

県災害対策本部が県のボランティアの受け入れ窓口を開設した場合は、受け入れについて県災害対策本部との情報交換、連携に努める。

第3 情報の提供

住民班は、ボランティアセンター、ボランティアコーディネーター、ボランティアに対し、応急対策を実施するうえでのボランティアに対する要望、ボランティアが円滑の活動するための必要な情報の提供を行う。

第4 活動の依頼

原則として、ボランティアとは、自主的自発的に無報酬で、能力、労力を提供する個人もしくは団体である。しかし、円滑な応急対策を実施するためには、ボランティアに対し、活動の指示、依頼を行う必要がある。

そのため、ボランティアセンター、ボランティアコーディネーター、社会福祉協議会、県との連携を十分にとり、適切な指示・依頼を行う。

■ ボランティアの活動内容

- ・ 救出、救急医療活動
- ・ 建物の応急危険度判定活動
- ・ 清掃、障害物除去活動
- ・ 要配慮者に対する各種福祉サービス、心理相談等健康管理支援活動
- ・ 被災者に対する各種生活相談等生活支援活動
- ・ 避難所における運営援助活動
- ・ 外国人や障害者等の要配慮者に対する各種情報集約、提供活動

第 25 節 農業対策

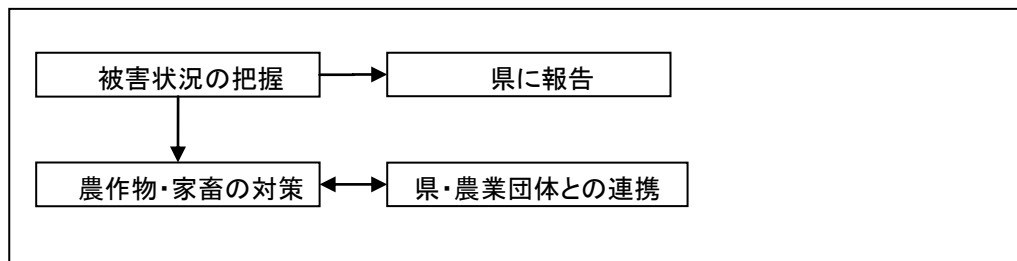
【産業班】

● 留意点

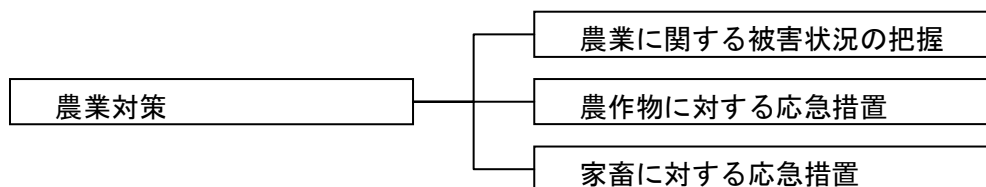
災害時における農地、農作物、農業用施設、家畜等の被害の防止、軽減を図るため、各種応急措置を実施する。

- ・農業に関する応急措置は、農業団体と連携して実施すること。
- ・被害の拡大、病気の発生防止に努めること。
- ・農業者の生活に十分留意した対応を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 農業に関する被害状況の把握

災害が発生した場合、産業班は、町内における農作物、家畜、農業用施設の被害について把握を行う。被害調査結果は、県に報告する。

第 2 農作物に対する応急措置

農作物について被害が発生した場合、産業班は、県の機関、農業協同組合等の農業団体と協力して、被害の実態に即した必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第 3 家畜に対する応急措置

家畜および畜舎が被災した場合、産業班は、県の機関、畜産関係団体等と協力し

て応急措置および防除指導を行い、被害の軽減を図る。

■家畜に対する応急措置

- ・被害畜舎の修理、復旧
- ・外傷、病傷家畜の治療と看護
- ・栄養回復のため飼料調達・給与
- ・家畜伝染病の予防
- ・死亡した家畜の早期処理
- ・畜舎内の清掃、消毒

第 26 節 災害救助法の運用等

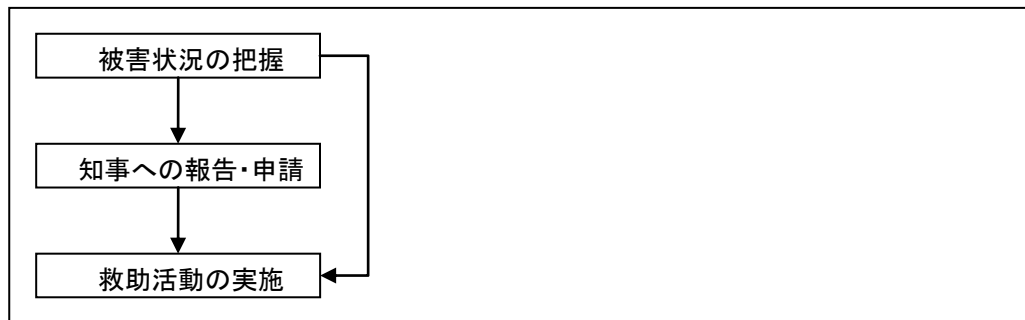
【本部長，副本部長，本部員，本部班，各班】

● 留意点

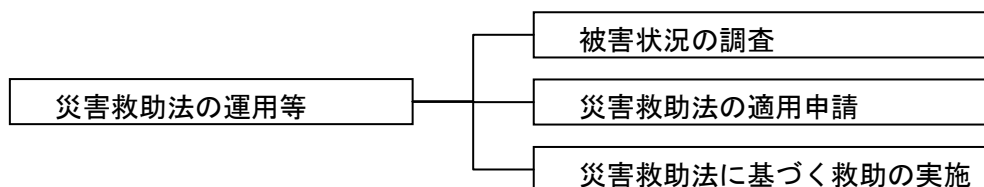
災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合、り災者の保護と社会秩序の維持を目的として、救助活動、食糧の供給等の応急的救助を国の委任を受け、県が実施する。迅速な対応を図るため、県知事は、一部の職権を町に委任することができるとしている。

- ・ 災害救助法適用の判断基準となる被害に関する情報を的確に収集する。
- ・ 災害救助法の申請を迅速かつ円滑に行う。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 被害状況の調査

税務班は、情報班と連携し、災害救助法適用の基準となる被災世帯数、住家被害状況等を調査する。

【資料 16-2】災害救助法適用基準

第 2 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用条件を満たすと判断された場合、または該当する見込みがある場合、町長は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行う。なお、災害救助法の申

請事務は、総務班が実施する。

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法の規定による救助に着手する。救助に着手した場合、その状況を県知事に報告し、その後の指揮を県知事より受ける。

【資料 16-2】 災害救助法適用基準

【資料 16-3】 災害状況認定基準

第3 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法に基づく救助の内容は次のとおりである。本部班は、災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を救助実施記録日計票を作成し、県に報告する。

■災害救助法に基づく救助の内容

実施責任者	知事（災害救助法が適用された場合）
救助の内容	1) 避難所の設置 2) 応急仮設住宅の供与 3) 炊き出しその他による食品の給与 4) 飲料水の供給 5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 6) 医療 7) 助産 8) 被災者の救出 9) 被災した住宅の応急修理 10) 生業に必要な資金の給与又は貸与 11) 学用品の給与 12) 埋葬 13) 死体の搜索 14) 死体の処理 15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 16) 応急救助のための輸送 17) 応急救助のための賃金職員等

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度・方法および期間

第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

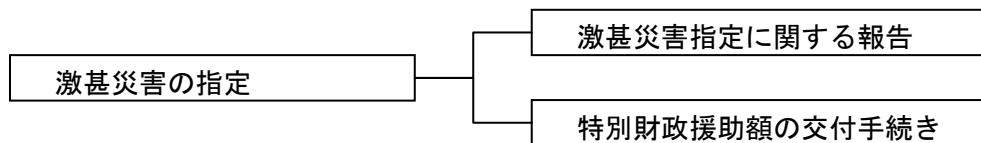
【本部班】

● 留意点

多大な被害をもたらす災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）、「激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準」（中央防災会議）に基づき、内閣総理大臣が激甚災害を指定される。指定された場合、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定し、これにより必要な財政援助措置がとられる。

- ・ 県と連携し、激甚災害指定に関する手続き等を円滑に進めること。
- ・ 激甚災害の指定後の特別財政援助額の交付手続きを円滑に進めること。

● 活動



第1 激甚災害指定に関する報告

激甚災害指定に関する内閣総理大臣への報告は、原則として県知事が実施する。町長は、町域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間行う。

第2 特別財政援助額の交付手続き

町長は、激甚災害の指定を受けた場合、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出する。

第2節 災害復興の基本方針の設定

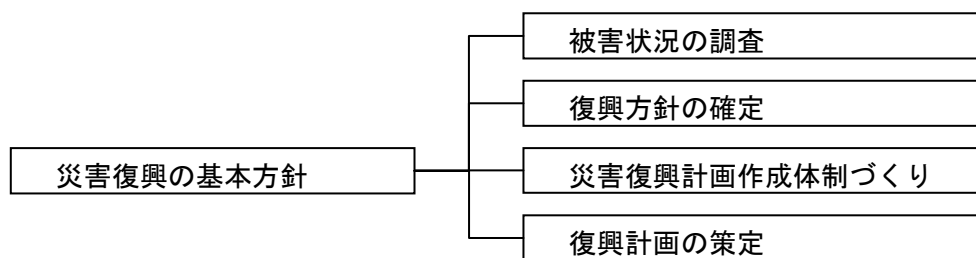
【本部班，全班】

● 留意点

大規模な災害により、町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、「災害に強いまちづくり」を基本とした計画的な改良を含む復旧・復興をめざし、復興計画を作成する。

- ・災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。
- ・公共施設の災害復旧事業計画を速やかに作成すること。
- ・被災の経験を教訓とし、「災害に強いまちづくり」を基本とした都市復興計画を策定すること。
- ・復興計画は、多くの権利関係が発生するため、住民、関係者との調整を十分図り作成すること。

● 活動



第1 被害状況の調査

町は、災害応急対策を講じた後に、被災状況を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

第2 復旧・復興方針の確定

町は、被害の状況を的確に判断し、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目指す。また、被災の経験を教訓とし、住民等の意見をふまえた「災害に強いまちづくり」を基本とした復興方針を確定する。

第3 災害復興計画作成体制づくり

大規模な復興事業を実施する場合、復興計画を作成する。作成にあたっては、住民、各部門の専門家、学識経験者などから専門チームを編成して実施する。

第4 復興計画の策定

復興計画は、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備えることを基本とし、今後の「町のあるべき姿」、「災害に強いまちづくり」を念頭において作成する。作成の過程においては、住民の意見を十分に反映し、住民の納得のいく計画とし、できるだけ早い計画の策定に努める。

第3節 公共施設の災害復旧

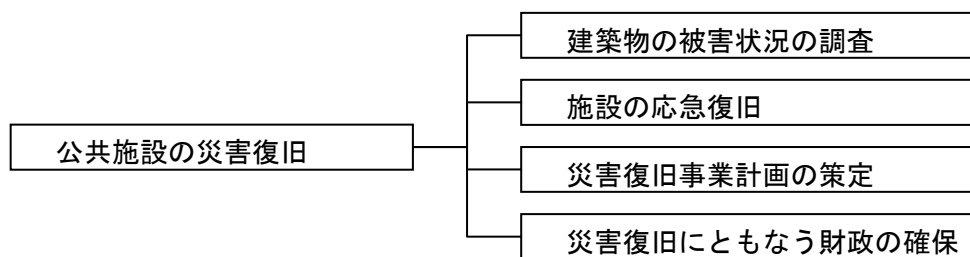
【建設班，全班】

● 留意点

公共施設は、住民の生活、社会活動において非常に重要である。災害復旧・復興時において、できる限り、民心の安定、経済、社会的活動の早急な回復を図るため、公共施設の災害復旧を迅速に実施する。

- ・ 関係機関と連携し早期の復旧に努めること。
- ・ 復旧は優先順位等をふまえ計画的に行うこと。

● 活動



第1 建築物の被害状況の調査

町は、公共施設の復旧を図るため、公共施設の被災状況を詳細に調査する。調査は、必要に応じて、建築士等の専門家に協力を依頼する。

第2 施設の応急復旧

災害により被災した公共施設は、原形復旧等の応急措置を実施し、必要に応じて、再災害の発生防止のため施設の新設、改良を行う。

第3 災害復旧事業計画の策定

円滑かつ計画的な復旧事業を実施するため、必要に応じて次の災害復旧事業計画を策定する。

第4 災害復旧に伴う財政の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

第4節 義援金品の受付・配分

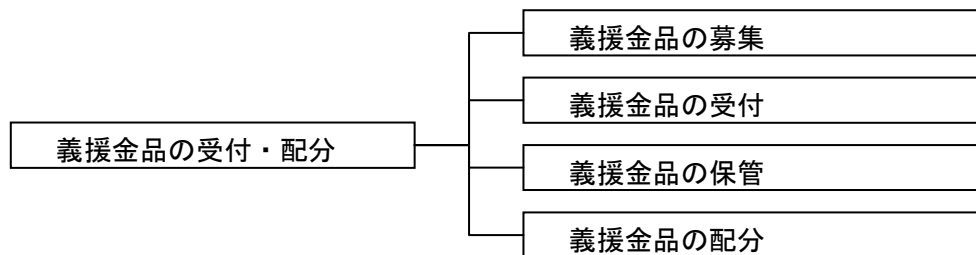
【住民班，産業班，税務班，財政・出納班】

● 留意点

大規模な被害が発生した場合、被災者の生活の安定を確保するため、救援物資、資金が必要となる。マスコミ等により、全国的に被害が報道された場合、全国からの多くの義援金品が送られてくることが予想される。これらの義援金品を円滑に配分する。

- ・必要としている義援品を的確に広報すること。
- ・雑多な義援品は事務量の増大を招くことを考慮すること。
- ・義援品の配布は自主防災組織、ボランティアとの協力を得て円滑に行うこと。
- ・義援金の管理、配布は、計画的に行うこと。

● 活動



第1 義援金品の募集

情報班は、被害の状況により、新聞、ラジオ、テレビ、立看板、ポスター、各種団体関係機関への呼びかけを通じ、義援金品の募集を行う。

義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、緊急食糧、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅れることなく広報等により募集を行う。

円滑な配布を行うため、一般住民からの援助については、義援金の協力を主とし、義援品については、品種・数量の適切な確保、集積・配分が容易な製造業者、流通業者等の企業から援助を主に募集を行う。

第2 義援金品の受付

檜葉町に寄託された義援金は、税務班、財政・出納班、義援物資については、産業班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

税務班、財政・出納班、産業班は、義援金品受領の際に寄託者またはその搬送者に対し義援金品領収書を発行する。

第3 義援金品の保管

義援金の保管については、金融機関の預金口座等に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援品の保管については、原則として、産業班で行い、災害の状況によっては、交通および連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

第4 義援金品の配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率ならびに配分方法を決定し、公平かつ円滑に行う。

義援品の配分については、産業班、住民班が公平かつ円滑に配分する。配分に際しては、配分世帯者、分配金額、分配物品等を配分簿に記入する。

第5節 生活支援等相談の実施

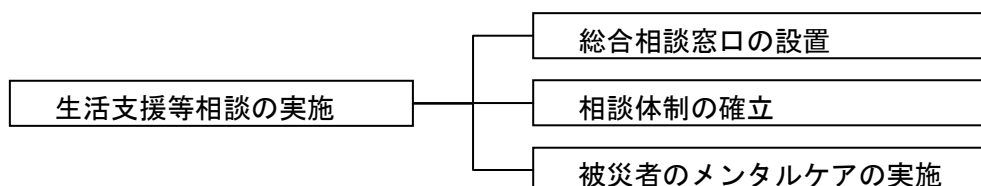
【全班，住民班，生活班，保健班】

● 留意点

大規模な災害が発生した場合、衣食住、ライフライン、生活、財政等に関する様々な問題が発生する。早期に相談窓口を設置し、被災地における町民の相談、要望、照会や各事務手続き等に対応する。

- ・各課、関係機関との連携を図ること。
- ・相談窓口において集中的な事務処理ができるような体制を整えること。
- ・被災者への町営住宅の一時使用について、速やかな対応ができるような体制を整えること。

● 活動



第1 相談窓口の設置

町民、被災者が種々の問題を相談できる相談窓口を設置する。設置場所は原則として町役場内とするが、町役場は災害対策本部等、応急対策の中心となることから、災害の規模、設置時期を十分配慮し決定する。

また、必要に応じて、各地域に相談所、自動車による巡回相談等を実施し、町民、被災者の不満、悩み、問題を解消する。

第2 相談体制の確立

町民、被災者からの要望に対し、的確に処理できる体制を確立する。また、相談内容が金銭、建築、権利関係等、専門的になることが予想されるため、国、県の担当部局と連携し、弁護士、会計士、建築士等の専門家の派遣を検討する。

第3 被災者のメンタルケアの実施

大規模な災害により、被害を受けた被災者の非常に不安定な精神状態を解消するため、専門機関と連携し、カウンセリングをはじめとするメンタルケアを実施する。

第6節 災害弔慰金・見舞金の支給

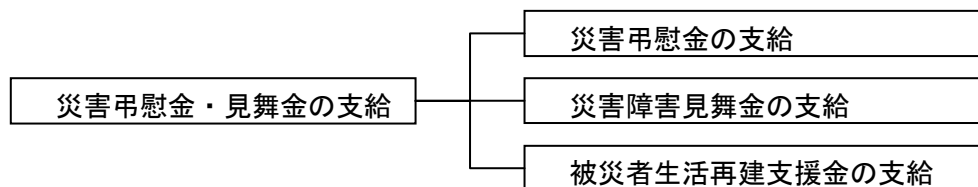
【住民班，財政・出納班】

● 留意点

災害により町民が死亡した場合、身体または精神に著しい障害を受けた場合、町は、条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 条例等に基づき円滑に支給すること。

● 活動



第1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金支給に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第2 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金支給に関する条例に基づき、地震等の災害により負傷し、または疾病にかかり、精神または身体に障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第3 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給を行う。町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第7節 町税の減免等

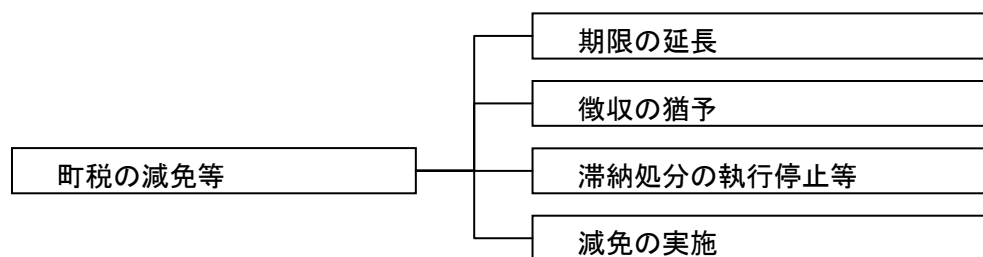
【税務班】

● 留意点

被災者に対し、地方税法および町条例により、租税等の徴収猶予および減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適時適切に講ずる。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 減免等については、被災者の状況を十分考慮して実施すること。

● 活動



第1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または町税を納付もしくは、納入できないと認めるときは、当該期限を延長する。

第2 徴収の猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時的に納付、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められたときは、さらに1年以内の延長を行う。

第3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等、被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および滞納金の減免等適切な措置を講じる。

第4 減免の実施

被害の状況等をふまえ、必要に応じて、町民税、固定資産税、国民健康保険税等の税の減免措置を実施する。

【資料 19-5】 その他の支援

第8節 災害復旧への資金支援

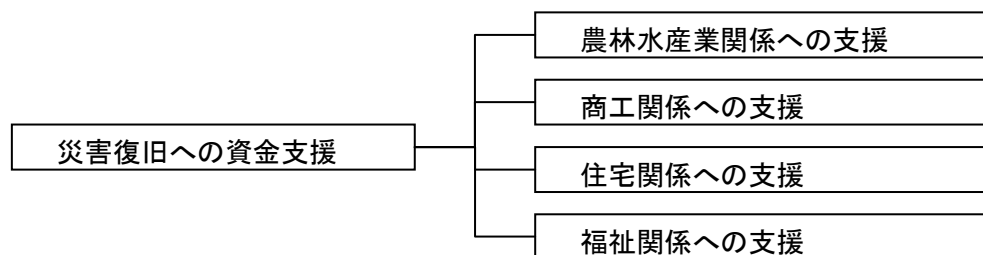
【全班，産業班，商工班，住民班，生活班】

● 留意点

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等についてあつせん指導を行う。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 民生の安定および社会経済活動の早期回復に努めること。

● 活動



第1 農林水産業関係への支援

天災により農作物等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子または低利で融資し、農林漁業者経営の安定を図る。

第2 商工関係への支援

天災による事業等に支障が生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

第3 住宅関係への支援

住宅金融公庫は、天災による住宅に被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金または補修資金の融資を行う。

【資料 19-3】 土木・住宅関係支援

第4 福祉関係への支援

災害救助法が適用されない場合において、災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、災

害援護資金を貸し付ける。

【資料 19-2】保健福祉関係支援

第9節 罹災証明書の交付

【住民班】

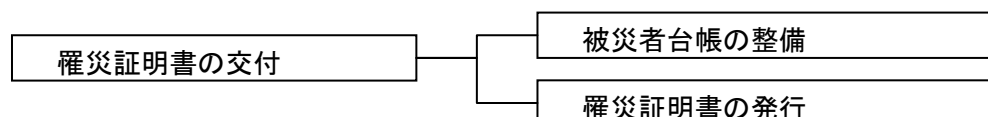
● 留意点

町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 効率よく迅速に交付手続きを行うこと。
- ・ 罹災証明の交付にあたっては、被災者の状況を十分考慮し実施すること。

● 活動



第1 被災者台帳の整備

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。台帳の作成は、住民班が税務班による被害状況の個別調査結果をもとに行う。

税務班による被害状況の個別調査前に、建物の撤去の必要が生じた場合は、被災の状態がわかる写真を撮り、この写真をもとに台帳を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所

- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市町村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第2 罹災証明書の発行

町長は、罹災者に対し、必要があると認めたときは、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。罹災証明書の発行事務は、住民班が行う。被災者台帳により確

認ができない場合は、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

【様式 12-1】罹災証明書

【様式 12-2】罹災証明申請書

第 3 編 震災対策計画

第 1 章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 市街地整備の推進

地盤災害の予防対策の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第1節市街地整備の推進」に準じて行う。

第2節 地盤災害の予防対策の推進

地盤災害の予防対策の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第2節地盤災害の予防対策の推進」に準じて行う。

■二次災害予防対策

- ・余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し、点検する体制の整備を図る。
- ・危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制等についてもあらかじめ検討しておく。

第3節 道路・鉄道の安全性の向上

道路・鉄道の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第3節道路・鉄道の安全性の向上」に準じて行う。

第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上

河川・海岸施設等の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1部災害予防計画 第2章災害に強いまちづくり 第4節河川・海岸施設等の安全性の向上」に準じて行う。

■ため池施設災害対策

- ・老朽化したため池は、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合、下流域に二次災害を発生させるおそれがあるため、土地改良事業長期計画により、緊急性の高いものから順次整備を進める。

第5節 ライフライン施設の安全対策の推進

ライフライン施設の安全対策の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第5節ライフライン施設の安全対策の推進」に準じて行う。

第6節 危険物施設の安全対策の向上

危険物施設の安全対策の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第6節危険物施設の安全対策の向上」に準じて行う。

第7節 建築物等の安全性の向上

建築物等の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第7節建築物等の安全性の向上」に準じて行う。

第8節 津波対策の強化

【環境防災課、消防団】

第1 施設の安全性の強化（環境防災課）

津波による被害の軽減を図るため、浸水の危険性を十分考慮したうえで、施設管理者と連携し、公共施設、避難場所等の施設の安全性の強化に努める。なお、避難場所等は次の点を検討し、指定又は設定する。

■避難場所指定における留意点

避難場所の安全性の確保	・避難対象地域から外れていること。 ・原則としてオープンスペースとするが、耐震性が確保されている建物（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物）を指定すること。 ・周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険個所がないこと。
避難場所の機能性の確保	・避難者一人当たりのスペースが十分確保されていること。 ・夜間照明や情報機器（戸別受信機、テレビ・ラジオ等）等を備え付けていること。 ・避難場所表示があり、入口等が明確であること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲料や食糧等の備蓄や、冬期間での発生を踏まえ、暖房器具などが備えられていることが望ましい。 |
|--|---|

第2 情報伝達体制の強化（環境防災課）

津波注意報、津波警報の発表、沿岸の異常の発見等、津波の危険性がある場合、住民、観光客等の外来者、関係機関等に円滑に情報の伝達が行えるよう、情報伝達体制の強化に努める。具体的には次のとおりとする。

■津波情報伝達体制の整備

○防災行政無線通信施設の充実強化

町は、津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等の整備はもとより、海岸線の防災行政無線通信施設（同報系）を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努める。

○沿岸部の津波情報伝達体制の確立

町は、県（生活環境部）福島地方気象台等からの、津波予報、津波情報を授受したときは、避難勧告、指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手段、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領）について、あらかじめ定めておく。

また、消防機関及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波情報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。なお、気象庁が整備した気象衛星「ひまわり」を用いた緊急情報衛星システムにより地震・津波情報を受信することが可能となっており、地震・津波情報のいち早い取得に努める必要がある。

第3 監視警戒体制の強化（消防団）

津波注意報、津波警報の発表、沿岸の異常の発見等、津波の危険性がある場合、円滑に監視警戒が行えるよう、担当者、担当地区等を明確にし、監視警戒体制の強化に努める。

第4 津波危険性の周知（環境防災課）

防災アセスメントをはじめとする津波の危険性に関する情報の把握に努めるとともに、これらの情報を住民へ周知し、津波に対する意識の啓発に努める。また、浸水予測図を作成し、浸水危険区域を把握し、地域の特性に配慮した避難場所、避難路の整備を図る。これらの結果をふまえ、ハザードマップを作成し、より確実な予

防計画、応急対策計画、避難計画の作成を図るとともに、住民へ周知徹底することにより被害の軽減に努める。

第5 津波対策連絡会への参画（環境防災課）

県主催の津波対策連絡会に参画し、県、沿岸他市町、消防関係機関と連携し、津波注意報・警報発令時の警戒体制、住民への伝達体制、住民の避難、被害時の応急対策、住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法、沿岸地域の危険性の把握等の情報交換、調査及び検討に努める。

第9節 活動体制の強化

活動体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第10節 広域応援体制の強化

広域応援体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第9節広域応援体制の充実」に準じて行う。

第11節 情報収集・連絡体制の強化

情報収集・連絡体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第12節 救助・救出体制の充実

救助・救出体制の充実は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第11節救助・救出体制の充実」に準じて行う。

第 13 節 出火防止・消防体制の強化

避難・誘導体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 12 節避難・誘導体制の強化」に準じて行う。

■出火防止・消防体制の強化

○要配慮者に対する出火防止体制の強化

被災の危険性が高い寝たきり、一人暮らしの高齢者、障がい者のいる家庭について、町は、消防機関と連携して、優先的に住宅防火診断等の実施をする。

○消防体制の広域応援体制づくり

福島県地震・津波被害想定調査によれば、福島県沖地震発生時には、沿岸市町において、広域的に火災が発生する見込であるため、被害の及ばない市町村との消防相互応援協定の締結を促進するとともに、隣接市町村との既存の消防相互応援協定を随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第 14 節 避難・誘導体制の強化

避難・誘導体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 13 節避難・誘導体制の強化」に準じて行う。

■避難・誘導体制の強化

○「檜葉町津波避難計画」の策定

住民等が円滑に避難できるよう、避難対象地域、避難場所、避難路等の指定、避難勧告・指示のための情報収集・伝達等の基本的事項を定めた「檜葉町津波避難計画」を策定する。また、実効性のある計画とするため、「地域ごとの津波避難計画」との整合性を図り、随時見直しを行う。

○「地域ごとの津波避難計画」の作成

「檜葉町津波避難計画」の策定とともに、避難をより具体的かつ実行可能とするために、「地域ごとの津波避難計画」を作成する。

町では、これまで各津波危険地域の町民が参加したワークショップにより、津波ハザードマップを作成、配布している。今後、帰町、復旧・復興に伴う大きな土地利用の変化等も予想されるため、随時見直しを行うこととする。

第 15 節 医療救護体制の強化

医療救護体制の整備は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 14 節医療・救護体制の強化」に準じて行う。

第 16 節 給水体制の強化

給水体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 15 節給水体制の強化」に準じて行う。

第 17 節 食糧・生活物資供給体制の強化

食糧・生活物資供給体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 16 節食糧・生活物資供給体制の強化」に準じて行う。

第 18 節 緊急輸送体制の強化

緊急輸送体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 17 節緊急輸送体制の強化」に準じて行う。

第 19 節 防疫・保健衛生体制の強化

防疫・保健衛生体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 18 節防疫・保健衛生体制の強化」に準じて行う。

第 20 節 廃棄物処理体制の強化

廃棄物処理体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 19 節廃棄物処理体制の強化」に準じて行う。

■廃棄物処理体制の強化

○地震災害によるがれきの処理体制の強化

地震災害は、広い範囲にわたり住宅、施設等に影響を及ぼし、倒壊等によりがれきが発生するが、町はがれき処理について、一時集積所、収集方法などを、関係機関、関連業者と連携し、円滑に行う体制を整備する。

第 21 節 文教対策の強化

文教対策の充実は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 20 節文教対策の強化」に準じて行う。

第 22 節 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 21 節自主防災体制の強化」に準じて行う。

■自主防災体制の強化

○「地域ごとの津波避難計画」の作成の促進

津波が発生した場合に住民等が安全に避難するための「地域ごとの津波避難計画」作成は、地域の詳しい事情や地理を最もよく知っている地域住民自身が計画づくりに参画することが必要となる。

作成した計画の実効性を高めるため、住民参加のワークショップの開催を促し、地域の防災力向上を図る。

第 23 節 要配慮者対策の推進

要配慮者対策の推進は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 22 節要配慮者対策の推進」に準じて行う。

第 24 節 ボランティアとの連携強化

ボランティアとの連携強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 23 節ボランティアとの連携強化」に準じて行う。

第 25 節 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 24 節防災訓練の実施」に準じて行う。

■防災訓練の実施

○津波避難訓練の実施

いざというときの円滑な避難実施及び防災意識の高揚を図るため、津波浸水予想地域や避難路、避難場所等の確認、水門や陸こう等の点検等のため、少なくとも年 1 回以上は、津波避難等の訓練を実施する。

第 26 節 防災教育・研修の実施

防災教育・研修の実施は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 25 節防災教育・研修の実施」に準じて行う。

第 27 節 災害救助法の習熟

災害救助法の習熟は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 26 節災害救助法等の習熟」に準じて行う。

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 職員の動員・配備

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備」に準じて行う。

第2節 災害対策本部の設置

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3節 県・広域への応援要請

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第3節県・広域への応援要請」に準じて行う。

第4節 自衛隊の派遣要請

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第4節自衛隊の派遣要請」に準じて行う。

第5節 災害情報の収集・伝達

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

第6節 災害広報活動

災害対策本部設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第7節 津波対策活動

第7節 津波対策活動

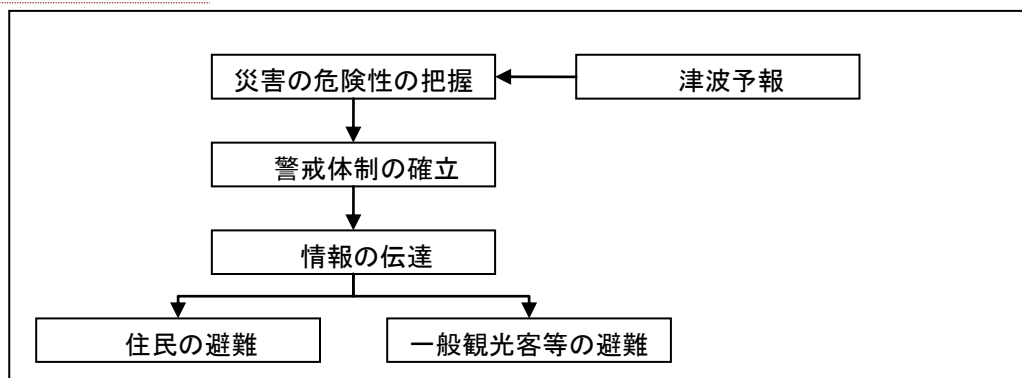
【本部班, 情報班, 消防団, 消防本部】

● 留意点

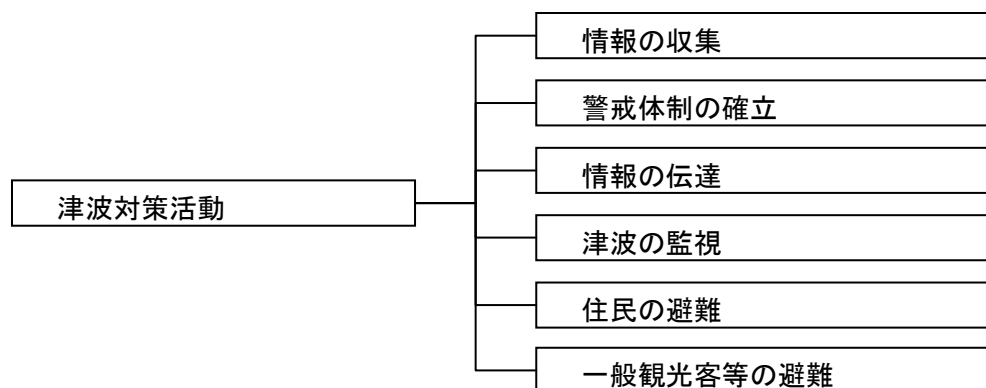
大規模な地震等により、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまで、及び、津波のおそれのある地震が発生した場合の津波の心配がないことが確認されるまでの間、「檜葉町津波避難計画」に基づき、初動体制の確立、津波情報の収集・伝達、避難対象地域住民への避難勧告・指示の発令、避難誘導を迅速に行う。

- ・迅速に情報を収集し、的確な情報の伝達を行うこと。
- ・円滑な避難誘導を行うこと。
- ・要配慮者、一般観光客等に対する避難誘導について、配慮すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 情報の収集

本部班、情報班は、仙台管区気象台が発表する津波予報、津波標識（鐘音、サイレン）、その他の情報を収集し、津波の危険性を把握する。

第2 警戒体制の確立

津波発生危険性がある場合、町は、警戒体制を確立するとともに、消防機関、消防団、水門操作員等に連絡し、監視等の警戒体制をとるよう命じる。

第3 情報の伝達

津波は、地震発生後極めて短時間で沿岸に到達するおそれがあるので、情報班は、津波予報・情報、海面監視の状況、避難勧告・指示等について、防災行政無線、広報車等を活用し、迅速に情報の伝達を行うとともに、消防機関、消防団、警察署、自主防災組織に情報の伝達を依頼する。

■津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

■津波情報

情報の種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

■避難勧告・指示の発令基準

発令基準	発令時期
・津波警報の通知を受けた場合 ・報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合	直ちに発令
・強い地震（震度4以上）があった場合 ・弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	町長が必要と認める場合に発令
・海面監視等により異常を発見した場合	町長が必要と認める場合に発令
・災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることが出来なくなった時、町長が気象業務法施行令第8条の規定に基づき自ら災害に関する警報を発した場合	直ちに発令

※津波注意報が発表された場合は、沿岸部住民や海岸付近にいる観光客等の伝達を行い、必要があると認める場合には、自主避難の呼びかけを実施する。避難勧告・指示の解除の発令は、原則として津波予報の解除の発表に基づき実施するものとする。

■ 津波予報・津波情報等の伝達・周知

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線	・住民 ・海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難勧告・指示の内容	情報班
サイレン	・住民 ・海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む）	情報班
広報車 消防車	・住民 ・海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難勧告・指示の内容	産業班・商工班・建設班 消防団

第4 津波の監視

津波発生の危険性がある場合、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波の監視を行う。海面監視等による情報収集は、高台等の安全な場所の監視地点から、消防団等により目視等により行い、異常を覚知した場合は、防災無線、携帯電話、一般加入電話等を使用し、連絡系統により伝達する。

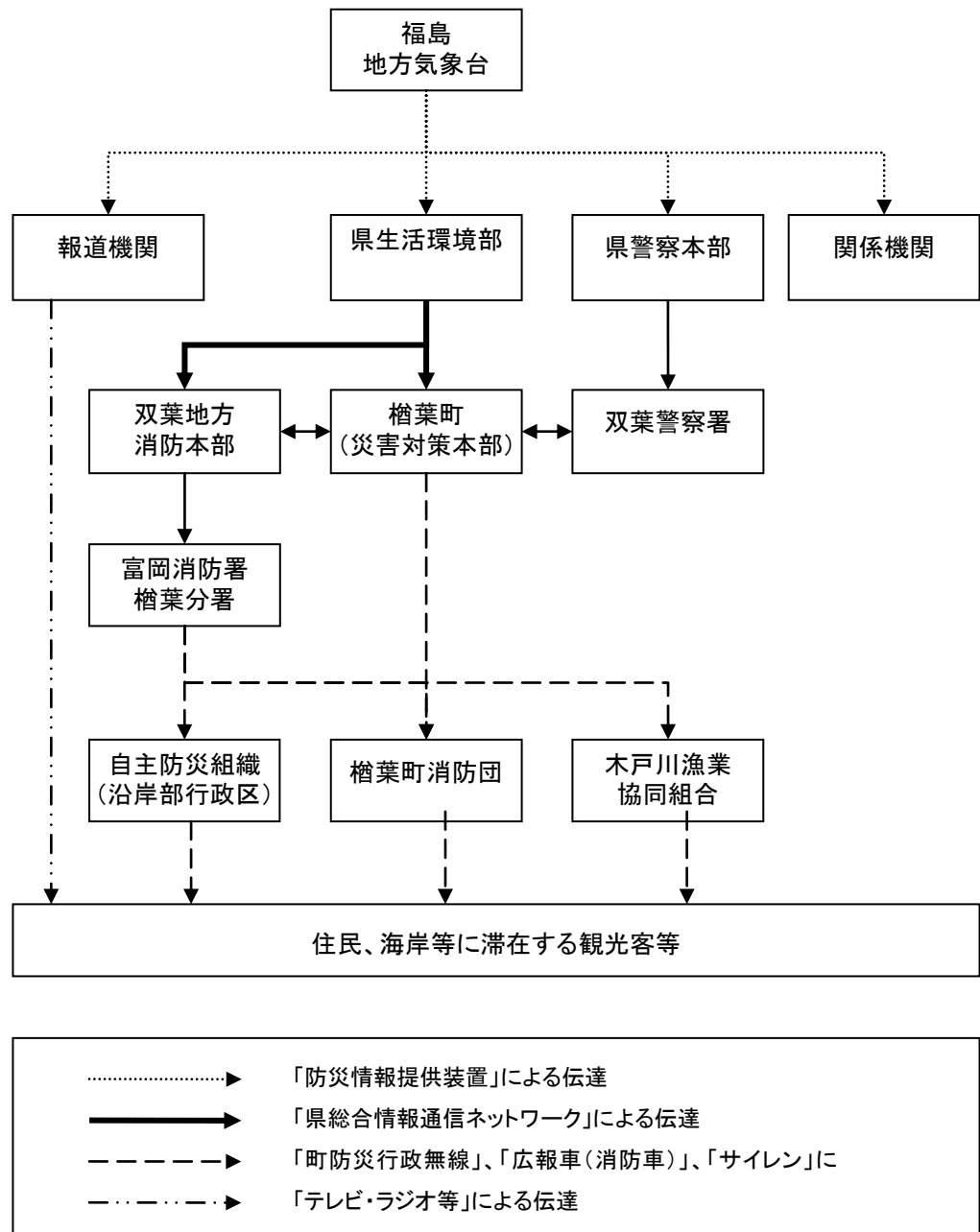
第5 住民の避難

津波発生により被害の危険性がある場合、沿岸の住民を避難させる。避難誘導にあたっては、警察署、消防団、自主防災組織等の関係機関と協力し、円滑に行う。避難場所については、指定している避難施設とするが、被害の危険性等をふまえ決定する。

避難措置を実施した場合、直ちに県に報告する。

【資料 8-1】避難施設

■津波情報の伝達系統図



第 8 節 消防活動

災害対策本部設置については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 7 節消防活動」に準じて行う。

第9節 救出・救助活動

救出・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2部災害応急対策計画 第2章応急対策活動 第8節救出・救助活動」に準じて行う。

第10節 医療・救護活動

医療・救護活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第9節医療・救護活動」に準じて行う。

なお、社会公共施設においては、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動を実施する。

第11節 避難活動

避難活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第10節避難活動」に準じて行う。

なお、社会公共施設においては、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動を実施する。

第12節 道路の確保

道路の確保については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

■道路の確保

○河川・溜池管理施設応急対策

町は、県との相互の協力及び応援体制のもと、地震による被災箇所について、水防活動が十分に行われるよう、速やかに災害復旧計画、改良復旧計画をたてるとともに、従前の効用を回復させる。

改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

第 13 節 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 12 節緊急輸送活動」に準じて行う。

なお、津波により崩壊し、また浸水した道路等施設の安全性を調査し、安全な迂回路を選定する。

第 14 節 警備活動

警備活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 13 節警備活動」に準じて行う。

第 15 節 飲料水等の供給

飲料水等の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 14 節飲料水等の供給」に準じて行う。

第 16 節 食糧の供給

食糧の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 15 節食糧の供給」に準じて行う。

第 17 節 生活物資の供給

生活物資の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 16 節生活物資の供給」に準じて行う。

第 18 節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 17 節防疫・保健衛生活動」に準じて行う。

第 19 節 廃棄物処理対策

廃棄物処理対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 18 節廃棄物処理対策」に準じて行う。

第 20 節 遺体の搜索・収容・火葬等

遺体の搜索・収容・火葬等については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 19 節遺体の搜索・収容・火葬等」に準じて行う。

第 21 節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 20 節ライフライン施設の応急復旧」に準じて行う。

第 22 節 住宅対策

住宅対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 21 節住宅対策」に準じて行う。

第 23 節 文教対策

文教対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 22 節文教対策」に準じて行う。

第 24 節 要配慮者対策

要配慮者対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 23 節要配慮者対策」に準じて行う。

第 25 節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 24 節ボランティアとの連携」に準じて行う。

第 26 節 農業対策

農業対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 25 節農業対策」に準じて行う。

第 27 節 災害救助法の運用等

災害救助法の運用等については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 26 節災害救助法の運用等」に準じて行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第1節激甚災害の指定」に準じて行う。

第2節 災害復旧・復興の基本方針の設定

災害復興の基本方針は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第2節災害復興の基本方針の設定」に準じて行う。

第3節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第3節公共施設の災害復旧」に準じて行う。

第4節 義援金品の受付・配分

生活支援相談の実施は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第4節義援金品の受付・配分」に準じて行う。

第5節 生活支援等相談の実施

り災害者のメンタルケアは、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第5節生活支援等相談の実施」に準じて行う。

第6節 災害弔慰金・見舞金の支給

災害弔慰金・見舞金の支給は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第6節災害弔慰金・見舞金の支給」に準じて行う。

第7節 町税の減免等

町税の減免等は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第7節 町税の減免等」に準じて行う。

第8節 災害復旧への資金支援

災害復旧への資金支援は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第8節災害復旧への資金支援」に準じて行う。

第9節 り災証明書の交付

災害復旧への資金支援は、「第2編一般災害対策計画 第3部災害復旧・復興計画 第8節り災証明書の交付」に準じて行う。

第 4 編 事故対策計画

- 第 1 部 海上災害対策計画
- 第 2 部 鉄道災害対策計画
- 第 3 部 道路災害対策計画
- 第 4 部 危険物等災害対策計画
- 第 5 部 大規模な火災対策計画
- 第 6 部 林野火災対策計画

第 1 部 海上災害対策計画

第1部 海上災害対策計画

第1節 計画の目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、または船舶、陸上施設、海上施設からの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

海上における船舶の事故、危険物等の大量流出等の海上災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 活動体制の強化

遭難者、行方不明者の捜索、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備等、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第3 福島県沿岸流出油災害対策協議会への参画

福島海上保安部主催の福島県沿岸流出油災害対策協議会に参画し、県、沿岸他市町、関係機関と連携し、流出油防除計画の策定、必要な施設、機材の整備の推進、研修及び訓練、流出油防除活動を行う。

第3節 応急対策計画

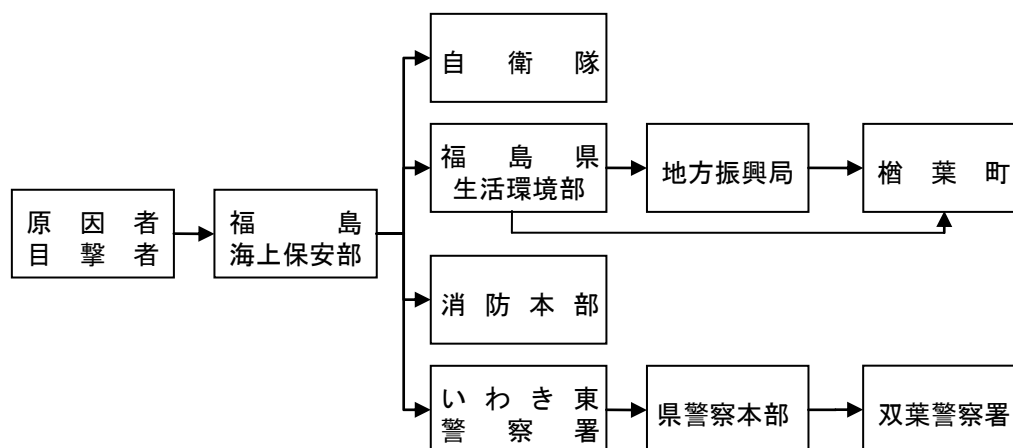
第1 情報の収集・伝達

環境防災課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、

必要な情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

■海上災害情報伝達



第2 活動体制の確立

町沿岸、近隣において、船舶の事故、危険物の大量流出等の海上災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 計画 第1節 職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、行方不明者等の搜索を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第19節遺体の搜索・収容・火葬等」に準じて行う。

第4 広報活動の実施

環境防災課、復興推進課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第 2 部 鉄道災害対策計画

第2部 鉄道災害対策計画

第1節 計画の目的

列車の衝突、脱線、横転等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

列車の衝突等の鉄道災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 活動体制の強化

負傷者の救出、広報活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

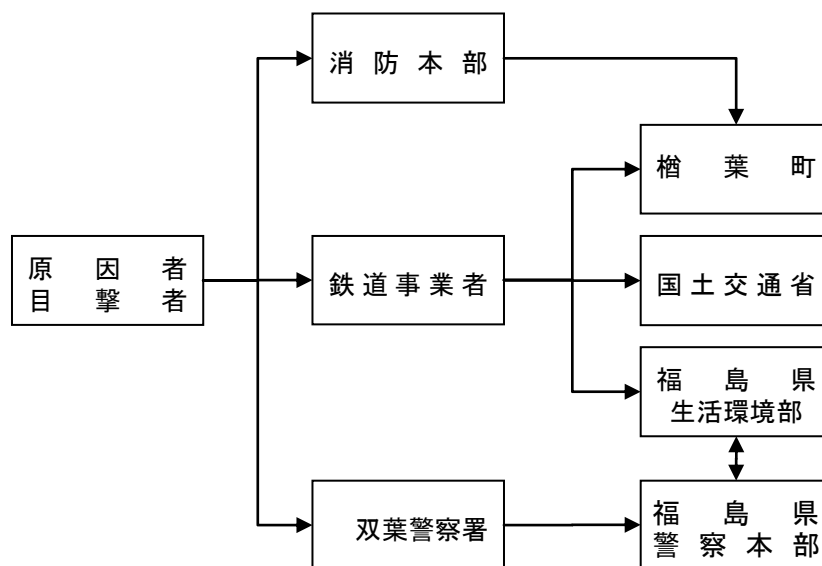
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

環境防災課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

■鉄道災害情報の伝達系統



第2 活動体制の確立

列車の衝突等の鉄道災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 捜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、捜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第19節遺体の捜索・収容・火葬等」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、交通規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 広報活動の実施

環境防災課、復興推進課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第 3 部 道路災害対策計画

第3部 道路災害対策計画

第1節 計画の目的

高速道路等における多数の車両の追突事故等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 道路施設の安全管理

道路管理者は、事故等を防止するため、道路施設の整備を行うとともに、必要に応じて安全パトロールを実施し、危険箇所の把握、改善に努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第3節道路・鉄道の安全性の向上」に準じて行う。

第2 情報収集・連絡体制の強化

道路構造物への被害、大規模な事故等の道路災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第3 活動体制の強化

負傷者の救出、二次災害の防止、広報活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

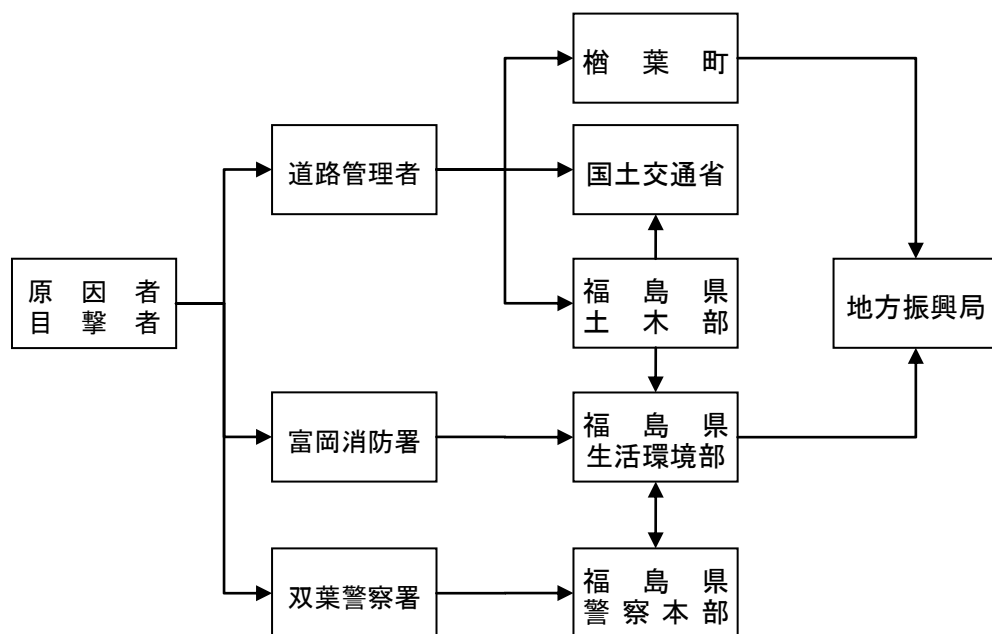
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

環境防災課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

■道路災害情報の伝達系統



第2 活動体制の確立

道路施設の被害、大規模な交通事故が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、負傷者の救助、道路の復旧活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、捜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第19節遺体の捜索・収容・火葬等」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

二次災害発生の防止、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、交通規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 消火活動の実施

消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第6 広報活動の実施

環境防災課、復興推進課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第 4 部 危険物等災害対策計画

第4部 危険物等災害対策計画

第1節 計画の目的

危険物・高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出等により多数の死傷者が発生した場合、火薬類の火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合等の危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

危険物の漏洩及び流出、火災等の危険物災害に対し、迅速かつ的確に防除、消火等の対応ができるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 活動体制の強化

避難、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第3 危険物施設の安全対策

危険物等の貯蔵、取り扱いを行う事業者は、次に示す法令で定める技術基準を遵守するよう定められている。

■取り扱いに関する法令

種類	法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律
火薬	火薬類取締法
毒物および劇物	毒物および劇物取締法

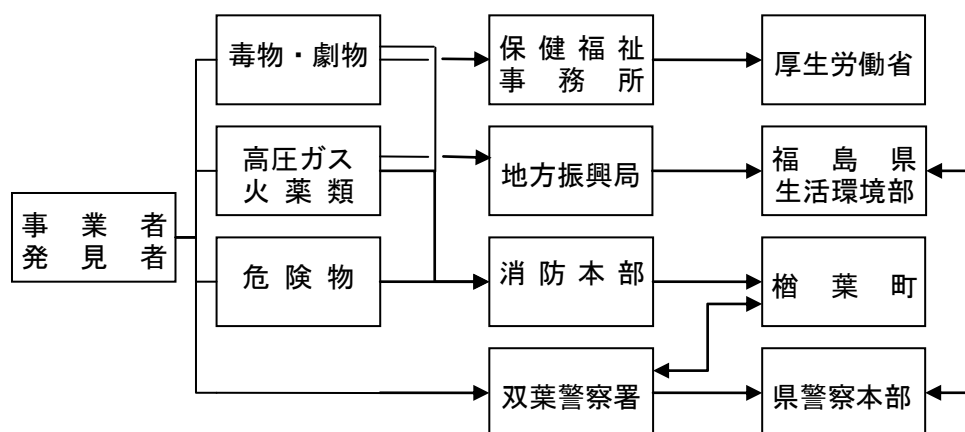
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

環境防災課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

■危険物等災害情報伝達



第2 活動体制の確立

危険物の漏洩、火災等の危険物災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

危険物災害が発生した場合、事故現場は爆発等の二次災害、中毒等の被害が発生する危険性がある。また、事故原因の調査、究明を行うため、事故現場の保全是重要である。そのため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、交通規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 消火活動の実施

消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。消火活動にあたっては、化学薬品等の特性、引火等を十分に考慮し行う。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第6 広報活動の実施

環境防災課、復興推進課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第 5 部 大規模な火事災害対策計画

第5部 大規模な火事災害対策計画

第1節 計画の目的

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 市街地における整備の推進

市街地における大規模火災の発生の防止、火災に対する建築物の安全化など、被害の軽減を図るため、計画的な市街地の整備を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第1節 市街地整備の推進」に準じて行う。

第2 情報収集・連絡体制の強化

大規模な火事災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第3 活動体制の強化

避難、負傷者の救出、消火活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

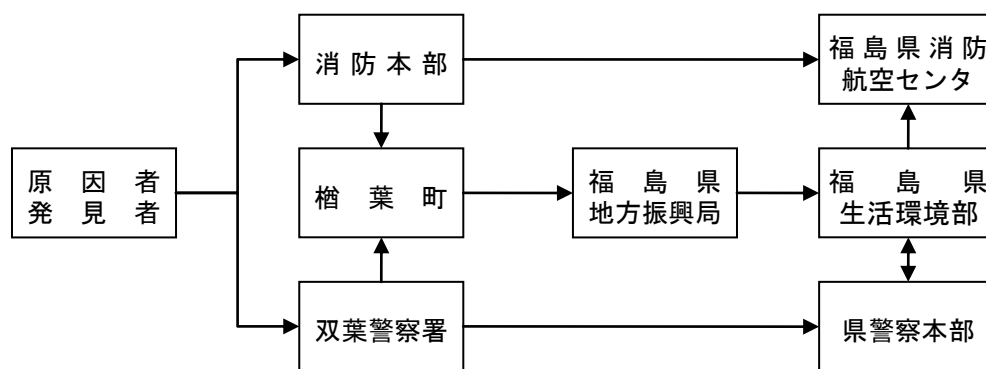
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

環境防災課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

■大規模な火事災害情報の伝達系統



第2 活動体制の確立

大規模な火事災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、負傷者の救助、消火活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

第4 消火活動の実施

消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第5 広報活動の実施

環境防災課、復興推進課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第 6 部 林野火災対策計画

第6部 林野火災対策計画

第1節 計画の目的

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

監視パトロールの強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとし、林野・山間で発生した火災に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

また、林野周辺住民及び入山者等の防災意識向上のため、啓発を実施する。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

■林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難および水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 活動体制の強化

遭難者、行方不明者の搜索、負傷者の救出、消火活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

また、状況に応じ、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等への移行が速やかに実施されるよう、事前にマニュアル等を整備し、習熟しておく。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第3節 応急対策

第1 情報の収集

林野火災が発生した場合、町は、周辺市町村、県、消防等の関係機関と連携して、火災の発生場所、延焼の危険性、火災の状況、消火活動の状況等の必要な情報を収集する。

第2 広報活動の実施

町は、住民が混乱しないよう、広報活動を実施する。広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第3 避難誘導

林野火災により住民の避難が必要となった場合、町は、避難の勧告・指示を行う。避難の勧告・指示については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第10節避難活動」に準じて行う。

また、二次災害の防止に努め、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第4 消火活動の支援

消防団は、消防関係機関と連携し、消火活動にあたる。消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

なお、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、最善の方策を講ずるものとする。

